

第八十四回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 七 号 (刷換分)

昭和五十三年三月二日(木曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 始関 伊平君
理事 小宮山重四郎君
理事 藤尾 正行君
理事 岩垂壽喜男君
理事 鈴切 康雄君
理事 逢沢 英雄君
理事 小島 静馬君
理事 玉生 孝久君
理事 中村 弘海君
理事 増田甲子七君
理事 梅野 泰二君
理事 柴田 睦夫君

宇野 亨君
関谷 勝嗣君
塚原 俊平君
福田 一君
木原 実君
新井 彬之君
中川 秀直君

出席國務大臣

外務大臣 園田 直君
國務大臣 稲村佐近四郎君
(總理府總務長官)

出席政府委員

内閣法制局長官 真田 秀夫君
内閣總理大臣官 大濱 忠志君
房務總務長官 秋富 公正君
總理府人事局長 上野 隆史君
防衛庁長官官房 銅崎 富司君
防衛施設庁次長 愛野興一郎君
防衛施設庁官 山崎 敏夫君
外務政務次官 中江 要介君
外務大臣官房長 中島敏次郎君
外務省アメリカ局長 官澤 泰君
外務省欧亜局長 大森 誠一君
外務省条約局長 大川 美雄君
外務省國際連合局長

委員外の出席者

防衛施設庁施設部首席連絡調整官 森山 武君
法務省入国管理局入国審査課長 山野 勝由君
厚生省援護局庶務課長 吉江 恵昭君
水産庁海洋漁業部沖合漁業課長 上田 大和君
海上保安庁警備救難部長 久世 勝巳君
郵政省電波監理局長 森島 展一君
局周波数課長 長倉 司郎君
内閣委員会調査室長

委員の異動

三月一日

上田 卓三君 補欠選任 小林 進君
山花 貞夫君 井上 普方君
新井 彬之君 林 孝矩君
柴田 睦夫君 不破 哲三君

同日

井上 普方君 補欠選任 山花 貞夫君
小林 進君 上田 卓三君
林 孝矩君 新井 彬之君
不破 哲三君 柴田 睦夫君

同日

山花 貞夫君 補欠選任 小林 進君
田川 誠一君 中川 秀直君

同日

小林 進君 補欠選任 山花 貞夫君
中川 秀直君 田川 誠一君

本日の会議に付した案件

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)
職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案(内閣提出第四五号)
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

○始関委員長 これより会議を開きます。

○岩垂委員

議事運営について一言申し上げておきたいと思うのです。

本日、總理府總務長官から国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案の提案理由の説明をいただくわけでございますけれども、去る予算委員会の分科会において、同問題に関連を以て、總務長官が——というお言葉を使われたことについて各党間で問題にされていることは御承知のとおりであります。私は、前回の理事会で、きょう趣旨説明を求めるところに理事会の結論を得ていますので、この問題の扱いについて実は発言をしようと思いましたが、しかし一応そういうルールになっていきますものから、提案理由の説明を受けることにいたしておきます。

○岩垂委員

この問題の扱いは各党の国会対策のレベルで当然話し合われる課題だと思っております。それらの協議といましようか話し合いといましようか、この扱いに対する善処のあり方についてはそちらに任せることにいたしまして、提案理由の趣旨説明は、したがって受けていきたいと思っております。これは単に一委員会の問題ではなくて国会全体の問題である、こういう認識に立っておりますので、その点を留保しておきたいと思っております。

○始関委員長

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を求めます。稲村總理府總務長官。
国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案
職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○稲村國務大臣 ただいま議題となりました国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律

案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国家公務員及び地方公務員等の労働関係の基本につきましても、政府としてかねて慎重に配意してきたところであり、昭和四十八年九月に内閣総理大臣の諮問機関である公務員制度審議会から答申をいただきました。以来、政府としては、この答申の趣旨を実現すべく、検討を進めてきたのでありますが、制度改善を要する事項のうち成案を得たものにつき、このたび国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の内容につきその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、従来、国家公務員法及び地方公務員法におきまして一般の職員と同一の職員団体を組織することのできない管理職員等の範囲についての規定がきわめて簡潔でありましたが、これを労働組合法第二条の規定に準じて整備することとしたしております。

第二に、従来、職員団体の登録の取り消しは、直ちにその効力が発生することとなっていたのを改め、裁判所へ出訴できる期間内及び訴訟係属中は、効力を生じないものとするものとしたしております。

なお、この法律案は、公布の日から施行することとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案につきましても、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国家公務員及び地方公務員等の労働関係の基本につきましても、政府としてかねて慎重に配意してきたところであり、昭和四十八年九月に内閣総理大臣の諮問機関である公務員制度審議会

から答申をいただきました。以来、政府としては、この答申の趣旨を実現すべく、検討を進めてきたのでありますが、制度改善を要する事項のうち、成案を得たものにつきこのたび職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案を提出した次第であります。

すなわち、この法案は、公務員制度審議会の答申におきまして、職員団体の「法人格は、登録制度とは切り離して、付与するもの」とされておりましたのを受け、現行国家公務員法または地方公務員法においては、登録を受けた職員団体のみに法人格付与の道が開かれておりましたが、これ以外の職員団体等に対しても法人格を付与する制度を創設しようとするものであります。

次にこの法律案の内容につきその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律案は、国家公務員、地方公務員を中心とする職員団体等に対し、これらの団体が財産を所有し、維持運用する等その目的達成のための業務運営に資するために法人格を付与することを目的としたしております。

第二に、この法律案で法人格を付与することのできる職員団体等は、現行国家公務員法または地方公務員法では、法人格が付与されない国家公務員または地方公務員が主体となつて組織する非登録職員団体あるいは国家公務員職員団体と地方公務員職員団体との連合団体、さらにこれらの団体に労働組合等が一部混合している団体としたしております。

第三に、法人格の取得の手続については、職員団体等がその規約につき認証機関の認証を受けて、その主たる事務所の所在地において登記することにより法人となることができるものとしたしております。

第四に、認証の手続及び要件等についてであります。

認証を受けようとする職員団体等は、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならないこととし、認証機関は、認証の拒否事由がある場合を

除き、規約が所定の要件に該当するときは、当該規約を認証しなければならないこととしたしております。

認証の要件については、規約に名称、目的、業務等所定の事項が記載されていること、規約に規約の変更等の重要事項が民主的な手続によつて決定される旨の規定が定められていること、規約に所定の会計報告の規定が定められていることを要するものとしたします。また、認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、または当該職員団体等が認証を取り消され、その取り消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは、認証を拒否しなければならないこととしたしております。

なお、認証機関は、右の認証に關し、当該職員団体等が職員団体等でなくなったときその他認証の要件に適合しなくなったときには当該認証を取り消すことができるものとしたしております。

第五に、認証機関は、職員団体等の区分に応じ、人事院、最高裁判所、人事委員会または公平委員会といたしております。

その他、民法及び非訟事件手続法の準用等所要の規定を設けております。

なお、この法律案は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○始開委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○始開委員長 次に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○上原康助君

最初、法案について若干お尋ねをしたいと思ひます。

もうすでに受田先生なりほかの委員の御質問にもございましたけれども、最近伝えられるところによりますと、在外公館に勤務をする職員いわゆる公館の中に、単身赴任が非常にふえているということが報道されております。いろいろ事情があつてのことだと思ひますが、せっかく海外で日本国を代表して駐在国である相手国と友好親善を深める、あるいはその他の国際関係を緊密化していく上で、ある意味では非常に重要な職責を果たさなければいけない在外公館の皆さんが単身赴任を余儀なくされているということは、ある面では非常に問題だと思ひますし、職務上も著しいといひますか大きな不便あるいは支障を来すこともあり得るかと考えられるわけですが、

そこで、どういふ理由で最近特に単身赴任者がふえる傾向にあるのか、大体想像はできるわけですが、その実情なり実態というものを明らかにしていただきたいし、同時にまた、このような傾向を改善していくために外務省としてはどのような対策をお持ちなのか、その点もお考えがあれば御説明をちょうだいしておきたいと思ひます。

○山崎政府委員 お答え申し上げます。

在外職員の単身赴任の実態でございますが、本年二月一日現在で在外におります職員の実数は千五百三十三名、そのうち既婚者、配偶者がある者は千二百九十名でございます。さらにそのうちの単身赴任者は百六十五名でございます。したがって、比率といたしましては一对九でございます。十名のうち一名が単身赴任をいたしておる計算でございます。

家族がありながら単身で赴任する理由につきましては、これはいろいろな理由がございますけれども、一番大きな理由は何と申しても子女の教育問題、続いて勤務地の医療事情等で家族の健康状態の關係から連れていけないというふうなことが

最も多いようでございます。しかしながら、在外職員というものはやはり公私各面で家族を同伴の上活動することが外務省としても最も望ましいと考えておりますので、われわれといたしましては在外におきます勤務条件の改善、海外の子女教育体制の整備等について、関係当局とも協議しながらできるだけの措置をとってまいりましたし、今後ともしていきたいと考えております。ことに教育問題に關しましては、海外において日本人学校、これは全日制と補習校と両方ございしますが、これの充実を図ってまいりたいと考えております。

また、それでもやむを得ず単身赴任する者につきましては、休暇帰国あるいは子女の一時呼び寄せ等の方法によりまして、一定期間家族とともに過ごし得るような制度がございしますが、この点についても今後十分配慮してまいりたいと考えております。休暇帰国と申しますのは、健康地の場合には三年に一回、不健康地の場合には一年に一回とすることが出来ます。また、子女の一時呼び寄せは、原則として一年に一回行い得るようになっております。

○上原委員 いまお答えがあったような事情が多分原因だと思つたのですが、確かに子弟の教育問題あるいは赴任先の医療環境、生活環境の問題などがあつて、なかなか家族同伴で赴任できないという事情があるかと思うのですが、いまもお答えがありましたように、やはり原則的には家族と一緒に勤務先に就任をするということではなければいけないと思つたのです。

そこで、いろいろ改善策もお考えのようではあるのですが、私は、先進国と発展途上国に新たに在外公館を設置をされていく場合の職員の勤務状況というか、その条件整備については、余りにも差があり過ぎるのじゃないかという感じを持つわけなのです。従来から、大使館なり総領事館が設置をされて、先進国の場合はむしろ赴任を望んだという希望者が確かに多いと思うのですが、発展途上国なり、まだまだいまいちやっとな生

活環境整備ができていないで、どうしても在外公館を設置をしなければいけないという場合には、なかなか人材も得にくい状況にあるのじゃないかと思うのです。したがって、せんだつてのお話もございしましたが、そういう発展途上国なり生活環境整備が、まだまだ在外公館に赴任をさせる面で若干支障があるというところについて、は、いまだ少し人事の面においても、あるいは待遇、労働条件、勤務条件の面においても、私はこの際、配慮をする必要があると思うのです。したがって、細かいことは、きょうは申し上げませんが、そういうところはぜひ外務省としても十分御検討をいただいて、このような職員の悩みというものも解決されるように特段の御配慮を要望しておきたいのですが、この件について大臣の方から一言御回答を賜つておきたいと思つた。

○山崎政府委員 大臣から御答弁いただきます前に、ちよつと私から申し上げさせていただきますかと思つた。

最初に、私、先ほど御説明いたしました場合には、不健康地からの休暇帰国について一年に一回と申し上げたかと思つたが、これは誤りでございまして、一年半に一回の原則になっております。

それから、ただいま仰せのございました点は、まことにそのとおりでございまして、近年わが国の外交活動が非常に拡大いたしまして、それに伴つて勤務環境の厳しい位置に開設される在外公館の数が非常に増大いたしております。したがって、これらの公館に勤務する職員の勤務条件の整備というものは非常に大きな課題となつておりまして、われわれはこの問題を最重点事項として取り組んでおる次第でございまして、そこで、われわれは、具体的には、こういう勤務環境の厳しい地に存在いたします在外公館の職員のために簡易宿舎を建設したり、あるいは購入したり、あるいは借り上げたり、場合によつては家具の購入についても配慮したり、さらに健康管理及び福利厚生施設の実施等を重点的に行つております。健康管理の

面では、主要なところに医務官を配置してあります。また、人事面では、不健康地に勤務する者については、その在勤期間を一年半ないし二年にするというのを原則にいたしております。さらに、給与の面におきましてもそういう奨励度というものを考えまして、特別の配慮を行つておる次第でございまして。

外務省といたしましては、御趣旨を体しまして、今後とも在外職員の勤務条件の整備にはさらに重点を置いて配慮していきたいと考えております。

○園田国務大臣 御指摘のとおりでございまして、近年、外交の重要地点、情報収集の拠点が逐次移り変わつてきております。なおまた、開発途上国、アフリカ、そういう方面が外交の重要点に逐次なつてきていますことは御意見のとおりでございまして、外務省としては、だんだん外交官の諸君が、先進国ではなくて、そういう国々に進んで行くという機運も出てきておる折でありますから、せつかくその住居の設備あるいは公館の施設、待遇あるいは子女の教育、そういう問題については十分配慮しつつ、そのような趨勢がますます拡大されるように努力することが大臣の責任であると考え、御理解と御協力をお願いし、私も誠意を持って努力をする覚悟でございまして。

○上原委員 私がこのことを申し上げたのは、あくまでも国民を代表する立場での在外公館活動をやらなければいかぬということですから、何も特定の団体なり特定の個人だけを対象にする勤務であつてはならぬということも念を押しておきたいと思つたので、篤と御努力をいただきたいと思つた。

そこで、私はきょう、盛りだくさんのことを、せつかく外務大臣のお時間があるようでございまして、お尋ねしたいわけですが、どうも分科会との関係もあつて、防衛庁関係の方が御出席でないようで、その点ちよつと不満なのですが、やってみて、どうするかは決めていきたいと思つた。

そこで、最初に、日米首脳会議について少しばかりお尋ねをしておきたいと思つた。

すでに報道されておりますように、五月三日、ワシントンで福田・カーター首脳会議が開催される運びになつたようであります。私は、せんだつての予算委員会でも少しお尋ねをしたのですが、どうもアメリカ側が渋るのを、再三日本側が申し入れて五月上旬に持つていったということに対して、いささかひつかりも感じないわけでもありませんが、その点は抜きにして、現段階で日米首脳会議で討議をされる事項はどういうことが予想されておるのか、ぜひ明らかにしておいていただきたいと思つた。

○園田国務大臣 五月三日に大統領と総理の会談が行われることはほぼ決定したわけでありまして、なお、議題その他については今後両方から話し合うことになつておまして、日本の方でも総理を中心にしていろいろ御相談をするわけで、まだ決めておりませんが、大体世界経済問題及び国際情勢等で二国間に共通の関心のあるものを議題とするということ、その方向で今後総理の方で検討し、まとめられるものと思つたが、いまのところは大体その程度でございまして。

○上原委員 一般論として言えば、確かにそうだとおもうのです。いま通商問題が非常に両国間の経済、政治課題になつておるわけですから、そうしますと、二国間に共通の関心ある事項というのは、これまたきわめて当然のことでありまして、その共通の関心のある事項が何かを国民は知ることがつておるわけですね。

そこで、私の方から、では少しお尋ねをいたしますが、いまの経済問題とあわせて、現在、後ほどの私のお尋ねとも関連をしますが、防衛問題なりアジア情勢、韓国からの地上軍の撤退問題等と関連をさせて非常に日米間で防衛問題が話題になつておることは御案内のとおりであります。恐らくアジアにおける日本の政治、経済面での指導力発揮ということで米側は求めてくるのでありましよう。その中には、当然日本の自衛力の向上という

もの、能力の向上というものが、よく言われている。対潜能力あるいは空軍能力、空の防衛能力の向上、拡大というように、あわせて在韓米地上軍撤退問題なども、要するに東北アジアの安全保障の問題についても私は主要な議題になると思うのですね。見方によっては経済問題よりもこのことが主になるのじゃないかという見方さえもあるわけですが、ここの点は一体外務省としてはどうお考えなのか、もう少しお考えを明らかにしておいていただかないとならないいまの政治、経済環境でありますので、そういう面もぜひもう少しつまびらかにしておいていただきたいと思います。

○園田国務大臣 ただいま申し上げましたとおり、現段階では私からはその程度でございまして今後総理がいろいろ判断をし、総理を中心に御相談して、議題を具体的に決めていきますので、いまの段階では私はその程度しか御答弁はできません。ただし、いまおっしゃいましたような防衛問題あるいは韓地上軍撤退の問題等は余り議題にならないかと想像をいたします。

○上原委員 それでは、いつごろまでに議題は煮詰まるのですか。

○園田国務大臣 なるべく早く準備をされるでありまして、私にはよく見当つきません。

○上原委員 日米首脳会談には外務大臣は御一緒しませんか。

○園田国務大臣 総理からはまだ御下命はありませんが、慣例でもあります。当然お供することになると思います。

○上原委員 そこで、この日米首脳会談と関連をするわけですが、せんだってから本委員会なり予算委員会でもいろいろ問題になっております例の日中条約の問題であります。

一説には、外務大臣、非常に熱意を持って機が熟したという御判断で、総理の決断を仰いで今月中にも訪中をなさるといふようなことも、これまでも御自身の御答弁の中にもそのように受け取れる

御発言がありましたし、また報道もなされてきたのも御案内のとおりであります。しかし、きわめて残念ながら日米首脳会談が開かれるまでは外相の訪中もあるいは条約締結の前進もあり得ないのではないかと見方もあることは、これまた否定できない事実だと思うのですね。そこいらは一体どうなのか。この際、端的にお尋ねいたしますが、首脳会談前に日中条約については決着がつくのか。あるいは外相訪中は可能なのかどうか。この点、もう少し明確にお答えをいただいておりますか。

○園田国務大臣 私の訪中がいつになるか、あるいは締結、決着がいつになるのか、これはこれから日本と中国の間でやることでございますから、これはいつと申し上げるわけにまいりませんけれども、少なくとも日米首脳会談があった後でなければ決着がつかないというところは全然ございせん。日米首脳会談とは別個の問題で、日本と中国の相談でこれは進める問題でございます。

○上原委員 その点は少し明確になりましたので、それと日中条約との関連でいま一つお尋ねをしておきたいのですが、これはいろいろな見方がありますが、当然ソ連の日中条約問題に対する反応というのには予想されるわけですね。現にいろいろな形で起きてきている。一方的な善隣友好条約の発表問題等を含めていささか問題含みなんです。日中条約交渉を再開をし、その締結をする前提で見通しが立ったという段階においては、政府としてはソ連側に日中問題での理解や協力あるいは説明をする前に特使の派遣なり何らかの方法を考えておられるのかどうか。そういうことは、私は速やかに日中条約は締結をさるべきだという前提でお尋ねをしてきたわけですが、同時に北方領土の問題なりあるいは北方漁民の方々のいろいろな不安等を解消していくためには、ソ連との友好善隣関係というの当然考えなければいけない外交重要課題であります。そういう面もお考えにな

っておるかどうかという点だけお尋ねをしておきたいと思っております。

○園田国務大臣 御指摘のとおりでありまして、日本の外交の基本方針は、ソ連とも善隣友好関係を進めていくというところは当然であります。したがって、現下の現実の状況から、日本と中国の友好条約を締結した後は、ソ連に対しても相手の態度にかかわらず、こちらは善隣友好の実を上げるために、あるいはその条約締結の真意を理解するためいろいろ方法を講ずることは当然だと思っております。しかし、条約交渉の途中で締結に入る前にその国に相談をしたり、よその国の意見を聞いたりすることはなかなか実質上としてはできない、こう考えております。

○上原委員 いろいろ困難な環境下での対中あるいは対ソの外交でしようが、ぜひひとつ主体性を持って日中条約の早期締結に一段の御努力を賜りたいと思っておりますので、その点御要望申し上げます。

そこで、きょうは時間の関係もあって、本来ですと米韓合同演習の問題とか、ブラウン国防長官のせんだっての発言問題から入りたかったのですが、午前中の日程の都合もありますので、最初に、日米合同委員会のあり方についてお尋ねをしてみたいと思っております。

御承知のように、安保条約に基づく地位協定によつて日米合同委員会が設置をされているわけですが、この日米合同委員会で取り決められる事項については、残念ながら一切国民の前に明らかにされないいきさつがあるわけですね。そこで、なぜこの日米合同委員会で取り決められることが明らかにされないで今日まで来ているのか。もちろん部分的には要約した形で、国会なりに資料提出という経緯はございまして、実際にその委員会でも取り決められた諸事項というものは、ほとんど秘密扱いにされてきている。これが今日、沖縄基地なりあるいは在日米軍基地全体をめぐって大きな疑惑の的になっているのも御案内のとおりであります。

そこで、その理由は一体何なのか。また、この日米合同委員会で取り決められた外交案件というか、日米間の取り決め事項というのは、法的にはどういう拘束なりどういう取り扱いになっているのか、そこいらの点からひとつ御説明いただきたいと思います。

○中島政府委員 お答え申し上げます。まず第一点の、合同委員会の関係文書の不公表の点でございますが、この点は、従来たびたび御説明申し上げましたように、この合同委員会発足の当初より、合同委員会の関係の文書は不公表扱いをするということで米側と合意をされて、そういう運用がされてきているわけでございます。

ただし、先生もいま御指摘のように、その合同委員会の関係文書のうち、国民の生活と密接な関係があるようなものは、その都度必要に応じて公表して、米側の了解を得た上で、その要点を公表してきておるわけでございます。ことに、ただいまもちよつとお触れになりました、施設、区域の提供に係るものにつきましては、提供の合意が成立した都度、官報をもって告示をいたしておるという関係でございます。

第二点の、合同委員会の合意がいかなる法的な地位にあるものかという点につきましては、これも事実御説明申し上げるまでもなく、合同委員会というのは、日米安全保障条約に基づきますところの米軍の地位に関する協定の実施機関でございます。したがって、安保条約、地位協定の運用、ことに地位協定の運用についての細かな細目を取り決めていく、こういう関係に立つたかというふうなことでございまして。

○上原委員 ですから、その安保条約、地位協定を運用していくための実務取り決めであるということとは私も理解できないわけではないのです。それが法的にはどういう役割りを果たしているのか、その説明を求めたいわけですね。それと皆さんが、アメリカでもよろしいあるいは外国と、いわゆる外交文書としていろいろ取り決めをなさると思われるのです。その内容にはどう

れにしろ、その内容は、地位協定という日米間の協定の実施のために具体的な施設を提供し、その施設を、どこであるか、どういふ名前であるか、いかなる使用条件であるか、そういうような細目について特定したもの、こういうことでございませう。

○上原委員 では、日米合同委員会が今日まで取り決められたその種の取り決め、合意事項というのは何件くらいあるのですか。

○中島政府委員 私どもの承知いたしております限り、施設、区域の提供に関するものは、行政協定期代のもも含めて大体二千二百件余りということとございませう。沖繩につきましては、ただいま先生もお触れになりましたけれども、返還当初に八十七件ありまして、そのうち返還になったものがあつて、そのうちの五十一件が依然として有効であつて、ただ、その後一部返還、共同使用等についての合意がありますので、それらを全部合わせますと、沖繩関係で施設、区域の方の關係が約二百件というふうに承知いたしております。

○上原委員 まますこれは奇々怪々ですね。二百件。二千二百件は全部有効ですか。

○銅崎政府委員 先ほど答弁がありましたように、二千二百件という膨大な数でございませうので、いままさにそれが全部有効であるかどうかということをお答えできないわけですが、返還になったものもございませうので、返還になったものについてはすでに有効でないというところは言えると思ひますが、一応検討してみまさんと、いま直ちにはお答えできないわけでございます。

○上原委員 恐らくそうでしょう。それはどんなに頭のいい外務省や施設庁の皆さんだつて、二千二百件もあれば、そう簡単にそれは有効ですとか言えない。しかし、それだけの取り決めをしているということだけでも驚くべき数字になつてゐるわけですね、安保条約地位協定ができてから二十数年たつてゐますから、そうなると思ふのですが。

○上原委員 現に施設、区域として提供されてゐるのは五十一施設、区域、あとの百四十九はどういう關係を取り決めた内容になつてゐるわけですか。

○銅崎政府委員 その他のものにつきましては、たとえばパイプラインの下に下水溝をつくるかという共同使用、あるいは一部返還あるいは追加提供というふうなものがございませうので、施設そのものといひますか、それに関連しまして共同使用したところあるいは一部返還になったりというふうなものにつきましても、一々日米間で協議して合意するわけでございます。

○上原委員 どうもここで何で銅崎さんが御答弁するからよつとわからないのですが、そういうのは外務省のことじゃないでしょうか。

それじゃさらに具体的に説明していきませうが、せんだつて、問題というよりも一つ明らかになつてゐるのは、キャンピング・シユワブの場合は、この了解書といふのは八六九号と言つてゐましたよね。そこでこれは、全国の基地に一応そういう取り決めはされてゐるのかといふことが一つ。その前に、先ほどアメリカ局長の御答弁によりまして、国民生活と密接な關係のある事項については、その内容について公表してゐるのだ、あるいは官報で告示してゐる。官報で告示してゐると言つたやつ、あんなことでは内容はわからないわけですよ。全国の基地、たとえば青森の三沢、東京で言うと横田など、あるいは横須賀、岩国、厚木基地、こゝらの了解書、いわゆる日米合同委員会でも取り決められてゐる使用条件なりそういうのはどうなつてゐるのか。まずその点を含めて御説明をいただきたいし、本来合同委員会でも取り決められたものは秘密扱いにする性格のものでないかと私は判断するのです。いまさっきのあなたの御答弁からしても、その点ぜひ明確にお答えください。

○中島政府委員 先ほど来御説明申し上げておりますように、合同委員会の關係文書につきましては、その発足の当初よりこれは不公表扱いをするというところで運用がなされております。ただし、先ほど来申し上げましたように、国民の生活と關係の深いようなものについては、その都度必要に応じて米側の了解を取りつけて公表するようになつてゐるというのを申し上げた次第でございます。

具体的な施設の点につきましては、施設庁の方からお答えをいただきたいと思つております。

○銅崎政府委員 全国の基地につきまして取り決めがなされておりますが、御質問が、たとえば演習場とか射撃場とかいふ、特に周辺に被害の及ぶような施設の運用その他について、そういうものについての取り決めが全国の基地であるかといひますと、住宅とか通信所とか一応使用の実態について詳細な取り決めがなくてもわかるようなものにつきましては、簡単なものでございませう。それから官報に告示しておりますのは、施設、区域に関する取り決めのうちで主な事項でございまして、たとえば施設の番号とか施設名、どこにあるかといふ所在地、国有地か民有地かといふような所有關係、それから土地が水域かといふような種類、使用目的、それに漁業や船舶の航行に重大な影響があります水域につきましては、用途制限の内容につきましての使用条件、これを官報に告示してあるわけでございます。それから厚木飛行場につきましては、使用条件といひますが、これはまた別な意味で大変音がうるそうございませうので、騒音の關係の取り決めは騒音分科委員会の方でやるわけでございますが、騒音を主にした騒音防止といふことで、取り決めがなされてゐるわけでございます。

○上原委員 先ほどから、当初から日米間で非公表扱いするようになってゐるので、官報に告示をした以外に公表できかねるという趣旨のことを繰り返してゐるのですが、それでは納得できないわけですよ。

そこで、これは外務大臣もぜひお聞き取りをいただきたいわけですが、これだけのことを基地の運用としてあるいは提供施設、米軍の基地使用条件として取り決めておきながら、国民にその内容を明らかにしないとは一体何事ですか。これでは納得いきませんよ。

そこでせんだつても外務省は防衛施設庁とも協議の上、必要な部分については明らかにすることができるといふふうな検討を進めてゐるかを、それはどういふふうな検討を進めてゐるかを、明らかにしていただきたいし、しかもこの地位協定にかかわる主要事項は、安保国会のときに、昭和三十一年に一応資料として国会に提出をされてゐるわけですね。三十五年三月二十五日、衆議院の安保特別委員会に提出した資料が確かにあります。しかし、これも全文ではない。項目だけを羅列してゐる。さらに、昭和四十二年七月十四日、参議院の予算委員会に若干の資料が提出をされております。これ以外はほとんど皆無に等しい。また私はなぜこの問題を改めて取り上げてゐるかといひますと、安保国会のときに地位協定の問題についてはほとんど議論されてゐない。この合同委員会の性格なり、やつてゐることがいかに重大な事項を含んでゐるかといふことを、現在の基地の動きなどを見た場合に改めて考えざるを得ない。国民には全然わからない、わからないどころか施設、区域、基地を抱えてゐるその町村や県なりも全くつんばさきにされた形で、このまま基地の運用が日米間で秘密裏になされるといふことは、いかに平和と安全とかなんとかたてまえ論で言つてみたつて言語道斷、これでは納得できません。こういうことをするから基地に対する問題や安保に対する考え方というものが対立を深める結果にもなつてきたと私は思ふ。よつて、この際、この二千件もあるといふ、あるいは沖繩關係では二百件もあるといふこと、また先ほど言ひましたように三十五年と四十二年にしか公表されていない、しかもその過程において沖繩返還といふ、安保問題を含めて重要な基地問題の変化があつたわけですね、そうであるならば、現段階において合同委員会でも取り決められた諸事項について整理をして、改めて国会に資料を提起をして、その内容が十分につまびらかにされるような方途を政府は講ずるべきだと思ふ。この点についてぜひ

大臣の方から——これはこのまま伏せておくわけにはまいりませんよ。またそんなに秘密扱いしなればいけないものなのか。公にされたら困るから、何か後ろめたさがあるから皆さんは明らかにしないわけでしょう。勘ぐればそうなる。もしそうでないという、あるいはいまさき言うように地位協定の範囲内でしか取り決めてないというなら、なぜ堂々と出さなせんか。それを出したら都合が悪いことがたくさん書いてあるから隠してあるわけですよ。そういう誤解だということがあれば、この際明確に整理をして資料として明らかにするということに私は政府のときき処置だと思ふし、そのぐらゐの誠意がないと安保問題や防衛問題、基地問題、これは議論はかみ合ひませんよ。これはだれが聞いても筋だと私は思うのですが、この点についてぜひ大臣の決断と誠意ある態度をお願いしたいわけですが、いかがでしょう。

と関連をして具体的にもう少し資料要求をしておきたいと思ひます。

さき申し上げた青森三沢基地の取り決めですね、それから横田、厚木、横須賀、岩国。そうしてこれに加えて沖縄の場合、FACナンバーでいきますからね。六〇〇一北部訓練場、六〇〇五伊江島補助飛行場、六〇〇六八重岳通信所、六〇〇七慶佐次通信所、六〇〇九キャン・シュワブ、六〇一〇辺野古弾薬庫、六〇一一キャン・ハンセン、六〇一二嘉手納弾薬庫地区、六〇二六楚辺通信所、六〇二九キャン・コートニー、六〇三二キャン・シルズ、六〇三六トリイ通信施設、六〇三七嘉手納飛行場、六〇四四キャン・瑞慶覧、六〇四八ホワイト・ビーチ地区、六〇五一普天間飛行場、六〇五六牧港補給地区、六〇五六那覇空軍・海軍補助施設、六〇七八出砂島射撃場、六〇八四黄尾嶼射撃場、六〇八五赤尾嶼射撃場、六〇八八沖大東島射撃場、以上申し上げたこの訓練場あるいは施設、区域についてどういう取り決めがなされているのか、どういう使用条件になつておられるのか。これはFACナンバー、いま申し上げたように書いてある。しかし、キャン・シュワブの場合は、八六九というようにまた別の取り決めがある。この一連の番号とその使用条件等を明らかにしていただきたいと思ひます。——さき申し上げた本土の五つの基地、これはよろしいですね。

決りがなされている。それは先ほどから申し上げておりますように、断片的にはわかつて、その全貌は全く極秘にされているわけですね。これでは幾ら安保条約や地位協定、基地問題に対して理解と協力をしてくれと言われてみたって、大臣、しよせん無理な話ですよ。こういうやり方というものは改めなければいけないのです。そういう意味でこの際、この地位協定に基づき日米合同委員会を取り決められた諸事項については速やかに整理をさせていただいて、その内容をできるだけ公表するように、資料として提出をしていただきたい。その点よろしいですね、大臣。

の訓練にしたって、その他の実弾射撃にしたって、この取り決めに基づいてわれわれはやっていくというのを、向こうが、アメリカさんが公然とやっているわけですよ。どうして日本政府からそういう資料をもらえなせんかということ、逆に向こうから指摘をされている、反問されている。これは政治も行政もへったくれもないですよ。したがって、これだけ膨大なものがあるということについては、一応大臣のおっしゃることです。信用もしないわけにはまいりませんが、おっしゃった以上は、誠意を持ってこの実態というもの、これを明らかにしていただきたいし、同時に、これは当委員会にとつても重要な事項でありますので、委員長の方でも、この取り決めの内容について明らかにさせるように、特段の御努力をいただきたいと思ひます。改めて大臣の決意のほどを伺うと同時に、委員長のお考えを聞いて、午前中は終えたいと思ひます。

○國田國務大臣 過去の二千数百件の資料をそのまま提供することは、物理的にもこれはなかなか大変であることは上原委員も御承知のとおりであります。したがって、その中の資料の提供については、いま防衛庁の方からお答えしたとおりでございます。

ただいま施設庁の方でどういうふうに取り扱つか検討しております。これを早急にやりまして、外務省の方と十分協議したいと考えております。

○中島政府委員 先生の御指摘の点、合同委員会の合意の国会提出につきましては、私どもの記録では昭和三十五年三月二十五日に衆議院、参議院の安保特別委員会にその概要を御提出いたしましたのと、その後昭和三十七年四月二十八日、昭和四十二年七月十四日、昭和四十四年二月十七日ということ、その後の合意の要旨を御報告したことがございます。

○上原委員 これは委員長にも御要望申し上げておきますが、私は、残念ながらいまの御答弁では十分納得はできませんが、少なくとも、これだけ膨大な取り決めをやっているにもかかわらず、その提供している地主もわからない、市町村もわからない、果もわからない。アメリカ側はわかっている、政府の一部はわかっている。

○始開委員長 ただいまの上原君の御発言の問題の要点につきましては、所在につきましては、ただいま外務大臣も非常によく御了解のようでございますので、私どもも当局の動向を今後見守りまして、御趣旨に沿って善処いたしたい、かように存じております。

○上原委員 施設庁に、外務省も資料をおつくりになる場合に、もう二千件全部整理するというのは一年ぐらゐかかるかもしれないので、返され

いづれにいたしましても、先生御指摘の沖繩におきますところの施設、区域に関する提供の合意につきましましては、ただいま施設庁の方でその合意の要点をお示しできるように作業をしていただいているというふうには理解いたしております。私どももその作業が完成次第、アメリカ側と了解をとってこれを御提出するように努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○上原委員 大臣がお答えになる前に、いまの点と関連をして具体的にもう少し資料要求をしておきたいと思ひます。

○上原委員 午前中の時間のようですから、最後に、まとめて外務大臣の方から御答弁をいただきたいのですが、いま申し上げましたように、またいろいろやりとりをお聞きになつておわかりのよう、安保条約ができて地位協定に關連する諸取り決めというのが何と二千数百件もある。沖繩關係の場合に、復帰後六十年近くの間二百件の取り

○上原委員 施設庁に、外務省も資料をおつくりになる場合に、もう二千件全部整理するというのは一年ぐらゐかかるかもしれないので、返され

て、もう無効になったものとかいろいろあると思うのです。それを整理をしていただきたいのですが……。同時に、沖縄の二百件について、あるいはいまさつき申し上げた本土の使用基地について、もちろんそのほかにもありますけれども、それについては、合同委員会でも何月何日、どういふサブジェクト、議題で話し合った、どういふ出席者があったというようなことは、これは整理できるところです。そういうものを含めて提供するように要望しておきたいのですが、いいですね。

○鋼崎政府委員 努力はいたしますが、当時どういふ人が出席してどういふような点につきましては、早急にできるかどうか、ちよつといまお約束いたしかねるわけですが、施設、区域の主な使用条件につきましては検討しておりますので、御要望の資料をつくるようにいま検討しておりますのでございます。

○始開委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後二時二十分開議
○小宮山委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

在外交館の名称及び位置並びに在外交館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

上原康助君。
○上原委員 午前中のお尋ねともこれからの質問は関連をしていくわけですが、ぜひひとつ外務大臣それから政府委員の方々に御要望申し上げておきたいのですが、余りありきたりの御答弁じゃなくして、誠意を持ったお答えをしていただきたいと思います。冒頭強く要求をいたしておきます。

そこで、これもすでにいろいろお尋ねがあったことかと思うのですが、今年一月十六、十七日に、日米防衛事務レベル協議というものがハワイで

持たれたことは報道されておるとおりであります。そこで、このハワイの日米防衛事務レベル会議というのは一体どういう性格のものであったのか、そこでフリートリーキングの形で国際情勢、アジア情勢、日米防衛問題がいろいろ話し合われたというようなことが言われているわけですが、そう漠然としたものではないと思うのです。この協議会では、日米間の事務レベルのトップが話し合っているわけですから、どういふ議題をもとにお話し合いが持たれたのか、また出席をしたのは日本側がどういふ代表で、米側がどういふ代表であったのか、明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○中島政府委員 お尋ねの会議は、第十回の日米安保事務レベル協議ということでございまして、本年の一月十六、十七両日ホノルル市で開催されました。この協議に出席いたしました者は、日本側は、外務省は高島外務審議官、私、アメリカ局長、それから防衛庁では丸山事務次官、松永統合幕僚会議事務局第五幕僚室長等でございます。アメリカ側は、マンズフィールド駐日大使、国務省のマクギファート次官補、アブラモビッツ次官補代理、プラスウェル統合参謀本部第五部長、ウィズナー太平洋軍司令官、ラビング在日米軍司令官等が出席いたしました。

この安保事務レベル協議と申しますのは、日米双方に関心のある安全保障上の諸問題について、日米両国の外交、防衛の事務レベル当局間で、いま先生のお話にありましたような自由な意見交換の場ということでございまして、ここで何らかの結論を出すとか決定を行うとかいうところではないのでございまして。したがって、議題そのものも特に特定しておりません。ただ概略のことを申しまして、日本を含む西太平洋における最近の軍事情勢とこの地域における米軍の体制、在日米軍の施設、区域の諸問題というようなことが主たる意見交換の対象でございました。

○上原委員 その場合に、この協議会で話し合われたようなことは、相互で文書確認か、あるいは

何らかの形の合意的なものはありませんか。
○中島政府委員 特に文書はつくっておりません。

○上原委員 特に文書はつくっておらないということですが、アメリカ側の会議を持つ形式に従来のあり方からすると、これだけのスタッフが集まって会議、協議をする以上は、恐らく何らかの記録というものは当然予想されるわけですね。

そこで、いま漠然とした御説明しかありませんでしたが、要するに、この協議会で主な議題になったのはどういふことになったのでしようか。在韓米地上軍の撤退が具体的にいつごろから始まるのかその補完措置はどうとらねばならぬのか、日米間で協議されたと思うのです。さらに、その撤退とあわせて、在韓米軍が所持している戦術核兵器の撤収はどうするのか、あるいは中ソ対立を踏まえての双方のアジアの政策は今後どうあらねばならぬのか。さらに、日本側の五十三年度以降、いわゆる基盤的防衛力整備の進捗状況なり、その主要装備である問題のF15、P3Cの購入計画、またこれからいろいろお尋ねをしようと思うのですが、朝鮮半島で事が起きた場合の有事即応態勢協力をどう日米間でとるのか、あるいは七十九年度計画における国防予算、日本の五十三年度防衛予算等の問題等についても協議がなされたのじゃないですか。

これはどうしてそう漠然としたお答えしか皆さんやらないのか。これだけの方々がわざわざハワイのホノルルまで行って二日間、失礼ですがゴルフしに行ったのじゃないでしょう。少なくとも私がいま申し上げたようなことなどは、現在の日米関係あるいは国内で起きている防衛問題等をまじめに考える人ならば、当然予想できる問題点なんですね。そういう面、具体的にお話し合いがあったと思うのですが、改めて内容を明らかにしてください。

○中島政府委員 この会議は先ほども御説明いたしましたようにいわゆるフリーディスカッションというところでございまして、かつその中身の議論の詳細につきましては、これは外に出さないというところで自由に議論をしようというような会合になっておりますので、詳細につきまして説明申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

ただ、先ほども私が御説明いたしましたように、日本を含む西太平洋における最近の軍事情勢という点、これに対するアメリカ側、アメリカ軍の態勢というようなことにつきましては、たとえばその後のアメリカの国防報告の中に出ておりますような、アメリカがアジア太平洋地域において従来の防衛姿勢を維持していくつもりであるというような米側の基本的な考え方の説明はございまして、それから日本側におきましては、先ほど先生のお挙げになりました項目のうち、たとえば本年度の防衛予算につきましては、これは政府の予算案が決定いたしました後でございまして、その予算案がどういふことであるかということの説明はいたしてございまして。

それから防衛協力の話が出たのじゃないかというところでございまして、防衛協力と称します問題につきましては、御承知のように防衛協力小委員会というところで作業することになっておりますので、ここで特に論ずる必要もなかった次第でございます。

○上原委員 協議の中身については外に出さないというところで話し合った。ますますおかしいですね。それではもう一つだけ聞いておきましょう。統合幕僚会議の松永室長が出席なさった理由は何ですか。それから防衛庁本庁からは、この松永室長だけが御出席なさったのかどうか。

○上野政府委員 お答え申し上げます。まず、制服自衛官として出席した者が松永統幕室長だけかということでございますが、ちよつと出席者の詳細のメンバーは持っておりませんけれども、あるいは統幕第二室長、これは同じく将補、五室長は陸将補、二室長は海将補でござい

ますが、第二室長が出席したと記憶しております。

ますが、ただいまの外務省からの御答弁にもありました、西太平洋と言った場合に、これは明確な地理学上の概念があるかどうかは私も承知していないわけですが、一般的に申し上げます。

は太平洋の西側地域という概念でございましょう。

そこで、米軍配置でございしますが、日本、フィリピン、韓国、台湾、それからさらに洋上におりますもの、それらを総称して使っておるようございします。

○上原委員 そうすると、グアムやマリアナ諸島はどうなるのですか。

○上野政府委員 これは先ほど申し上げましたように必ずしも地理学的な意味でアメリカが使っているわけではございませんので、やや常識的なものと違うかもしれませんけれども、アメリカの国防総省発表の米軍の海外配置兵力等、そういう諸資料によりますと、アメリカとしては先ほど申し上げましたような概念で使っております。したがって、ただいま先生が申し上げましたようなことはこの概念の中に入っていないようございします。

○上原委員 これは、入っていないようですと言ったって、国防報告書やそういうのは入っているのです。そこをはっきりさせてください。

○上野政府委員 お答え申し上げます。

ただいま私が申し上げましたのは一九七六年十二月七日付の米国防総省発表の米軍海外配置兵力の資料によってお答えしたわけでございますが、それによりますと、ウエスタンパシフィックという項がございまして、そこに、ジャパン（インクルーディング・オキナワ）、それからフィリピン、サウスコリア、台湾、それから先ほど申し上げました洋上兵力でございしますね、そして、それとは別に別なことで、アザーエリアズといったしましてグアムとかミッドウェーといったものが記載されております。

○上原委員 これはしかし、きわめて重要なことであるのですが、私はアメリカが使っている場合は、西太平洋というのはグアムやマリアナ諸島まで、もちろんそれは厳密に地理学上で言うかどうか知りませんが、西太平洋の範囲に入ると解釈をしていると思います。

そこで、すでに一月の十六、十七日の段階で今回の米韓間の大合同演習があるということを、向こう側相手側から、米側から話があった、恐らく相当のことが話し合われたと思うんですね、日本側も言いたいことは言って、相手の言うこともよく聞いてくるということでも出席なさったようだから。先ほどアメリカ局長は簡単に七六年、七七年もチームスピリット合同演習が行われたんで、それと同じような合同演習だという意味のお答えがあったのですが、一体今回のチームスピリット78というものは、皆さんはどういうふうに御認識をしておられるのか、その点が一つですね。

さらに、防衛庁は一体これだけの機動力を投入をして展開をされようとしている米韓、間接的には日本も含めてあるいは直接参加するかもしれない、この合同演習の持つ軍事的、防衛的性格、意義というものをどのように受けとめておられるのか、まずそこいらの御見解から承ってみたいと思います。

○中島政府委員 先ほど申し上げましたように、私もどなたもいたしましては、この合同演習の一般的な説明をその後の在京アメリカ大使館側から説明を受けているわけでございますが、基本的に申しまして、今回の合同演習が昨年及び一昨年と行われたものと同名でございまして、このような演習が行われること自体は特に新しいことではないというふうに考えております。ただ、そういう意味で定期的な訓練というふうに考えているわけでございますが、従来のチームスピリット演習に比べてまして若干その規模が大きくなっていることは事実のようでございします。

そこで、これは在韓米地上軍の撤退との関連で、最近米国のアジアに対するコミットメントが減少していくのではないかとという懸念がアジア地域にあるということにかなりみて、アメリカ側がこれらの懸念ないし誤解を払拭して米国のこのコミットメントを維持するという意図を、この地域の各国に印象づけようという意図があるであろうということは感じておる次第でございします。

○上野政府委員 お答え申し上げます。この練習の、何と申しましょうか、軍事的な側面と申しましょうか、そういう意味でのお答えでございますが、この演習の目的は、統合あるいは合同と言った方がよろしいかもしれません、空海及び陸上の作戦の計画あるいは実施、そうしてさらにその総合評価といったことによりまして、指揮官、幕僚それから部隊の演練をすることにある、こう見ております。

またこの演習の範囲は、韓国への戦略的な展開、それから制空、米韓地上軍に対する近接航空支援あるいは合同の水陸両用作戦機動部隊に対する兵たん支援、それから模擬の空海あるいは陸上戦闘の調整といったようなものを含むものと見ております。

【小宮山委員長代理退席、委員長着席】

また、御参考までにあえて申し上げますが、ブ라운国防長官がハワイでことしの二月二十一日に記者会見をしておりますが、その中の新聞記者との一問一答の中で、この演習の目的は何かと問われましたのに答えまして、ブ라운氏は、私たちは韓国とともに非常に大規模な、だれにも見える複雑な軍事演習を継続して、韓国の安全保障に対する米国の公約の深さと強さを繰り返して示し、かつ米軍と韓国軍が必要ある場合に合同で軍事活動を行なう用意のあることを示したいと思っております、こう申し上げております。

そしてさらに、同席しておりますベッシー大將が、この演習の目的は米韓国内の軍事力を迅速に増強できること、これらの軍事力が地上軍とともに戦闘作戦を行なう準備のあることを示すにありまして、こうつけ加えております。

○上原委員 あなた、だれかの作文を読むように、そんなにそとみたいなことを言っちゃいけません。ブ라운さんがそういうことを言ったというの、私も新聞なりで読んでわかる。日本の防衛庁はどう考えているかという見解を私聞いていますよ、あなた。そんなことで防衛も安全

保障もあるかいな、全く。冗談じゃない。

そこで、いま何か非常によそことみたいなことをおっしゃっているのですが、それはあなたの一つの話術、手かもしれないので、こっちは慎重に進めますが、この間からアメリカ局長などの御答弁を聞いていますと、一般的にアメリカ側から通告があったとか言っておられるわけですね。また一九七六年、七七年も同じ名称で合同訓練がなされたのでその延長だというふうなことで、まず第一、規模が違ふということはいま認めたくありません。お認めになった。さらに、在韓米地上軍の撤退などがあって、アメリカのアジア離れに対する韓国や日本ないしアジア関係諸国の不安を解消する、あるいは防衛的約束を守る立場で、目に物見せようということであるのだ、表現は違ひますが、そういう意味のことを言っておられる。

そこで、あなたの方がおっしゃる一般的な通告というのはいささか意味が薄いです。それと、少なくとも一月段階からそういう話が内々持たれておったとするならば、それ相当のいんなこととあると見られてもこれはいささか。一体、今回の合同大演習に連関して在日米軍はどの程度が参加をするのか、在日米軍基地はどの程度が使用されるのか、その内容をぜひ明確にお答えください。

○中島政府委員 一般的な説明と私が申ししたのは、文字どおり一般的なことでございまして、要するに詳細を事細かく説明を受けているわけではない。大体の規模につきましても説明を受けておると申し上げ方がむしろいいかもしれません。

お尋ねの、日本と関係のある米軍の参加の様相がどうであるか、という点でございしますが、まずアメリカの陸軍関係については特にございませぬ。それから海兵隊につきましては、第三海兵師団一個水陸両用船上陸部隊、これは沖繩にあるものです。それから第一海兵航空団所属の飛行隊、これは沖縄、岩国。両者合わせて約四千名。それから米海軍の関係でございしますが、これはミッドウェーを含みますところの艦艇が空母母任務群とい

う形で参加をするというふうに理解いたしております。両用船舶隊及び支援部隊がこれに加わります。それで海軍の關係で合計約八千五百名でございます。それから空軍の關係は、第一八戰術戰闘航空隊所屬の一部飛行隊、これは沖繩にあるものでございます。それから第三航空宇宙救難回収飛行隊、これは沖繩にあるものでございます。それから第六五戰術病院部隊の一部、これは横田にあるものでございます。この空軍が合わせて千五百名、以上を全部合計いたしますと、約一万四千名、こういうことでございます。

なお、この参加規模そのものは、昨年のチームスピリットと比べてほぼ同規模であるというふうに承知をいたしております。(上原委員「基地は」と呼ぶ)基地の使用とおっしゃられる点、必ずしも明確でございせんでしたが、私がいまそれぞれの項目で沖繩にあるもの、横田にあるもの、岩国にあるものと御説明したのがその当該部隊が通常おる施設、区域でございませう。

○上原委員 では、この合同演習に参加する米軍の数は全体でどれだけの数ですか。いま言った一万四千というの是在日米軍ですね。それと部隊名でですね。アメリカ本国から来るものとあるいはハワイから来ると言われているもの、それも説明してください。

○中島政府委員 合計で三万三百名と承知いたしております。

○上原委員 米本国なりハワイから来る部隊名はどういうものですか。

○中島政府委員 私どもが説明を受けておりますところによりますと、アメリカ陸軍の關係では、ハワイにありまうところの第二五歩兵師団のうちから一個歩兵大隊、これは一部が欠けていたものでございませう。それからオクラホマ州にあるところの一個ランス部隊、これも一部が欠けたものだそうでございます。それから在韓米陸軍部隊、これは韓国にあるもの。陸軍關係が計五千三百名というところでございませう。それから海兵隊は、先ほど申しました一個水陸兩用船上陸部隊、沖繩にある

もの。それから海兵隊の航空群、これは沖繩、岩国にあるもの。海兵隊關係が總計で人員が約四千名というところでございませう。それから海軍の關係は、先ほど申しました一個空母任務群、第七艦隊のものでございませう。それから水陸兩用船舶隊及び支援部隊、それから艦隊航空部隊、合計で約八千五百名というところでございませう。それから空軍の關係では、在韓米空軍と在日米軍の關係と在フィリピン米軍の關係、それからグアムにありまうところの戰略空軍部隊の一部と米本土そのほかの輸送空軍部隊の一部、空軍關係は合計一万二千五百名、全部合わせまして三万三百名ということでございます。

○上原委員 大体これまで報道で明らかにされている内容ですが、そこで問題は、三万三百人の参加者、そのうちの一部は在韓米軍なんですね。在日米軍からは総じて一万四千人というものの御説明でした。そうしますと、約一万人は米本国あるいはハワイ、グアム、そういうところから韓国に移動を展開していくことになるかと思うのです。私が、米軍はどういう部隊なのか、あるいは基地はどういう基地を使用されるのかということをお尋ねしたのは、米本国なりハワイから今度の合同演習に参加するために沖繩なり横田なりあるいは岩国なり横須賀なり、在日米軍基地を中継地として使われるところはどこですかとお尋ねしたわけなんです。それはどこですか。さっきの嘉手納、岩田、横田、全部そうかと思うのですが、確認をいただきたいと思ひます。

○中島政府委員 先ほど私が沖繩とか岩国とか申しましたのは、日本に關係のある米軍がこの演習に参加するということで、その關係のある米軍が通常おるところを示したものでございませう。

他方、ただいまお尋ねの本土その他の米軍が日本に立ち寄るか、こういうお尋ねかと思ひますが、この演習に参加いたします米軍機の一部が横田の基地を含む在日米軍基地に立ち寄るということとは通報を受けております。ただ、その機数や行動などの詳細については、私どもは承知いたして

おらないのでございます。

○上原委員 横田の基地を含む在日米軍基地という、含むというのは複數ですね。そのほかはどこですか。

○中島政府委員 立ち寄りの主たる基地は横田の基地でございまして、その他にどこがあるかということは、申しわけありませんが、ただいま承知いたしておりません。

○上原委員 それは通告もなければ、確かめようとしてもいいわけですか。

○中島政府委員 先ほど申し上げましたように、私どもとしてはアメリカ側から一般的な説明を受けているわけでもありません。本件そのものが演習であつてこれをチェックするということはいたしておらないのでございませう。

○上原委員 それはおかしいのではないですか。それなら皆さんは、それが事前協議の対象になるのかどうか判断できないのではないですか。

横田を中継基地として使うということがいまの御答弁でも明らかになつたわけですが、従来のいきさつからして嘉手納空軍基地が使用されることも明らかです。C5Aギャラクシーは横田と嘉手納に、あるいはC141大型輸送機はいつも給油とかで飛来をしてくている。そうであるが詳細な説明も全く受けずに、どのくらい兵力が横田や嘉手納にあるいは岩国などに立ち寄るかもわからないう、どういふ装備をしているかも判断しないでおいて、ぬけぬけと事前協議の対象にもなりませんか、目新しいような動きでもないというところを國民にコメントするということはいささか軽率じやないですか。その関連性はどうか御説明なさいますか。

○中島政府委員 先生御承知のように、本件は演習でございませう。したがういふ問題と、戦闘作戦行動を促進させるといふような問題とは異なるというところで、事前協議の通常の対象ではないだろうというふうにまず想定されます。もちろん、核兵器の持ち込みという点があれば、これは当然事前協議の対象になります。その点、事前協議がない以上は、これは演習でもありませうし、当然核兵器の持ち込みはないというふうに考える次第でございませう。

○上原委員 いま何も先走って核兵器の話まで後でこつちの方はやりませう。

○中島政府委員 一般的に申しまして、立ち寄るという場合に具体的に戦闘行動との關係でどういふふうな事態になるのか推測が困難でございませうが、ともあれ本件は演習でございませうので、戦闘作戦行動という可能性は万々あり得ないというふうに考えるわけでございます。

○上原委員 そういたしますと、演習のために米側が在日米軍基地をどういふ形で使用しようが日本政府としてはそれを容認するという態度ですか。

○中島政府委員 先ほど申し上げましたように、核兵器の持ち込みというふうなことであればこれはまた別でございませうが、一般的に演習のために立ち寄るということ、事前協議の問題が発生するとは考えられないのでございませう。

○上原委員 私がお尋ねしているのは、演習をする、軍事訓練をする目的であるならば米軍がどういふ形で在日米軍基地を使用しようが日本政府はそれを容認するお立場ですかと聞いています。イエスかノーか答えなさいよ。

○中島政府委員 演習について全く関心がないというのを申し上げておるわけでは毛頭ないのでございませう。したがういふ問題と、戦闘作戦行動の演習の規模について一般的に説明を受けているわけでございます。他方、アメリカ軍は日米安保条約第六条に基づきまして、日本国の安全に寄与し、極東における國際の平和及び安全に寄与するというために、日本にありまうところの施設、区域を使用する権限を持っています。この使用が、その権限の範圍内での使用は安保条約上許

容すべきものというふうに考えている次第でございます。

○上原委員 それでは、もう少し中身をお尋ねしたいのですが、これはどちらでも結構です。オクラホマ州から出動する地対地ミサイル部隊であるランス部隊と言われている部隊はどういう性能を持つ部隊ですか。

○上野政府委員 お答え申し上げます。

ランスは米陸軍の地対地ミサイルでございます。これは核非核両用のものでございます。

大分議論が進んでから先ほどの私に対する御質問に対して御回答を申し上げてまことに恐縮でございますが、いま議題になっております演習に対する防衛庁の評価ということ、実は私先ほど御答弁を落としたので申し上げます。

米軍、これは軍隊でございます。その練度の維持向上を図るためにこういう演習を行うということとは軍隊の性格上当然であると思っております。また、日米安保条約に基づきましてわが国に米軍が駐留しておる、それが精強なる練度を持つておるということは、わが国の平和と安全にとって不可欠なものであるという評価を常にいたしておるわけでございます。

○上原委員 このランス部隊というのは、確かにあなたがおっしゃる通りに、簡単に言うと核非核両用のミサイルを持つ部隊には変わりないですね。じゃ皆さんは、今回の合同演習にこのランス部隊が参加しているということについてはどのような評価をしておられるのですか。

それと、先ほどから盛んに核の持ち込み等については対象になるというのだが、核を持ち込んでいますとアメリカが言うのでしょうか、アメリカ局長、言ったことがあるのですか。そんなことは私は聞いてない。そんな論争したってむだなんですよ。問題は、その部隊の機能、どういふふうな性格であり、性能であり、能力を持つておるかというのを私たちはもっと深めていかなければいかぬと思うのです。今回の合同演習にわざわざ地対地ミサイルのランス部隊を加えたということは、

今回の演習の規模の大きさはもとより、その中身の濃さ、いわゆる戦略的、戦術的の持つ意義というものがきわめて重大であるということを見なければならぬと思うのです。どう評価するかということについては、もし本気に防衛論をやるならば、そのくらいのお答えは防衛庁の方からむしろあるかと思つた。いつまでたつても核非核両用であります、こんなことだけ言つておつてはいけません。

そこで、この部隊が参加をするということについてどう見ておられるかということ、いま一つは、じゃこのランス型の地対地ミサイルというのは一体どういう爆弾なのか。これは明らかに戦術核ですね。現在のアメリカの戦術核システムのなかでは最新兵器なんです。その点はお認めになりますか。

○上野政府委員 これはランスが核装備をして朝鮮半島に派遣されるということを想定した場合のお答えでございますが、こういう核ミサイル部隊が朝鮮半島に配備されるということの軍事的意義いかんという御質問と承知いたしました。御承知のように核兵器の使用につきましては、これは大変高度な政治問題でもございまして、いわゆる核戦略論は、戦略核、戦術核、戦術核を含めまして非常に精緻な理論が展開されているわけでございまして、米軍がどういふ意図でもって朝鮮半島にどういふ事態に核を配備するかということについて、そういう理論の問題とは別に、実は実際のアメリカ政府なり米軍の意図というものを私どもは承知しております。したがって、あるいは御満足いただけるような御答弁がでないのはまことに残念でございますが、いずれにいたしましても、ランス部隊というものは、もし核を装備されているとするならば、アメリカの持つております核戦略体制の一翼を担う有力な部隊、精鋭なる部隊であると思つております。

なお、ランスの性能諸元でございますが、これは射程が百二十キロ、全長が六・一メートル、直径が〇・五六メートル、重量は、核の場合は約二

百一十キロ、非核の場合はこれより重くなりまして、倍以上の四百五十四キロ。精度は千分の十という精度。これはCEPと申しておりますが、や専門用語で恐縮でございますが、CEP百五十メートル。発射重量は、非核の場合約十五トン、核の場合約十三トンということが言われております。

○上原委員 それだけの性能を持つ部隊であるというのはいささかよく認めたのですが、これは何もそんなにむずかしい話じゃなくて、アメリカの一九七八年の国防報告書にちゃんと書いてある。

そこで、高度の政治問題だとおっしゃる。そうかもしれませんが、では、お答えいただきたいのですが、現在、在韓米軍あるいは先ほど皆さんがおっしゃった西太平洋に配備されている米軍は、戦術核でもいいが核兵器は所有しておりますか、いると思ひますか。

○上野政府委員 お答え申し上げます。

サイジャントにつきましては、日にちはちよつと失念いたしました。韓国から引いておりますので韓国にはないと思ひます。

それから西太平洋地域における戦術核の所在でございますが、これはかねてからアメリカ政府が言明しておりますように、核の存否につきましてはこれを公にしないというのが国策でございますので、私どもはその存否につきまして承知しておりません。

○上原委員 サイジャントは韓国から撤収された。ちよつと疑問ですね。サイジャント地対地ミサイルはまだ在韓米軍は明らかに保有していますよね。いまそういうお答えですが、なぜこの問題を言うかといいますと、先ほどから核のことを、アメリカ局長はアメリカはそのことについては肯定も否定もしないということをおっしゃいますけれども、かつてシユレジンジャー国防長官が韓国に戦術核が配備されているということを言明したいきさつがあるわけですね。北朝鮮が攻撃すれば使用もあり得る、しかも攻撃に対しては相手の

敵の心臓部をたたくということを五十年に彼は言明をいたしました。また、アメリカ議会における会議録などを調べるまでもなく、現に少なくとも百発ないし数百発の戦術核を在韓米軍は所有しているというのがこれまで常識的見方なんです。そういう流れ、いきさつというものの、事実を否定できない、皆さんがどう詭弁を弄しようが、失礼ですが、その事実関係と今回のランス部隊が韓国に派遣されるということは符合するじゃありませんか。シユレジンジャーの御発言までも否定をなさるのか、改めて御見解を承りたい。

同時に、このランス用の核弾頭というのは在沖米海兵隊が訓練をしているいわゆる一〇四号線越えの実弾砲撃演習とも関連があると言わざるを得ない。八インチ型、二百三ミリあるいは百五十五ミリ、百三ミリですね。こういうふうに関連づけていくと体系的には何をやるうとしていくかは想像つきのやありませんか。これだけの重要な変化が来されているにもかかわらず、七六年も七七年も行われたチームスピリットレーニングだからいいという判断では国民は納得しませんよ。また、これが演習だから、軍事訓練だから、どういふ形で在日米軍基地を使用しようが日米安保条約に基づいて基地を提供しているのだから、あるいは極東の平和と安全に寄与しているのだから、わが方政府はタツチはできないというふうなことで、無責任きわまる防衛論、安保体制と言わざるを得ません。残念ながら、なぜこのことに対して皆さんはもっと真剣にお答えになろうとしないのですか。

いま言った三点ばかりについて明確な御答弁をちょうだいしたいし、こゝろで外務大臣の御所見もお伺いをしてみたいと思ひます。

○中島政府委員 先生御指摘の、かつてシユレジンジャー国防長官が韓国に核兵器を配備しておるということ述べたということは私も承知いたしております。また同じように、ヨーロッパに七千発の核兵器を配備しておると言つたこともあるという私も私は承知いたしております。そのよう

なアメリカにとって敵対的な勢力と直接隣接している区域においてそのようなことを言ったことがあるにいたしても、アメリカ政府といたしましては、核兵器の所在は高度の機密性を有する国防情報であるというので、核兵器の存在を確認すること否定することもできないという立場を一般的に、原則的にとっているというのでございまして、この立場はいまでも変わっていないと承知いたしているわけでございます。

他方、先生御指摘の、それでは事前協議ができないではないかという点につきましては、従来からたびたび御答弁申し上げておりますとおり、アメリカ政府自身が、アメリカの正当な権限を有する官権が日本政府との間に事前協議を持ち出すことを妨げるような国内法は全くない、事前協議はやり得るのであるということを経次明かにしている次第でございます。

○上原委員 要するに、韓国に戦術核兵器が配備をされているということに対するシュレジンジャー元国防長官の御発言というのは、追認をするということですね。それは防衛庁も同じ見解ですか。

○上野政府委員 お答え申し上げます。シュレジンジャー氏の発言につきましては、お答えは、外務省のただいまのお答えと同様でございます。

それから、在韓のサージャントミサイル大隊が撤退完了というのは、これはアメリカの陸軍省が、一九七七年の九月二十日に在韓第四ミサイルコマンドサージャント大隊が撤退を完了したというのを言っております。

なお、オネストジョンにつきましては、その部隊はまだ在韓米軍の中に含まれておるようでございます。

○上原委員 七七年にそのサージャントが撤収をする、その入れかえとしてこのランスを配備するという計画もまた同時に発表しておるでしょう。そこも言いなさいよ、あなた。そういういきさつがある。もし撤収されているとすると、よけい新

兵器というものが配備をされている可能性が十分ある。それは何も私が探してきたのではなく、アメリカの国防報告書にちゃんと書いてあるのです。

そこで、事前協議の問題に入る前にもう一つ確認をしておきたいのですが、空軍の戦略爆撃機の参加も今度言われておりますね。さつきグアムからの一飛行隊とか二飛行隊ということでした。これは明らかにB52のことを前提としていると思うのですが、間違いないと思ひますが、どうですか。

○中島政府委員 B52につきましては、アメリカ側から本邦に立ち寄ることはないという説明を受けております。

○上原委員 わが国に立ち寄ることはないにしても、参加をするということはあるわけでしょう。参加というか出動だな。

○中島政府委員 先ほどの御答弁で触れましたが、アメリカの空軍関係の演習への参加部隊のうち、グアムにありまるところの戦略空軍部隊の一部が参加するという通報は受けております。この一部が何であるかという点については、私どもとして把握しておらないのでございます。

○上原委員 グアムにある戦略空軍の一部と言つと、B52ということは想像にかたくありませんね。そこで、大体この全貌は明らかにしたわけですね。兵力の規模、その軍隊が装備している兵器、それから機動性。こうなりますと、どうして国民としては大きな不安を持たざるを得ません。演習だからということ、ああそうですか、隣のことだと言ひわけにはまいりませんか。

そこで、それでは具体的にお尋ねしますが、事前協議の問題については、いろいろ交換公文文にある、また国会でも何回も議論をされてきているのですが、残念ながら平行線であるというわけですね。今回の演習の場合は対象にならないというところを繰り返して主張なさるようですが、では一体有事の際にはどうなるのかということですね、本堂に朝鮮半島で戦争行為が勃発をしたという段階においては、私は外務大臣にもよく聞いていただき

たいと思うのです。沖縄の場合ですと、海兵隊の戦術作戦行動というのは目に見えてわかるのです。在日米軍基地の主力部隊は第五空軍隷下の、しかも第五空軍というのは、言わずもがなですが、韓国と横田に司令部があつて、韓国と沖縄でしよう。これを連結して、戦争が始まればやるということは、だれが見てもわかるのです。その場合に、事前協議の歯どめというのは一体どういうふうな作用していくのか。

たとえば、具体的に申し上げましょう。かつて、またシュレジンジャー国防長官の例を出しますが、いわゆる北側が攻撃した場合と、絶えずその前提がついているのですが、南が進撃という攻撃していく可能性だつてなきにしもあらずだと私は思うのです。何も北側だけが戦争をおこさず、そんなものじゃないと思う。ある意味では、これだけの大演習をするということは、北に対する明らかに脅迫行為と受けとめてもいいと思ふのです。むしろそのことが平和と安寧秩序を乱す。逆だつてあり得ることなんです。仮にそういう戦争行為になつて、横田の基地なり嘉手納空軍基地がB52にどんどん使用される、そこから朝鮮に支援行動なり出撃行動をとる、そういう場合の事前協議というのは具体的にどうなんですか。もう一個師団とか機動部隊とか、そういうものは過去のことなんです。現在、先ほどの答弁にもありますように、原爆の重さが普通爆弾よりは軽いのです。それだけ兵器や軍事の機能というものは高まってきている。こういう状態で、六〇年安保やあの時代の、形骸化されたという虚構の上に積み上げられた三原則問題とか、これを論じてみたつて始まらないのです。具体的にそういう場合はどうなるのですか。沖縄の第三海兵師団が朝鮮に有事の際に出撃していった場合、全く協議なしに使用させていくのか、そういうことに対して、この際ぜひ外務省としての明確な見解を明らかにしておいていただきたいと思うのです。

○中島政府委員 御指摘のような朝鮮半島に紛争が生じた場合に、沖縄にありますところの米軍がいかなる行動をとるかということ、これはあらかじめ予測することは困難なわけでございます。ただ、明らかにすることは、いずれにせよその沖縄にありまふ米軍は、安保条約及び関連取り決めに従つて行動しなければならぬというところが条約上の義務になつております。具体的には、安保条約第六条の実施に関する交換公文におきます事前協議の対象でありますところの戦術作戦行動の発進基地として日本にある施設、区域を使用する場合は、これは事前協議の対象になりますし、そうでなければ対象にはならないということでございます。

○上原委員 そのことを十年一日のごとく繰り返したつて国民は納得しません。現実には沖縄の基地周辺なり横田の基地周辺に住んでおられる国民の立場に立つて、少し条約の運用なり内容を解釈していただいたらどうなんですか。そうすると、いまだ少し防衛論やいろいろな安保問題だつて、与野党の考え方の接近性というののも出てくるかもしれないが、そんなオウム返しで納得できますか。今回のこの合同演習を見ても想像できるわけでしょう。

しかも、この事前協議制については、いまさらこういう問題を指摘してもどうかとは思ふのですが、第一に、事前協議が安保条約の本条約による取り決めではないわけでしょう。地位協定による取り決めで、しかも交換公文による合意にすぎないということですね。ここに抜け穴があるのです。第二に、事前協議に関する取り決めは、日本では国会の承認の対象とされたが、米国においては上院による承認の対象とされず、したがって、当時承認手続もとられていない。第三に、配置の重要変更、装備の重要変更、三番目に戦術作戦行動のための基地使用は日本国政府との事前協議の主題とするとされているだけであつて、日本の基地を戦術作戦行動基地として使用したり、核持ち込みを行うことを禁止する取り決めではない。しかも、これらの問題についての日本の拒否権も規定されて

いないわけでしょう。もつとありますがね。

そういう前提を受けて、さらに一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明、昭和五十年の三木・フォード会談における新韓国条項、そういう一連の流れから沖繩返還協定のいきさつを考えると、明らかに基地の自由使用を日本側はアメリカに認めている。これが国民的にいま常識として言われていることなんですね。このことを解明せずして、安保条約に基づいて地位協定云々と言っても、これは納得できませんね。

そこで、外務大臣、今回のこの合同演習の問題にしても、ブラウン発言の問題にしても、一たん有事になった場合に、わが国が報復処置を受ける可能性はインドシナ戦争よりも大きいと見なければなりませんね、距離的にも、政治的にも、いろいろな面からして。また、その他の条件から言ってもそのおそれなしとしない私は思うのです。ね。そういう面ではもう一遍この事前協議の内容なり基地使用について改めて米側と話し合いをして、この段階において国民の疑惑に対して答えるとして、べきだと私は思う。残念ながらそういうことはおやりになろうとしないで、むしろ日本側が防衛分担を拡大をしていく、あるいは防衛力を強化をしていくというその姿勢は全くもって残念なんです。が、少なくとも条約問題については、いま一度政府は一步立ちどまって冷静に判断をする必要があると思うのですが、これについての御所見を賜りたい。

同時に、これは防衛庁にもう一点確かめておきたいのですが、敵側が攻撃をする場合、仮に在日米軍でもいいです。日本の自衛隊でもどこでもいいですよ。皆さんがよく使う仮想敵国があるとすると、戦争行為に入った場合にまず攻撃をする目的のターゲットの優先順位をどういうふうに受けとめておられますか。逆に言うと、あなたがもし先制攻撃をやろうとするとどこをたたきますか。敵側はどこをたたくとあなたは思いますか。

○上野政府委員お答え申し上げます。

大変むずかしい御質問でございます、（上原季

員「余りむずかしいことではない」と呼ぶ）これはわが国とどこの国ということではなくて一般に、戦術、戦略の一般的な見地で申し上げることは大変むずかしいことでございます。いずれにいたしましても、そのときどきの状況によると思います。

また、わが国に所在する米軍基地なりあるいは自衛隊の基地等に報復攻撃があるのではないかと、いろいろな御質問、これは私に対する御質問でないかも知れませんけれども承りましたが、これは一般的に申しますれば、在日米軍基地に対する攻撃というのは、世界の二大軍事大国であるアメリカと正面切つて対決するという決意がなくてはとうていなし得ないことだろうと思います。そういうことからいいたしまして、在日米軍基地に対する報復攻撃というもの、戦術、戦略一般論からいって容易にあるんだ、補給基地をたたくことが容易にあるんだということは、これは一概に言えないことではないかと考えます。

第二次大戦以降のアジアにおきます局地紛争の例にかんがみしても、大きな紛争といたしましては、朝鮮戦争、それからベトナム戦争があつたわけでございますが、朝鮮戦争におきましては、中華人民共和国のいわゆる義勇兵、義勇軍というもの的大量に韓国内に入ってきたということもございまして、その際に、米軍はあえて鴨緑江を越えて攻撃をしなかったという、これは史実と言つてよいから、まだわかりません。その評価につきま

しては歴史の審判に待たなければなりません、しかしながら、そういう事実もあるようでございます。またベトナム戦争におきましても、いわゆる聖域というところが設けられてあつたやに聞いております。そこにつきましては米軍は攻撃を控えたというような事例もあるようでございます。したがいまして、以上を総括いたしまして、御設問のような報復攻撃が直ちにありやなしやということにつきましては、一概に申し上げられないことではないか、こう思います。

○上原委員　そういうことさえも端的に言えない

ようでは、これはもうあなたと防衛論争をやった
って全く張り合いがないですね。これは常識じゃ
ないですか。私も何もすぐどこかが、きょうにも
あすにも日本を攻撃するということじゃないんで
すよ。皆さんがいまやっている防衛力整備の計画
というのは、全部想定の上でやってきているんじ
やないですか。そうであるならば、先制攻撃の場
合はどういう手順をとるのか、あるいは相手側が
攻撃をしかけてくる場合はどういうところがまず
真つ初めにたたかれるのか。シュレジンジャーが
言う敵の心臓部をたたくという意味は何なのかと
いうことも、あなた検討もしないのですか。

まあそんな物騒な話は私の立場では余りよくないのですが、明らかに、それはまず一つには通信網でしよう。——じや、私が言うから、それが当たっているかどうかあなたが採点してください。私は通信網だと思うのです。次が飛行場だと思ふ。次は港だと思ふ。もちろんそれには兵舎とかかかろう。そういうのも入りますよ。少なくともそういう三点が拠点になるであらう、相手の攻撃のターゲットにされているであらうということは、あなたの想像つきませんか。どうなんです、そこは。

○上野政府委員　いろいろな態様があると思ひます。先生の御指摘になりましたようなことも大要蓋然性のあると評価していいか、私よくわかりませんけれども、そういう先生の御指摘のようなものにつきましても、その可能性は十分にあると考へます。

○上原委員　そこで、大臣、残念ながらきょうは、もちろん審議官がどうということじやありませんが、防衛局長の御発言等も関連があつて、防衛局長が来ればいまのことなんかおつしやいよつたかもしませんが、それは別として、これだけある程度中身を明らかにしながら今度の合同演習の問題等を考えた場合に、安保条約に基づいて基地を提供しているからということで、もう手を差がててどうか、皆さんはよう戸締まり論を言うのではありませんが、アメリカのやることには全く戸締まりがないですね。あけつぷろげにわが基地の自由使用

を容認するという態度はよろしくないので、言葉を容認するという態度はよろしくないので、言葉の上で事前協議制がある、非核三原則があると言ってみたって、その歯どめというものは全くない。これは言質をとるかどうとか、覆すとか、核爆弾を持ってきてこっちで爆発でもさせぬとあるかないかもわからぬじゃないですか、いままでの議論にしたって。体系的に部隊の能力そのものがそういうふうになっている。しかも韓国に戦術核が配備をされている。沖縄の海兵隊も核非核両用のM60Aの戦車も持っている。自走砲その他の砲座もある、砲弾もある。そういう面からすると、一たん有事になった段階においては、明らかにそういう武器が、戦術核を含めて、戦場核を含めて、場合によっては戦略核を含めて、火を噴くであらうことは間違いないですね。

これに對して、ではその基地周辺の國民の生命と財産はどういうふうに守るのですか。大の虫を生かすためには小の虫は犠牲になれという論法では、それはなりませんよ。このことについてぜひ御見解を賜りたいということ、改めて、さつき局長からお答えいただけませんでした。今回の米韓軍事演習の軍事合同訓練に對しては、いかなる形で米側がわが在日米軍基地を使用しようが日本側はそれを容認したのか、この点ももう一遍明確にしてください。

さらに、三点目に、ブラウン発言とも関連をいたしますが、今後仮に朝鮮で有事が起きて、沖縄の嘉手納空軍基地なりあるいは横田の基地なり、そういう基地が、B52を含む戦略爆撃機あるいは戦闘戦闘航空団の出撃基地として使用される、そういう場合は事前協議の余裕なんか場合によってはもうあり得ない面もあると思うのですね、戦闘行為をだから。そういうことなども想定をした形での、日米間の新たな話し合いというのをやって、安保条約全体、地位協定の問題、けさの議論を含めまして、今日の運用の——もう何力年かたっているわけですから、兵器だって相対的にいろいろなものも持てるなんて皆さんの論法を言うわけだから、都合のいいことは勝手に解釈して、悪い方は十

この三点について、私がいままで申し上げたようなことを含めて、ぜひ前向きの御検討をいただく御所見を明らかにしていただくことが、いろいろな面で不安を持っている、あるいは基地周辺の軍事演習などに痛めつけられている国民に対する政府のとるべき態度だと私は思うのですね。そのことなくして国は守れませんよ。そんなことでは絶対にだめですよ。御見解を承りたいと思います。

上原委員、質問再開の勢頭に、政府の答弁はおざなりではなくて誠意を持って答弁せよとおっしゃいましたが、お許しをいただいて、そのことに對する私の気持ちからお答えをしたいと思います。

私は、上原委員が言われた、政府も誠意を持って答弁しろ、それは非常に大事なこと、で、最終そういうふうになりたいと考えておるわけであります。

そこで、私は、事務當局幹部には、国会における質問の速記録、これは精細に点検をして、まず第一が、大臣が答弁したことは国会に對する大臣の公約であるからこれを第一に抜粹すること。第二番目には、外務委員会初め皆さん方の御質問を聞いておりますと、なかなかわれわれが考えなければならぬ点もあるし、それから全く逆な意見を言っておられるようですが、究極においては同じことを考えておるんだなという点もいろいろあるわけでございます。そこで、私は、正直に言うのと、やつつけようと思つてやられる質問は断固として守れ、しかし、やつつけようと思つてやられる質問の中にも、いいことがあつたら全部抜粹をして、それは実行する努力をしる、そしてそれが実行できたら、質問された議員の方には必ず、何

そこで、長くなりますけれども、お話を聞いておきますと、基地の問題にいたしても、皆さん方と議論をしているうちに、本当に政府がしなければならぬこともあるし、それからまた、もつともだと思ふ点もあるわけであります。沖縄の基地にいたしても、沖縄の基地住民の方々に對してやらなければならぬプロジェクトはいまのままでいけばすでに十年分くらいかかるわ

けであります。しかし、法律は五年間と、こういう矛盾をどうするのか。あるいは先ほど言われました合同委員会でも、本当にまじめに政府が反省をして、日米の合意がなければ発表できないからと、こういうことでこちらの政府は各省にまいたがっておる。そこで、いろいろやっているうちに、都合の悪いことはそのみに隠れておざなりにするようなことはないだろうか。あるいは合同委員会の発表でも、もつと各省が責任を持って自分のことだと思つてやれば、やり方については改善する点はないだろうか。その改善を積み重ねていつて、次には時勢の変転、日米關係を、われわれと皆さん方とは違ひますけれども、もつと密接にするためには地域住民の合意と協力を得なければならぬ。そのためにはこうしなければならぬ」とがたくさん出てくると私は考えておるわけでございます。

そこで、私は、そういうことでやりますが、前向きに答弁しろとおっしゃる。そこで、私は自分の考え方を申し上げますときには、その場でできるか、しばらくしてできるか、多年かかってできるか、前向きの発言をすると、やれ政府の方向変換だとか、やれ何だとかいうことでやられては、やはり言う方はサザエが中に首を引っ込めておぼろになるわけでありませう。しかし、私も勇気な

次にいろいろ御意見がありましたけれども、要は、承つておりますと、日本の平和、アジアの平和、こういうことを考えることは上原委員もわれわれも同じであります。ただ、われわれは日米の關係を基軸として、これを強化をして、そしていざという場合に、日本だけではなくて、こういう体制をとつておるからだということで、両方がお互いに抑止しつつ平和を守ろうということであり、上原先生たちはそういうことをやると危ないから手薄にしておいてやれ、そのところは少し違ひますけれども、そういう対立はあります。

意見の違いはあります。そこでわれわれは、日米關係を緊密にして、そしてよその國が日本を攻撃しようとか、あるいはどうしようとかということがないように、これは理屈を抜きにして、ここに戦争が起こつて核戦争が起こつたら、私の言う理屈も先生の言う理屈も通らぬわけでありますから、これは戦争を起こさせない、させないということに重点を置いてゐるわけであります。

そこで、そういう点から、今度の演習があるわけでありますが、今度の演習は、過去二回にわたる同種の演習と規模はそう変わっておりません。

なお、西太平洋、韓国に核兵器があるかないか、これはもうわれわれが答弁しなくても、韓国における米軍、国連軍等の編成、装備その他を見れば、核兵器を持っているかどうかということははっきりわかるわけであります。

しかし、問題は核兵器がそれを投射する核弾頭を持っておるかどうかということであります。核弾頭を持っておるかどうかについては、先ほどや

そこで、演習でありますからというおしかりでありますが、演習で見れば、いざという場合には米国軍隊がどのような作戦計画を考えているかという想像がつくことは、これは当然であります。われわれも想像いたします。その想像ははるかに上原委員と同じ想像をいたします。しかし訓練というものはそのとおりにやるわけではありませぬ。いうものはそのとおりにやれば、敵は裏をかいてやるわい。そのとおりにやれば、敵は裏をかいてやるわい。

けでありますから、訓練というのはいろいろ種類がありまして、仮想される要素を考えながら、これに対する対応の訓練をやるわけであります。そこで、理屈を言うようであります、安保条約その他の地位協定については、演習の場合にはこれは基地の使用が自由ということでもありますから、そこでこれは事前協議の対象にはならない。しかし、同じことをやっても、これがいざ戦闘行動になれば当然事前協議の対象になるわけであります。そこで、いざという場合にはそういう基地はやられるじゃないか、やられるようなことはしたくないから、われわれはそういうことを米國と協力をしながら、戦争が起きないように、こういう念願でやっておるわけであります。

答弁が抽象的でありましたが、以上お答えをいたします。

○上原委員　もう時間が参りましたので……。
外務大臣、そういう心情論で逃げられては困
りますよ。おっしゃることはわからぬわけでも
ありませんがね。
私が申し上げたことについて、これはこれで
しまいの論議ではなく、いま指摘をしたことが
はもとと現実の問題として出てくる懸念をせ
ぎをでないわけなんです。したがって、安
保条約、地位協定等の問題については、いま
一度政府部

で、事務当局に対して私が申し上げたようなこと、指摘をしたことについては一応御検討はして、それができるかできないかは検討の上でなければいかないと思うのですが、その点はぜひやっていただきたいと思うのですが、よろしいですね。

○田田国務大臣 長々と先ほどお答えしました。あの中、よく聞いていただくと上原委員に対する私の答弁はしておると思うわけでありまして、安保条約あるいは地位協定あるいは合同委員会のあり方、これを見直し、検討するということ、私がここで申し上げるわけにまいりませんけれども、しかし、いろいろあることに、もうこれは発表できないからとほっておかず、こういうものは発表させてくれとか、裁判権はこういう場合にはこっちにやらせてくれとか、そういう、今後積極的に接触しつつ、日本の国民が本心に安心して米国の協力できるような立場からいろいろ考えなければならぬと思えますけれども、ここで私が何を検討する、かにを検討するということ、政府の方針でありますから、一属僚たる外務大臣がどうして答へべきことではございません。

○岩垂委員 ちよつと関連。

いま外務大臣が、核兵器というのは弾頭が問題だ、こういうふうにおっしゃいました。これは私にはある意味で非常に大きな意味を持つていふところなんです。

申し上げるまでもなく、核兵器というのは、もちろん弾頭があります、起爆装置があります、そして誘導装置や発射装置もありましよう、飛行機によって運ぶこともあるでしょう、そういうトータルなシステムを私はやはり核兵器というふう

に認識をしています。その場合に、弾頭だけが核兵器だというふうな認識を、日本のこれからの防衛政策の上で考えるようになっていくとすれば、核兵器持ち込みという問題について、たとえば、いま誘導装置や発射装置や、あるいはまた起爆装置、弾頭、こういう問題をシステムとして考えておかないと、アメリカの船は全部、率直なところ誘導装置、発射装置をみ

んな持っているのです。そして格納庫もあるのです。格納庫は、御存じのとおり海兵隊がガードしてありますが、その使用についての権限は艦長が持っています。そしてそれに関連して訓練があります。それから防災訓練がございます。こういう全体の状況というのをアメリカの艦船はみんな持っているわけですね。

問題は、核兵器持ち込みというふうな言うときに、弾頭だけだという議論になりますと、これは率直なところ日本の、いまは低濃度ですけれども、ウランの開発というふうな問題を考へていけば、ここでもって頭へくっつけられれば死の灰はできるのです。再処理以前のやつは死の灰なんです。こういうふうな結びつけてみれば、核持ち込みといふものは、あるいは核装備といふものはどうなっていくか、実は私は心配なのであります。

だからもう一遍、核兵器といふのは一体どういう定義を持っているのか。これは、きょう大臣が言われたのはちよつと新しい解釈だと私は思いますので、その辺もう一遍だけ確かめておきたいと思ふのです。

○田田国務大臣 私の発言中、核兵器と核を分けたことは、核兵器の定義をした意味ではございませう、核を投射する装置と核と、こういうふうな区別する意味で、核兵器と言わずに、核投射または発射する機械装置というふうに分けるべきであつたと思ひます。決して核兵器の定義は、切り離して言つたわけではございません。

○始開委員長 柴田陸夫君。

○柴田(陸)委員 日米の軍事関係に関連してお尋ねいたします。

去る二月二十二日に、ブラウン米国防長官が米下院の国際関係委員会公聴会で、朝鮮半島の有事の際には在日米軍が投入されるという証言をしました。私は、これはカーター政権が在韓米地上軍の撤退を補完するために新たに推し進めている米日韓軍事一体化路線と、それに基づく共同作戦体制がきわめて危険な段階に來ていることを示したものであると考えております。

朝日新聞の二月二十三日付の報道によりますと、「同長官に同伴したロジャーズ陸軍参謀総長も「長官の説明に追加することはなにもない」と証言、これが米軍が起草する朝鮮半島に対する緊急作戦計画であることを示した」ということであるが、この「緊急作戦計画」という計画はあるのかどうか、このことをまずお伺いいたします。

○中島政府委員 お答え申し上げます。

まず、ロジャーズ陸軍参謀総長がブラウン長官とともにアメリカの下院で証言いたしましたときに、緊急作戦計画云々というふうなことを述べたという事実は私も私としては全く承知いたしておらないのでございませう。ブラウン国防長官がその二月二十二日の証言で強調しようとしたことは、アメリカ側としては、在韓米地上軍を撤退させても、韓国の防衛についての約束を堅持し、韓国を含むアジア西太平洋地域の平和と安全のため、これらの地域に必要な軍事力を維持すること及びそれらの軍事力が有事の場合に対応し得る態勢にある旨を述べただけのこととございまして、朝鮮半島に対する緊急作戦計画があるというふうなことは何ら申し上げておらない次第でございませう。

〔委員長退席、藤尾委員長代理着席〕

○柴田(陸)委員 現在アメリカは、在韓米地上軍の撤退の是非をめぐって、またそのときの部隊の配置及び緊急の投入計画について詳細な検討を加えております。二月二十二日の下院国際委員会でのブラウン国防長官の、朝鮮からの米地上軍撤退の計画についての演説要旨、ここにありますが、これでは部隊の配置について述べておりません。この文書は米国の大使館文化局の報道部から入手したものですから、これは私たちが入手するぐらいですから外務省も持っているらっしゃると思ひますけれども、ここにあるよりも、より詳細な計画、そういう説明を受けているのではないでしようか。あるいは先ほど出ておりました一月十六日、十七日のハワイ会談で説明を受けているのではないかと思うのですが、外務省どうですか。

○中島政府委員 ブラウン長官が在韓米地上軍の撤退について下院で証言したことは事実でございませうが、その中でいま先生の御指摘になられたようなことを述べていたというふうには私も承知しておらないのでございませう。

○柴田(陸)委員 この新聞で報道されております緊急計画、これを聞いていないということとは非常におかしいことだと考へるわけですね。この計画があつて、そして三月七日から開始されるチームスピリット78あるいはパール・プローズなどの演習が何回も繰り返されているのではないかと、こういうふうに考へるわけですね。特に三月七日から開始されるチームスピリット78には在日米軍も参加し、大規模な演習であるということは先ほど明らかにされております。新聞報道によりますと、米政府関係者が、日本の横田基地がこのチームスピリットの中継基地になつていふといふことでありますけれども、アメリカがそういう演習を通じて、また構想として持っているこの計画、そういう中で朝鮮での有事の場合を予想した計画、そういう中で横田がこの中継基地になるといふことについて、外務大臣どういふふうにお考へですか。

○中島政府委員 ただいまのチームスピリット合同演習の過程において、アメリカの軍隊が横田に休養、補給、休養と申しますよりもむしろ補給のために立ち寄るといふこと自体は、安保条約上これは許容されておることであるといふふうな考へております。

○柴田(陸)委員 演習といふことでなくて、その演習が行われる根源にあるアメリカの計画、こういうものが当然あるはずであります。そのことも言われているわけで、そういう基本的な計画、この中で横田が中継基地に使われるといふことであらうではないかと考へます。

○中島政府委員 たびたび申し上げることを繰り返すようで恐縮でございませうが、そのような計画があるということは承知いたしておらないのでございませう。ただいすれにいたしましても、米軍は

日米安保条約第六条によりまして日本国の安全と極東における国際の平和、安全に寄与するといふ目的のために日本の施設、区域の使用を許されておりますから、そのような使用である限りは、これは安保条約上これを許すべきものであるといふふうに考へてゐる次第でございます。もちろん具体的な軍事行動の場合には、それが事前協議の対象に該当する場合には、当然に事前協議にかけてくべきものであり、それに対して日本政府としては、自主的な立場から、イエスを言うなりノーを言うなりという立場を決定する、こういうこととでございます。

○柴田(陸)委員 現在、私どもが横田基地の監視を行つておりますけれども、きわめてあつたらしい動きになっております。私どもの調査では、核輸送機であるC130、A4スカイホーク、P3オライオン、こういうのが連日十数回にわたるタッチ・アンド・ゴーの訓練を繰り返してございまして、基地周辺の人も、ことしになって一番ひどい騒音である、こう言つております。もう現在の時点において中継基地の役割りになつてゐるわけですから、そうしたことに横田が中継基地とされてゐる、そして現状がそういう状況になつてゐるといふことに對して、政府は何らかの対応策をとつてゐるのですか、またとるのですか、お伺いします。

○中島政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、米軍機の一部が横田の基地に立ち寄るといふことは、アメリカ側から一般的な説明を受けて、承知いたしておる次第でございます。たゞたゞの繰り返しの恐縮でございますが、極東における国際の平和、安全の確保という見地からアメリカ側が演習をいたしますこと自身は、安保条約上これを許すべき事態でございますので、わが日本政府としてこの演習に関心はもちろんでござりますが、いまのような演習活動そのものに対しては考へてやかく言うべき立場はないといふふうに考へてゐる次第でございます。

○柴田(陸)委員 写真を示したいと思いますが、

ちよつと見てください。

○藤尾委員長代理 政府席にその写真をもたすことを許します。

○柴田(陸)委員 F4ファントムの写真でありまして、その写真の場所がどこか、外務省なり防衛庁なり答えてください。

○藤尾委員長代理 よくごらんになって、お答えをいただきます。

○上野政府委員 お答え申し上げます。

ただいま拝見した写真は、まことに恐縮でございますが、自衛隊の基地かどこの基地か、ちよつと確認しかねます。

○柴田(陸)委員 写つてゐるのが米軍の宿舎であつたり、あるいは石川島播磨重工の工場であつたりといふことでございまして、これは言ひますと、二月二十三日に、あつたはしくなつた横田に着陸した迷彩入りの百里分遣隊のファントムが写つてゐるわけなんです。その日の二月二十三日の監視記録によりますと、そのF4だけではなくて、F4偵察機あるいは自衛隊八九二五のヘリコプターあるいは航空自衛隊偵察航空隊百里先遣隊の偵察機、あるいは航空自衛隊偵察航空隊百里先遣隊の偵察機、そういったものがたゞたゞ着陸してゐるわけ、その中からの写真であるわけなんです。真横にC5Aギヤラクシー、アメリカの飛行機が写つておりましたけれども、そうして見ますと、あつたはしくなつた中であつた百里から飛んできた戦闘機、偵察機がそこに着陸するといふことですから、普通は横田は米軍の専用区域であつて、日本の自衛隊機がやたらに着陸できない、そういう中でそのような写真に写つてゐるようには自衛隊機が出てくるというところは、まさにチームスピリットに日本の自衛隊機も組み込まれてゐるんじゃないかというふうに思ふのですけれども、防衛庁、その点いかがですか。

○上野政府委員 チームスピリット演習に自衛隊は参加いたしておりません。したがしまして、いまの写真、仮に米軍基地であるといつたとしても、それは当該演習に自衛隊機が参加してゐるといふものではございません。

○柴田(陸)委員 二十三日だけでも自衛隊機がそこに着陸したというのが十機あるわけなんです。そうしますと、自衛隊機が横田の基地にそのように着陸し、通過するといふことがあり得ることですか。

○上野政府委員 具体的な態様がどうなつておりますか、いまちよつと問ひ合せておりますけれども、一般的に言ひまして、そういう米軍の基地に自衛隊機が着陸してゐることは離着陸するといふことは、これは十分あり得ることと考えております。

○柴田(陸)委員 このチームスピリットにおける横田の状況からしても、朝鮮有事の際、横田が中継基地としての役割りを果たすといふことは当然に考へられるわけでありまして、すでに米軍はチームスピリット演習の第一陣を韓国入りさせてゐるというところであつて、特徴的にはフランスなどを持つて、横田をこれらの核部隊が通過すること十分あり得ることであるわけなんです。そうしたことが許されてゐるのかどうか、このことについてお伺いします。

たがいまして、核兵器の持ち込みを伴わない限りは、このような部隊が日本に立ち寄るといふことがありまして、安保条約上の問題はなないといふふうに考へてゐる次第でございます。もちろん核の持ち込みが行われるといふことになれば、これは当然に事前協議の対象になるといふことが条約上明記されてゐるわけでございます。

○藤尾委員長代理 先ほどの写真資料をお返しをいただきます。

○柴田(陸)委員 結局は、そうするとフランスなどかあるいはその他の戦術核といふようなものの通過といふことも、このチームスピリットでは考へられないわけではないのですけれども、そういう点については、外務省は何も問ひ合わせをしりやういふことはしないのですか。

○中島政府委員 先ほど御答へ申し上げましたように、フランス部隊が今回の米韓合同演習に参加すること、そしてそういうことで横田の基地に立ち寄ることがあるといふことは、アメリカ側から説明を受けております。

他方、それが事前協議の問題になるといふことであれば、当然にアメリカ側から事前協議の申し入れがあるわけでございます。これがなない限りにおきましては、核兵器の持ち込みはないといふふうに確信いたしておる次第でございます。

○柴田(陸)委員 結局、アメリカの方が言わなければ事前協議といふこともあり得なくなるということになるわけなんです。そういう意味では、事前協議が全く空洞化されてゐるわけ、繰り返しの政府の答弁でありまして、どうしてもなかなか納得することができないわけでありまして、そこで実際の例として、板門店事件のときに在日米軍がどのように行動したのかといふことにつきまして、一九七七年三月十一日に米上院軍事委員会の一九七八会計年度軍事予算についてのウィズナー太平洋軍司令官の演説がございまして、この演説でウィズナー司令官は、一九七六年八月十八日の板門店事件の直後、沖縄の嘉手納基地から一個中隊が朝鮮へ出撃し、米本土のアイダホのマ

ウンテンホーム基地から直行したF4一個中隊と、横須賀から出港した空母ミッドウェーとその機動部隊に合流したというのを述べておられます。そして、このことは韓国及び米国の安定にとって非常に重要であり、後方支援基地、すなわち日本の基地の価値の重要性を裏証した、こう述べているわけですね。

これは板門店事件のときですから、実際の戦闘行動における緊急の部隊派遣について述べたわけですね。けれども、この際は事前協議ということになったのか、お伺いします。

○中島政府委員 当時、板門店事件の際の米軍の動きのうち、わが国に關係したものに付きましては、当時在京米大使館から事前の連絡を受けて承知いたしておりました。しかしながら、これらの動きは在日米軍施設、区域から他の海外基地への移動、それからわが国領空の通過、海上待機任務につくための出港等でありまして、いずれも事前協議の対象となるものではなかったということでございます。

○柴田(睦)委員 在日米軍の移動、その内容はどういふものであったわけですか。どこの基地に行くということであつたのですか。

○中島政府委員 たとえばF4の飛行隊でございますが、嘉手納の飛行場から韓国内の空軍基地に移動したという連絡が当時ございました。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

○柴田(睦)委員 韓国内の基地に到着したということであつても、あるいはこのミッドウェーが横須賀を出港したということであつても、それが実際に板門店で戦争になれば直ちに戦争に投入される性質のものであると思つておられます。そういう際においても事前協議が問題にならないということ、これは、やはり事前協議は実際上歯どめの役割りを果たせない、実戦のときには歯どめの役割りを果たないということを示していると思つておられますが、どうですか。

○中島政府委員 安保条約に基づきまして当該事前協議が行われますのは、わが国の施設、区域を

戦闘作戦行動の発進基地として使用する場合がございます。したがつて、戦闘作戦行動がわが国における施設、区域から発進されるということ、でなければ事前協議の対象とはならないわけでございます。

○柴田(睦)委員 実際の問題としては、アメリカ側が事前協議などを問題としていないということ、いろいろ考えられるわけですね。七十五年二月二十七日に米上院軍事委員会での証言で、サミュエル・ジャスキルカ米海兵隊副参謀長が「海兵隊が日本本土と沖縄から展開するに何の制限もない」、「私の知るところでは、朝鮮におけるあらゆる作戦への支援基地として日本を利用することは何ら制限はない」と述べていることからも明らかです。しかも重大なことは、このジャスキルカ米海兵隊副参謀長は「そのような作戦の支援基地として日本を使う行動は、わが国の国務省と日本政府の交渉の対象である」と述べて、事前協議という制度があることを知つていて、しかもこのような証言をしていられることにあるわけですね。ここには明らかに事前協議についてアメリカ側と日本政府との認識の違いというものがあると思つておられますが、この点についてはいかがですか。

○中島政府委員 この点は過日外務委員会においても御議論があつたところでございますが、そのとき外務大臣からも御答弁申し上げたところでございまして、このジャスキルカという海兵隊の参謀副長は軍事的な面について発言をしていられるわけでございます。彼自身も先生の御引用のとおり国務省と日本政府との事前協議の問題であるというところを明確に言つておられます。その問題とは別に軍事的な面について第一線の部隊長として触れたということでございます。これは事前協議制度を何ら害するものではないというふうに考えております。

○柴田(睦)委員 ちょっと時間がありませんので、第十回日米安保事務レベル協議、これを考えてみますと、これは昨年の九月に三原前防衛庁長官が訪米してブラウン米国防長官と会談した際に

合意し、開かれたものだと言われておりますが、この三原・ブラウン会談で米側から、対潜能力の向上、防空能力の向上、補給体制の充実、対韓経済協力、防衛費の分担、このいわゆる対日五項目軍事要求があつたわけでありまして。このことは、昨年の九月二十三日の参議院のロッキード特別委員会でも三原前長官自身も認められていたことである。したがつて、今回の日米安保事務レベル協議でも当然この五項目に關してアメリカ側から要求が出され、こういう問題についても協議されたのではないと思つておられます。非常に、先ほどの政府の答弁を聞いておられますと、非常にあいまいであつて、はっきりした、当然考えられることが言われないというところから、これは遺憾に思つておられます。この事務レベルの協議において、いま言つたような問題についての討議はなされたかなされたか、ひとつはつきり答えていただきたいと思つておられます。

○中島政府委員 三原長官の御訪問でございますが、果たして私が御答弁申し上げることが適當かどうか存じませんが、私も承知している限り、ブラウン米国防長官からそのような要請が三原長官にあつたという事実は何ら承知しておられないのでございまして。

○柴田(睦)委員 これは委員会でも長官自身が答へられたことであるわけですね。ですから、知らなければ、これから調査して答えていただきたい。その点については保留しておきます。

○上野政府委員 お答え申し上げます。

昨年のロッキード委員会での三原長官に対する御質問の中で、ただいま先生が申されましたような五項目の要求というものが三原・ブラウン会談であつたのではないかと御質問がたしかあつたと思つておられます。ちよつとたゞいま手元に資料を持ち合わせておりませんので、はっきりお答えできないのは残念でございますが、そのときにたゞ一つはつきり三原長官がお答え申し上げましたことは、アメリカからそういう対日五項目の要求、これは当時一部報道で伝えられたことでございます。

けれども、そういうものはありませんということをはつきりお答えしたと記憶しております。

○柴田(睦)委員 事前協議の問題といい、この日米の協議といい、なかなかかみ合わない答弁でありますけれども、私は結論的に言いますと、結局、カーター政権が、韓国軍はもろに日本の自衛隊との共同作戦を自明の前提として、軍事力動員態勢を組んでいる。そういう意味では、日米防衛分担を含めてハワイでも当然そのことが協議されたのだというふうに考えておられます。そういう内容であるからこそ、いろいろ質問されてもなかなか答えられないのじゃないか、こういうふうに考えざるを得ないわけでありまして。

それでは次に、柏市のロランC基地新設問題について幾つかの質問を行いたいと思つておられます。先日予算委員会でも共産党の不破書記局長が柏市へのロランC基地の新設について質問しました。これに対して福田総理は、調査し、決定すると答へられました。その後私たちはロランCについての米当局者の証言集を整理に手渡して、大至急調査するように申し入れました。

まず、その後の調査結果を明らかにしていただきたいと思つておられます。

○上野政府委員 お答え申し上げます。

昭和三十六年ごろアメリカ側から、わが国においてロランCの施設を設置することにつきましてわが国の協力方の要請がございました。当時から、ロランCに關しましては十分な調査と検討を行つてきております。そして昨年、アメリカ側から柏市に同様の施設を設置する要請があつた際にも、前回同様詳細に検討いたしましたわけでございます。ロランCにつきましては政府の見解は、これまで国会において累次御説明申し上げてきておるとおりでございます。軍事、非軍事を問わず、一般的に航空機及び船舶の航法支援を果たします。何と申しましようか電波灯台とも言うべきものでございまして。その設置につきましても安保条約上の問題はならないということでございます。ロランCが一般の航空機及び船舶の航法支援の

ために使用し得るといふことは御説明してきたとおりでございますけれども、基本的には、ロランCというものは米軍がその軍事上の必要性に基づきまして軍用施設として設置するものでございまして、そのための用地として施設、区域を提供するということは何ら問題がないのではないかとこの結論でございます。

ただ、このようにして設置されましたロランCがいれば反射的利益と申しましようか、そういう利益として民間の航空機あるいは船舶もこれを利用し得ることになるわけでございますけれども、だからと言つてこのロランCの建設あるいはそのための施設、区域の提供が地位協定上問題になるというものでないというふうに私どもは承知しております。――さしあたりこの程度でよろしゅうございませうか。

○柴田(陸)委員 全然そんなことは聞いていないのです。予算委員会でもアメリカでの政府当局の証言集を示して総理に質問をした。そうしたら総理の方で、これから調査し決定する、こういう答弁があったので、政府とすればその後、米沿岸警備隊にこういう証言との対比において質問するとか調査するとか、そういうことが当然なされなければならぬけれども、予算委員会後この証言集に出ている問題を基本にして調査をしたかどうか、国防総省に問い合わせたかどうか、そういうことを聞いています。

○上野政府委員 お答え申し上げます。

先般、日本共産党から文書資料、「ロランCにかんする米政府当局者の証言集」ということでお示しのごさいました資料につきましては改めて十分に検討いたしました。

その結論を先に申し上げますと、政府としては何ら問題はないということでございます。

この資料につきましては指摘をお受けいたしました個々の点について申し上げますと、まず第一に、ロランCの基地は戦略構想に基づいて建設された軍事基地で、商業目的での利用は付随的である、こういう点に關しましてのお答えでございます。

すが、わが国にあるロランC施設は、米軍が米軍のために設置をして、そして米軍が使用している施設であるというところは御指摘のとおりでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、ロランCの電波はいわば電波灯台とも言うべきものでございまして、軍用目的に限らず、受信機を保有しているすべての一般船舶あるいは航空機が利用できるというところは申し上げたとおりでございます。また米政府も、沿岸航路帯におきまして政府支援の航法システムとして、その一般船舶、航空機、民間でございまして、これによる使用を安全上から見地から奨励をしておると承知しております。

なお付言いたしますと、このロランCといふものは、何も米軍だけがつかつてゐるわけではございませぬで、これは十分御承知のこととは存じますがわが国にもございまして、それからソ連もあるいはほかの国もその必要に応じて設置をしておるものでございませう。

次に第二点、ロランCの基地は戦略上の重要地域だけに設置されているという点に關してでございますが、現在米軍によりまして各地に設置運用されておりますロランCのチェーンは、米国の予算により建設、維持運用されております以上、その設置の地理的な位置を選択するに当たりましては、米国の国益に沿つた観点から決定されたであらうというところは容易に想像されるところであります。

第三点でございますが、ロランCとオメガは相補つて役割りを果たしているという点に關してでございます。

ロランCは、航法上の高い精度を有する局地的な航法支援施設として米軍により、またオメガは、計画では八カ所の地上送信局により全世界的な覆域を有する航法支援施設として現在六カ国の設置国により、それぞれ建設、維持運用されておるに、双方が一般の航法上の利便に對して相補つて寄与しているものでございませう。

次の点でございます。まず弾道ミサイル潜水艦への航法支援と通信伝達、あるいはフアントム機へのロランシステムの装備、ベトナム戦争での活用など、ロランC基地の軍事的機能の実態についてでございますが、弾道ミサイル潜水艦は、ロランCを含む電波航法援助施設の複数の航法援助手段のいずれかを利用することはあり得ましようけれども、ロランCが絶対に必要であるというものでないというふうに承知をいたしておるわけでございます。

○園田国務大臣 事務的な問題であります。柴田先生の御質問は柏市のロランCはどうなつたか、こういう御質問だと思います。

そこで、ずつと検討してきたところでありまして、その後いろいろ検討調査の結果、どうも電波障害が相当ありやうだということ、工事を一時中断をして――建設を断念したわけではありませんが一時中断をして、何か電波障害を除く技術的な方法はないか、こういうところを検討中でございます。

○柴田(陸)委員 ちよつとまだ答弁がかみ合つておりませんが、それでは審議官、最後のまだ答えておられない核戦争時に生き残る能力が弱いという点についてはどうですか。

○上野政府委員 最後に、ロランCなどの通信基地は残存性がなく、あるいは脆弱であるという証言がありますので、ロランCの基地は核の第一攻撃目標になるのではないかとこの点に關してでございますが、一般的に弾道ミサイル潜水艦との通信に用います通信システムが攻撃の目標となり得る、あるいは攻撃を受けるおそれがあるというやうな証言、それかその潜水艦に對する指揮統制通信システムの残存性がなくという証言、こういう証言が御指摘の關係部分にあることは事実でございます。ただ、米軍がわが国におきましてロランCの施設として施設、区域の使用を認められておりますのは、それがわが国の安全並びに極東の平和と安全に寄与していることと認められるからでございます。

政府といたしましては、安全保障条約に基づくこのような米軍による施設、区域の使用が、安全保障条約第五条の規定、すなわちわが国が攻撃された場合の米国の防衛義務と相まちまして、全体として強力な抑止力となつており、それがわが国の平和と安全に寄与しているという認識を有しております。ロランC施設を置くこと自体がわが国の安全を危険にするという認識は持っていないわけでございます。したがって、わが国におきましてロランC施設の撤去あるいは建設の中止といったようなことを米側に求める考えはございません。

○柴田(陸)委員 聞いておりました、いいかげんと言いましようか、そういう調査とか言ひやうがないと思ふのです。私どもは、ロランCが実用化される一九六〇年代から現在まで、米議会における米政府当局者及び米軍のロランCについての証言、海軍年鑑などを中心にロランCの役割について調査をしてきました。そしてロランCがボリス潜水艦を初め戦艦が目標を正確にとらえるための位置確認の施設であつて、核戦争時には生き残る能力がない施設であることを明らかにしてきたわけですが、これについていまの答弁では、この軍事、非軍事用の施設などと言つて、公然と承認する態度をとつておつて、生き残る能力がなく、日本国民にとつても危険な施設であるのに何らの対策もとらないというのは、全く無責任な態度であるというふうに思ふわけですが、そこで、ちよつと実態を明らかにするために一つづつお聞きしたいと思ひますが、まず、米当局者は、ロランCは米原潜への通信システムの役割りを保持している、こう述べていますが、これについてはどのような調査をされましたか。結論を聞きます。

○上野政府委員 お答え申し上げます。先ほどもちよつと触れましたのですが、弾道ミサイル潜水艦は、ロランCを含む電波航法援助施設の複数の航法援助手段のいずれかを利用することとはあり得る、しかしながら、ロランCが絶対に必要ではないといふことは先ほど申し上げまし

た。この潜水艦は、船舶慣性航法装置によりまして、潜行中でありまして自分の艦の位置が確認できます。この慣性航法装置の誤差を修正する手段としてロランCを含む航法援助手段を利用するということが言われております。

以上でございます。

○柴田(陸)委員 聞いていますのは、米原子力潜水艦への通信システムの役割を持っていると述べているんだが、これはどうなんだ。当たっているのか当たっていないのかと、こう聞いていますので、よけいなことは言わないでください。

○上野政府委員 これは先ほど来しつづけば触れたと思いますが、先生のお言葉どおり当たっております。

○柴田(陸)委員 それじゃ日本にあるロランCの基地、北海道十勝太、沖繩慶佐次、硫黄島、南鳥島、これらの基地でこの通信システムとして利用されているものもありますか。あるかないか。

○上野政府委員 ロランCは、民間、軍用を問わずこれは利用できるわけでございます。わが国にありまするロランC局が、米国の潜水艦に對しましてその利用に供されておるといふことは、これはあり得ることでございます。

○柴田(陸)委員 ロランCの電波は頻りにパターンが変更されることは、昨年の国会で私が指摘したことですから御承知でしょうけれども、このパターン変更の際には民間船舶は利用ができません。これは政府も認められたことであるわけですね。

そこで、すでに非軍事用というようなことは誤りであることは明らかですけれども、このパターン変更の際、電波を出さなくなつて休止している局ができます。硫黄島は頻りに休止するので、硫黄島がメッセージをリレーする、すなわち、伝達をするということもあり得ると思ひますが、これはどうですか。

○上野政府委員 過去においてロランC局が発信電波を変更した、発信電波の変更を行うという旨の水路通報があったということは承知しております。

す。ただ、それが一般の利用者にどういふ影響を与えたかという細部は承知しておりません。また、その発信電波の変更をすれば、軍用、非軍用を問わず、それを利用しておるものは、その状況に依りて影響を受けるということでございます。

○柴田(陸)委員 自衛隊は、結局、在日米軍を除きますと、潜水艦を保有しているいわば唯一のユーザーの立場にあって、ロランCの顧客であるわけ、そういう事実を知らないわけはないわけですね。この点は、きょうわからなければ、なお調査して答えていただきたいと思います。この点は保留しておきます。

生き残る能力がないという事実、これは防衛庁としてはどう考えていますか。

○上野政府委員 有事と申しますか、戦時にこういふロランC局がまず真つ先に撃ち壊されるだろう、攻撃を受けるだろうという想定につきましては、常にそれが正しい、それが大変高い蓋然性を持つていふことは言えないと思ひます。先ほどの御質問にもちよつとございましたけれども、有事の様相、これは千差万別でございます。まず、ロランC局一つを攻撃してもしようがないのでありまして、これは複数の局から発信される電波、これは双曲線の電波の交点を求めて、そして時間、自分の船なり自分の航空機の位置を測定するといふ装置でございます。一カ所だけこれを壊してもしようがない。さりとて、では全部壊すかといふことになる、これは大変離れていふわけでございます。それから、そういう航法援助装置は、ロランCだけではございませんで、そのほかにもございますし、オメガといふものもございますし、ロランCだけが有事になつて真つ先にやられるといふことは、一般論として必ずそうかどうかといふことはどうも言いきく存じません。

○柴田(陸)委員 それでは、予算委員会の問題になりまして柏市の場合、半径十キロのところは百万人の人口がある。米本土以外のロランCの基地がどういふところにあるかといふ問題ですけれども、米本土以外のロランCの基地で、そのよう

な人口密集地帯があつたか、なかつたか、これは調べましたか。

○上野政府委員 調べました限りにおきましては、一般的に言ひまして、人口稠密な地域にロランCが設置されておるといふ例は少のうござい

す。柏の場合は、まさに人口稠密な地域であることは御指摘のとおりでございますが、これまで米國が世界各地に建設したロランC局、必ずしも皆調べ上げたかどうか、ちよつと自信ないところでございます。洋上の島などが多いことは事実でございます。ただ、米國東部海岸チェインのナンタケット、これはマサチューセツツ州にございまして、そのロランC局はボストンに近うございまして、百四十四キロメートル、それからニューヨークへは三百六十六キロメートルの距離にございまして、その半径百キロメートル以内は相当の人口稠密地域である。そういう地域に設置されておる例もございまして。

○柴田(陸)委員 だから、私は米本土以外といふことで聞いたのです。本土のロランC基地はナビゲーションの基地であつて、目的が違ふわけですね。そういう意味で、いまの答えを聞いてみて、實際上の調査をしていない、こういうように見なければならぬ、これはもつてのほかだと思ひます。

海外のロランC基地は、最も人口の多いところ、西ドイツのシルトの約一万人、これも島でありますけれども、あとはグリーンランドとかノルウェー岬であるとか、人口数百の孤島がほとんどであります。このように、攻撃されても被害の少ないところにロランC通信施設を置いていふのが最大の特徴であるわけですね。地上通信基地は残存能力がないからといふことで、アメリカはいまTACAMOといふ空中からの指揮システムを研究していろいろあるわけですね。

これは最近の米國防報告に載つていふことですから御存じでしょうけれども、こういう中で人口密集地帯の柏市へロランC設置を強行するのはもつてのほかであるわけですね。日米の戦時態勢とい

うようなことからやむを得ないといふようなことも先ほど言つておりましたけれども、ロランCといふものの性質、そしてまた、これも余りはずきりと認めようとはしないけれども、アメリカの議会の証言集に出ていふように、最初に攻撃を受けるといふことから考へてみた場合に、人口密集地帯の柏市への設置を強行するといふのは、これは許さるべきではないわけですね。全体的な答弁を聞いていまして、本格的な調査を行つておられない。そういう意味では、なお本格的な調査を行つて、ロランCの設置といふものの意味をしっかりとつかむといふこと、そしてそうしたものを人口密集地帯に設置するのはやめるように、こゝ米政府に申し入れるべきであると思ひますので、けれども、ひとつ外務大臣の所見をお伺いします。

○園田国務大臣 ロランCに對する米國予算委員会における証言は、場所は予算委員会でありまして、したがつて、ロランCが核戦争が始まつた場合には全然役に立たぬ、すぐやられるといふことは、危険の警告ではなくて、こういうものは役に立たぬから早く店じまいをして、そして飛行機からの誘導、これはすでに完成しております。人工衛星からの誘導、こういうものに切りかえるといふ発言だと私は解釈をいたしております。

なお、柏に對する建設はいま中断をいたしておりますが、さらに十分検討をいたします。

○柴田(陸)委員 先に外務大臣が電波障害の問題を言われましたけれども、今回の柏市の設置といふことに伴つての電波障害の問題については、日本の政府は調査したことがあるのですか、お伺いします。

○森島説明員 お答えいたします。郵政省が行つております在日米軍との周波数の調整は、わが國の無線局等が使用する周波数と混信を生ずることとならないかといふ観点からのものでございまして、柏のロランCの周波数の調整につきましても、現在米側で検討中でございます。

○柴田(陸)委員 一九六二年に、北海道の十勝太にロランCを設置したときに電波障害があつたと

いうことを聞いておりますが、郵政省、どうですか。

○森島説明員 お答えいたします。

北海道の十勝太に在る米軍のロランCが建設されました当時、放送の受信、海岸局、無線標識局及び電力線搬送施設に混信妨害が予想されましたので、調査を行いました結果、放送の受信につきましては支障はないということでございますが、そのほかにつきましては、対応策について調整が行われました。

○柴田(陸)委員 今度の柏の場合においても、政府としては電波障害があると指摘したのでしょうか。これは理論上も、いまの十勝太の問題と柏市も同じ問題が発生すると思うのですが、防衛施設庁の方でこれは指摘されましたか。

○森山説明員 お答えいたします。

十勝太の場合にも、多少なりとも当然電波障害がございまして、電波障害の可能性の有無の調査については米軍に話をしております。

○柴田(陸)委員 実際の問題として、十勝太と違ひまして、柏市は首都圏に属しておりますし、ここには羽田とか成田とか無線標識局がたくさんあるわけで、電波障害が十勝太とは比べものにならないような大きなものが予想されるわけです。その点で、日本政府はこの点を徹底的に調査しなければならぬということ、そしてまた一方、このロランC自身が危険なものでない施設である、その上に電波障害も引き起こして国民の生活にも重大な被害を及ぼす、そういう意味から、このロランCの設置の撤回をせよ、とせよ、これを撤回の方向に申し入れるべきであると思っておりますけれども、最後に大臣にもう一度伺ひして、終わりたいと思ひます。

○園田国務大臣 先ほど答へましたとおり、電波障害その他について、さらに検討して処置したいと思ひます。

○柴田(陸)委員 終わります。

○始末委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 過日の委員会で同僚委員が在勤法についての質問をいたしましたので、私は、在勤法の質問以外のいろいろな外交問題についてお聞きをしたいと思ひ次第であります。

初めに、日中問題であります。外務大臣は非常に日中に取り組む前向きな姿勢をお示しになっておられるわけでありまして、その外務大臣の御苦労を多とするものでありますけれども、国民は非常に日中問題について、もう時期も間近だということをはだ身に感じておられるわけでありまして、しかし、相手方もあることとございまして、なかなかむずかしい問題があるかと思ひます。すけれども、私、この間同僚委員からいろいろ質問があった中で、もうちょっと煮詰めてみたい点がある、この感じ、いま質問を申し上げるわけでありまして。

先日の外務大臣の御答弁によりますと、佐藤中国大使と韓念竜中国外務次官があと一回会談をすれば交渉再開の合意ができるという見通しを述べられて、そして会談は中国全人代表大会の直後になるという御答弁をされたわけでありまして、現在御存じのとおり、中国においては全人代表大会が行われている最中でありまして、いま外務大臣の感触によりますと、大体全人代表大会はいつごろ終了する見通しでしょうか。

○園田国務大臣 中国の大会は、正式の情報でもなければ通知でもございせん。単に新聞その他のニュースで判断をすると、四日か五日ごろには終わるのではなからうか、こう思っております。

○鈴切委員 四日か五日になると、これは私も大体それぐらいだろうという予測はしておいたわけでありまして、となりますと、その直後にもう一回会談を持つという間の御答弁であったわけでありまして、しかも全人代表大会と並行していろいろ話を詰めておる、この問題は切り離してやっていると、すぐに第一回の会談が持たれる、この判断によいでしょうか。

○園田国務大臣 大会とは関係なしに相談をしようというところになっておりますけれども、今週中何かないかと思っておりますが、やはり大会が終わらなければ話し合う機会が出てこないかなと推察をしておるわけでありまして。

そこで、大会が終わった直後ということではございせん。大会が終わりましたら、なるべく早い時期に両方からそういう会談の機会があるのではなからうか。一回と言ったわけではございせんので、まあ一回か二回、大体一回で終わるのではなからうか、こういう想像でございまして。

○鈴切委員 外務大臣、この間御答弁になったのは、私もちょうど聞いておりました。あともう一回やれば、大体すべて事務レベルのすり合わせは終わる、こういうことをはっきり答弁されたので、きょうは二回ということにお話が入りますと、大分内容的にまたむずかしい問題が出てきたというふうな判断をいたしました。

○園田国務大臣 速記録を読まないとはいけません。先生がお聞きになったならば、私がそういう言い方をしたかも知れませんが、一回ぐらいで大体見当がつくのではなからうか、こう言っていると思ひます。ということは、まあ一回になるか二回になるかわからぬが、二回以上ということなしに、一回で大体うまくいくのではなからうか、こういうことに御理解を願えれば結構でございます。

○鈴切委員 一回ぐらいで大体うまくいくだろうというぐらい事務レベルの話はもう煮詰まつてきた、この判断によろしくございまして。

○園田国務大臣 交渉再開の段取り、手順等については、大体一回ぐらい両方で会合をばめどがつくのではなからうかというふうに御理解願つて結構でございます。

○鈴切委員 そうなりますと、問題の詰めが残る、すなわち事務レベルだけではこの問題について結論が出ないような政治的判断、これが残るであらうという推測でしょうか。

○園田国務大臣 佐藤大使と韓念竜氏の会談は、条約の内容については全然折衝しております。

ずに、両方で交渉を始めようじゃないかという交渉再開の準備その他を打ち合わせておるわけでございます。

○鈴切委員 そうしますと、条約に対する煮詰めというものはなされてない、話し合われていないということですが、これからの再開に対する交渉だということと、これからの再開に對する交渉だということと、これはかなり事務的レベルにおいて、条約の案文をどうしようかという問題については煮詰められて、あと問題点が幾つか残っているというふうに思つておつたのですけれども、そうじゃないのでしょうか。

○園田国務大臣 条約の内容については、全然話し合つてはおりません。

○鈴切委員 この間園田外務大臣が、国会中で予算審議との絡みもあり、各党の了解を得たいという内容の御答弁をされましたね。となりますと、まさか国会の開会中ということ、五月十七日の会期末というふうには理解できないわけでありまして、国会の開会中という、少なくとも三月の半ば、あるいは三月の半ばから三月の末、これは何日ということになりますと、相手のあることでありまして、そういうことを園田外務大臣は期待しておられるのじゃないだろうかというふうに、私はどうもその言葉の端々から感じられますし、国民ももうそろそろそういう時期だなというふうな感じをしております。

○園田国務大臣 これからの話でありますから、私は必要なきがあらば総理のお許しを得てなるべく早く行きたいと思つておりますが、とかく縁組みなどの話は長引くとかえつていかぬものでありまして、慎重に検討しなければなりませんけれども、やはりここまでするようになるべく早く交渉して、なるべく早くうまくいくようにした方がよいという気持ちは持つております。

○鈴切委員 まあ外務大臣も大変にお忙しい御日程だと思つた。きょう、こうやって内閣委員会も精力的に審議をし、外務大臣のバックアップ

プをしていくわけでありまして。外務大臣、私、日にちを何日というのはこれはもう非常に酷なことを申し上げるようですけれども、三月の半ばか三月の終わりの間に御期待をされて、四月までずれ込むというところもあるのか、あるいはその点の感触については、外務大臣として当然日程を詰められていく中にこれはもうすべて計画を練られなければならないわけですから、それを練られなければならないの期待をお考えになってまいりましょうか。

○園田国務大臣 相手とこれから相談をして折衝することです。それから、何月の半ばごろか何月の下旬か下旬かというところはお答えはできませんし、いまお答えすると無責任な言葉になりますから……まあしかし、なるべく早くと考えております。

○鈴木委員 精力的に園田外務大臣が訪中されるというところでございませうけれども、外務大臣の訪中は締結のためだろというように思っておりますが、あるいは最後の詰めと仮調印を行う権限を持って訪中されるのか、正式の調印はその後に行われるのか、その点はどうかお考えでしょうか。

○園田国務大臣 これも全く交渉再開後の模様によるわけでありまして、ただいまお答えはできませんので、お許しを願いたいと思っております。

○鈴木委員 そこは外務大臣、大変に後退をされるような状態になってしまっているわけでありまして、それは確かに外交の日にちという問題について、私認めることにやぶさかではありませぬ。しかし、秘密外交という点になりますと、これはちよつといただけない問題が実はあるわけですね。そういうことから考えまして、どういふふうにお考えになつていかうかというところをやはりこれから、国会で明らかにされたいかがでしようか。過日園田外務大臣は、正式には中国へ行くことを私は伝えていないけれども、国会において発言をしているというところは、公式の場所での発言をしているわけですから、少なくとも中国の皆さん方はそれは当然わかってくれている、こういうことで、非公式

にはそういうふうに行くことを向こうは了解をされているというふうにおっしゃっているわけですね。

そこで、この問題について、平和条約というような性質になりますと、これは大体において總理大臣が調印をするというのが通例で、それが重みを感じるものです。そういうことから考えますと、調印の場所なんですか、東京でやられるか北京でやられるか、あるいは調印については福田さんがやられるか、あるいは他の全権委員を任命されるのか、もし東京で調印式が行われる場合には中国の最高首脳をお呼びするかどうか、いろいろの問題が実はあるわけですね。そういう問題について外務大臣としてはどういふふうにお考えになつておられるか、そのことについての感触はいかがでしようか。

○園田国務大臣 御質問に対して、私、知つておつて随分お答えはいたしません。いまの問題も質問されたさまたまの場合を私は想像しておるわけでありまして、相手と話をしないうちに私が自分の気持ちばかり言つておつては、これはかえつて折衝にいい影響を与えないと思つて、全く今後の話し合い次第でそういうことは決まるわけでございます。

○鈴木委員 いずれにしても、日中の平和友好条約に対する外務大臣の訪中は、少なくとも桜が咲くころはというふうな感じは、必ずしもそれは当たつていないというふうにお感じのされようか。それとも、そのころにはある程度何か春がやつてきたというふうな表現がいいでしようか。そういう点について外務大臣も積極的にこういふところで御発言になつていまして、中国の方にはびんびんこれは行きまして、外務大臣大分また何回も何回も山を越えながらやつていられるという感じを与えるわけですからね。桜の花というのは春やつてきますから、春が訪れたという感じはいかがでしようか。

○園田国務大臣 御質問なさる御熱意とお気持ちにはよくわかりますが、桃か梅か桜か、これは全く

今後の相手との相談でございまして、お許しを願いたいと思つております。

○鈴木委員 一つ問題なのは、私も野党は日中平和友好条約、大いに前向きに取り組みなさいという立場にあります。しかし野党だけが問題でなくして、やはり園田外務大臣にすれば、自民党内の調整という問題もあるでしようね。ありますけれども、どうですか、党内の調整というものはもう大体お済みになったのでしようか。

○園田国務大臣 いろいろ努力をし、皆さんに相談をしつゝあるところでありますが、次の佐藤・韓念電會談がありましたならば、本格的に相談をしたいと考えておるところでございます。

○鈴木委員 まあ表ではなくして、いろいろのルートを通じてながらこの問題の根回しはされていく、しかし、正式にいざ決断という場合においてはまたもう一度党内の調整という最終的な詰めは行つ、こういうふうな判断をしていんじやないかと思つておつたところであつたらひとつその点については御訂正を願ひたいと思つております。

それで、日中の平和友好条約の中で一つの焦点は、覇権条項に行動が伴うか、あるいは共同の行動を行わなければならないかという点であるかと思つておつたところ。しかし、覇権条項がどのような形で制定されようとも、それが行動を伴うものではない、こういうふうに私は認識をしているわけでありまして、その点についてはいかがでしようか。

○園田国務大臣 覇権反対は共同行動でも軍事行動でもないことは、これはもうきわめてはっきりしておりました、この点については両国に異存はないだらうと思つております。

○鈴木委員 両国ともそれについては問題はないというふうなお話でありますけれども、その共同行動も軍事行動も伴わないという認識の根拠になるものは何があると外務大臣は認識されておりましたか。大変むづかしいことを申し上げたので、ちよつと言ひづらいたいと思つておつたけれども、憲法第九条の規定によつて、わが国が第三国と共同

して軍事的共同行動をとるといふことは禁止しているという解釈を私はしております。そのこと自体が、いま申されたいわゆる覇権条項に対して行動あるいは共同行動を伴わない一つの大きな理由になつていけるじやないだらうかというふうな思ふわけでありまして、その点についていかがでしようか。

○園田国務大臣 ただいま発言されました憲法からいつても、日中共同声明の線からいつても、共同行動や軍事行動では断じてございませぬ。

○鈴木委員 私は先ほどちよつと申し上げたものでありますけれども、日中平和友好条約が締結されるのは時間の問題だらうと期待をしているわけでありまして、締結を機会に、親善のために中国の最高首脳に対して訪日をお求めになられるお考えはないでしようか。実は、私もはしよつちやう中国の方にお伺いをするわけでありまして、私も、実際に中国の最高首脳は日本にはなかなかおいでにならない。そういうこともありまして、日中平和友好条約が締結された機会には、日本の方から中国の最高首脳をお招きするという点についてはどうかお考えになつておりましたか。

○園田国務大臣 これも先ほど発言されました交渉の場所、時期、締結調印の場所等によつて決まると思つておつたところ、そういうことも含みながらよく検討いたしております。

○鈴木委員 わが国に対する侵略があつた場合、自衛権を行使してこれに反撃する自衛のための行動が許されるというところは当然でありますけれども、しかしこれ以外にわが国が第三国に対して武力を行使することはできません、わが国の憲法は集団自衛権の行使を禁止しておりますから。たとへて言うならば、日米安保条約の軍事同盟条約も、第五條はわが国の施政のもとにある領域における第三国よりの武力攻撃についても、これに對処する日米の軍事的行動は日米それぞれの個別的行動であつて、集団自衛権による日米共同行動ではないわけでありまして、このことからわかるよ

た形であれば、その内容を発表するについては日本国の了解を受ける必要があると思えますけれども、受け取っていないわけでありますから、向こうが何を発表されようと、こちらは構わぬわけであります。

しかし、こういう時期にこういうものを発表された原因は何なのか、理解に苦しむところであり、私が金庫にほうり込んで検討していないというところがソ連の方へも伝わった模様でありまして、したがって、日本国民に知らせない、これを発表して日本国民に知らせれば日本国民の世論が動くのではなからうか、そういう誤った判断をされたのではなからうかと推察をいたしております。

○鈴切委員 日中平和友好条約の締結が今後の日ソ関係に何らかの懸念を表明する、そういう向きもありまされども、日ソ、日中の問題を政府としてはどのように考え、どういう外交を展開されていくおつもりでしょうか。

○園田國務大臣 私が国会の外交演説でも申し上げましたとおり、日本は政治形態の違い、大小、遠近、これにかかわらずこの国とも敵対行為をしない、敵対しない、そして善隣友好を進めたい、こういうことでありますから、日本とソ連の間には、四島一括返還の問題と、それを解決して平和条約締結、こういうことで平和条約締結交渉を継続するということは同意しておりますが、四島の問題で意見が食い違っておるわけであり、そのほかはいろいろな問題で共通する利害が多いわけであり、ソ連に対しては真に日ソの関係が安定するよう、四島一括返還を含む平和条約の締結交渉を進める一方、疎遠や不信の原因をなくしつつ相互理解を深めていくべきである、このように考えております。

日本と中国の関係は、これまでソ連と関係なしに大事な問題であり、アジアの平和と繁栄の基礎になる、こういうことで、これは予定どおりに進めていきたい、こう思っております。

○鈴切委員 そうなりますと、これはまああつて

はならないことでしようけれども、一時的に日ソの関係が幾らかぎくしくするような点が出てきても、政府は日中平和友好条約の締結に完全に踏み切った、こういうふうな解釈をいいわけですね。

○園田國務大臣 日本と中国の問題は日本と中国の間の問題でありますから、他の国でいかようなことがありましようとも、動揺したり踏みとどまったりすべきものではない、むしろそれを進めて解決することが、その後ソ連に対しても友好親善の手を伸べる一つのあれが出てくる、こういうふうな考えております。

○鈴切委員 そうなりますと、後へは下がれない、不退転の決意で、できるだけ早く日中平和友好条約を前向きに取り組んでいくというお考えだろうと私は思うのですが、たとえば、いま行われております漁業交渉でソ連側が強硬な態度で臨むことは実際ないだろうかという心配を表明する人もいるわけですが、また、このために交渉が非常に難航するのではないかと懸念を持つ方もおられるのですが、それに対しては、外務大臣はどうお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○園田國務大臣 国民の方の一部、特に北海道周辺の方々、そういう心配をされていることは私も承っております。しかし、日本と中国の交渉並びに締結が世界各国が納得するものであり、これなら当然だ、あたりまえだという条約を締結するならば、ソ連といえどもこれに対していろいろなことをなさるはずはない、しかし理解を深める努力はしたい、こう考えております。

○鈴切委員 一月に園田外務大臣が訪ソした際に、コスイギン首相は日ソ間に未解決の領土問題はなと明言しております。これは一九七三年の田中・ブレジネフ共同声明の、双方は未解決問題を解決して平和条約を締結するといふ内容から後退ではないだろうかというふうに言われております。これは内容の重大な修正ではないかという懸念に対しては、外務大臣はどうお考えになりますでしょうか。

○園田國務大臣 コスイギン首相からそういう話がありましたから、私はこれをさき取りまして、いまおっしゃいました日ソ共同声明を持ち出し、これに明記してあることを何らの理由なしに、しかもわが方とも相談なしに一方的に破棄されることは、国際信用上重大な問題であるということ、私は強くこれに反論を加えました。私の反論に対しては、最後はコスイギン首相も黙っておられました。したがって、日ソ共同声明の線から、もう問題はないのだと言われるソ連の方は変わっておるかも知れませんが、わが方はいささかも後退もしてはならない修正したわけでもなく、依然として田中・ブレジネフ共同声明の線に従い、四島一括返還、平和条約交渉を進めたに、こう言っておるわけでありまして、わが方は不動の決意と意思を明確にしておるわけで、わが方はいささかも後退でもなければ、いささかも修正ではない、こういうふうには私は確信を持っております。

○鈴切委員 いま外務大臣は、わが国の方は一歩も後退してないのに、北方領土の問題はまだ未解決の問題として現実に残っているのだ、こういうお話をあつたにもかかわらず、コスイギン首相としては未解決の問題はないというようなことを言ったことは、向こうがいよいよゆるかなり修正をしてきたなという感じをお受けになりませんかでしょうか。

○園田國務大臣 修正したとは考えておりません。国際外交上一番大事な共同声明を勝手に変更された、それは国際外交の慣例上から許されるべきではない、こう思っております。

○鈴切委員 これから北方領土問題でソ連側と交渉をするスケジュールというのはどうなっておりますか。果たして交渉進展の見通しがあるのかどうか。それから園田外務大臣は訪ソの後に感触として、五年以内に妥結すると予測を表明されておりますけれども、何らかの根拠があつてその点をおっしゃつておられたのでしょうか。その点についてはどうでしょうか。

○園田國務大臣 私が帰つてきてから記者会見をして、五年以内に見通しはあるというふうなことが流れましたけれども、これは事実の違いでありまして、記者会見、懇談会等では言っておりません。私を出迎えた方々が簡単にあいさつをしたときに、向こうはこう言つてこつた意見と合いません、しかしこれは決して絶望すべきではなくて、日本の国民の総意が動揺なしに分裂なしに、一致をして粘り強くやるならば、遠からず目的は達するであろう、こういうことを言つたわけでごさいます。私は、日ソの間にたゆみなく話を続け相互理解を深めていくならば、必ずいつの日にかこれは解決するであろうという確信を持っております。

○鈴切委員 この間の外務委員会で園田外務大臣から憲法と核の問題について御発言がありました。私はその御答弁を聞いて、まことに園田外務大臣は政治家だなと、少なくとも核防衛条約の遵守義務九十八条、非核三原則あるいは原子力基本法第二条、こういうことを踏まえたときに日本の国はたえ防衛的な核兵器であろうと憲法上持てないのだということを言われたということは、私にばくぶりにすかつたような感じでお聞きをしたわけでありまされども、政治家園田外務大臣として、そのときの御決意をあなたに言われたことは、そのままだりお考えになつているところじゃないかと思うのですが、その所信をまずお聞きしましょう。

○園田國務大臣 私はただいま御激励をいただいた政治家の信条としてあいつ言をしたわけでありまして、憲法の規定によつて持てないということではなくて、憲法の規定に従い、非核三原則、原子力基本法、核兵器不拡散条約と憲法の規定と絡み合わせ、かつ憲法の精神に照らすならばいかなるものといえども持てない、こういう発言をしたことは事実でございます。

○鈴切委員 私は、政治家として当然だと思つてます。核兵器に対して、憲法の精神として原子力基本法あるいは非核三原則、核防衛条約の遵守の

義務という問題考えたときに、憲法においては核兵器を持つことはならぬという御発言、これはもうそのとおりだと思うのです。私もそう感じてゐる一人であります。今日、日本の国が世界唯一の被爆国として、そしてあのような惨状の中に置かれて立ち上がった国民として、核兵器に対してこれを絶滅していくという確固たる決意を持つて

となりますと、ここに昭和四十五年十月に防衛庁から出してあります「日本の防衛」というのがありますが、その中に「防衛力の限界」というところがございます。それには「憲法上の限界」と「政策上の限界」とあるわけでございますけれども、その中において「核兵器に対しては、非核三原則をとっている。小型の核兵器が、自衛のため必要最小限度の実力以内のものであつて、他國に侵略的脅威を与えないようなものであれば、これを保有することは法理的に可能ということができるが、政府はたとえ憲法上可能なものであつても、政策として核装備をしない方針をとっている。」という内容がありますね。これといま園田外務大臣が言われたことは大変に違うといひますか、考え方が相反するわけでありまして、持てないというのが可能であるというのですが、この点についてはどういふうにお考えになつていまいしょうか。

○園田國務大臣　私がお答え申し上げました点といまの点とはいささかも変更はないと私は信じております。私が言いましたのは、憲法の規定によつて縛られないけれども、核不拡散、非核三原則、原子力基本法、こういうものと憲法の規定と絡み合わせると持てない、こう言つたわけでありますから、憲法の規定そのもので持てないということではございません。

詳細は法制局長官からお願いをいたします。

○真田政府委員　まず、純粹に法理的な観点からなるべく簡潔に御説明を申し上げます。

まず第一に、御指摘の問題の基本は、憲法第九条の解釈だろうと思います。つまり、憲法第九条

は、特にその第二項において戦力を持たないと言っているけれども、しかしこれはよくよく考えてみますと、純粹に防衛的であり、日本の自衛のため必要最小限度の範囲のものは憲法第九条第二項においても禁止されておらない、従来政府が繰り返して述べておるこの見解がまず基本になるわけでございます。

〔高鳥委員長代理退席、村田委員長代理着席〕

一方わが国は核防条約の加盟国でございます。同条約の第二条によりまして、いかなる核兵器も保有してはいけない、こうなっておるわけでございます。しかも憲法第九十八条の第二項に、わが国が締結した条約は誠実に遵守しなければならぬと書いてある。これらを絡み合わせますと、同条約の締約国であるわが国が、たとえ防衛的な——小型のといいますが、防衛的なといいますが、戦術的といいますが、いろいろ説明のしづりはあると思ひますけれども、憲法第九条第二項においては保有することが禁止されておらない核兵器であっても、いまの条約遵守義務を決めておる九十八条第二項を通して、結果において憲法違反になるのではないかというような御感触があるのだらうと思ふのです。それは一理あるお考え方でございまして、そういう説明も十分可能だと思ひます。

しか、ここで一つ、法理的に御説明をしておきたいと思ひますのは、憲法の規定には、憲法の規定それ自身が具体的にその規範的内容を持っている規定、たとえば検閲してはならないとか、公務員による拷問をしてはならないとか、あるいは刑罰規定の遡及適用してはならないとか、そういうように具体的な規範的内容をその規定自身が持っているそういう規定と、それからただいま申しました条約は誠実に遵守しなければならない、あるいは憲法七十三條第一号には、内閣は法律を誠実に執行しなければならないというふうに書いてございますが、こういう部類の規定は、それ自身としては具体的な規範の意味内容を持っているわけでは

なくて、いわば二重の構造になっておる。そこで引用しておる条約なり法律なりに従いなさいと言っているだけであつて、その従うべき中身は条約なり法律で決まる、そういう構造になっておる。ですから、先ほど申しましたような実質的な規範の意味内容をその規定自身の中に持っている部類

の憲法の規定と、それからただいま申しました七十三条とか九十八条とは、非常に法律的な、法理的な性格が違うわけでございまして、したがって、なるほど先ほど申しましたように条約に違反すれば、それはひいては九十八条第二項にもとることになるから憲法に抵触するのではないかといううそういう説明ぶりも、それは説明としては十分

一理のある言い方でございますけれども、ただいまるる申しましたようなその規定の性格の違い、それをよく念頭に置いておっしゃるのでしたら、私の方でも別に異存はございません。それはちやうど、従来、防御的な兵器はたとえ核兵器であつ

でも、それは憲法第九条二項で保有は禁止されておらない、おらないが、しかしそれは原子力基本法の第二条があるから現在とは持つことができないのだ、こういう言い方をしておりますが、ちょうどそれと同じように、厳密に言いますと、なるほど

ど九条二項では保有することが禁止されておられないけれども、核防条約に入った以上は条約は遵守しなければならぬ、したがって現在は小型の核兵器でも持てない、こういう言い回し方になるのだらうと思うわけでございます。

ですから、繰り返して申しますが、九十八条を根拠にして、したがって、ひいては憲法違反ではないか、こういう御説明も、表現としては、説明のしぷりとしてはそれは結構なんでございますけれども、先ほど申しましたような憲法の各規定の

構造といえますか、性格といえますか、その違いを十分御認識の上でそういう表現をお使いになるのでしたら、私の方では異存はございません。

○鈴切委員　政治家園田外務大臣が、たとえ小さな核であろうとも、日本の憲法を体すればこれはもう絶対持てないのだという御発言をされ

て、私も同感をしたわけですけれども、真田法制局長官が来ますと、やたらに後退、後退が目立ちますね。本当にその点について私はいただけないというふうに思うのですよ。思うのですけれども、これはまた大変に大きな問題としていまのあなたの解釈は残ると私は思いますよ。

いまあなたが、防衛的なものであれば核兵器といえどもこれを保持することは、憲法違反ではないという立場をとられておりますね。その点についてもう一度そこを、そのとおりですね。

○真田政府委員 おっしゃるとおりでございます。これは前々から政府は繰り返し御答弁申し上げているところでございます。

○鈴切委員　それではお聞きいたします。これは憲法のいわゆる解釈論でありますね。政策論ではありません。逆に平和憲法の精神から、核兵器は憲法上持てないという解釈をとることは、憲法解釈上誤りとなりましかうか。

○真田政府委員　憲法に限らず法律というものについてはいろいろな学説があることは、これはもう御承知のとおりなんです。ですから、いまおっしゃいましたような解釈をとる、そういう見解の方もございます。ただ政府は先ほど来申しましたた

ような解釈をとっておる、こういうことでござい
 まして、法律や憲法の解釈には、これは最高裁判
 所で確定判決でもあれば別ですが、これはもう一
 方が絶対的に正しくて他方は間違ひであるとい
 うふうにきめつけるような性格のものでもともと

ないですね、法令の解釈というものは、ですから、いまおっしゃいましたように、核は絶対持てないのだ、全部持てないのだという解釈だってあることは私は十分知っておりますし、それが絶対間違いだというふうに言い切るつもりはございません。

せん。ただ、政府は先ほど来申しておりますような解釈をとっておりまして、これが現在の憲法の全体をよく見れば、そういうことは、憲法第九条が保有を禁止しているものではないのだ、こういう解釈が正しいのだというふうに政府は思っております。

○鈴切委員 政府は思っているというふうにおっしゃいますよね。政府はいろいろ防衛力の整備をしながら、どんどんとエスカレートしている一つの道程にあるわけですね。それに対して、あなたは、法制局長官というのはやはり法の番人なんですよ。だからそういうふうな政府の考え方に追従するようないわゆる法の番人であってならぬわけですね。少なくとも権威ある法制局長官というものは、私は平和憲法の精神からいえば、核兵器は憲法上持てないという解釈、これが本来に平和憲法の解釈であり、本来の姿ではないかというように私は思うのです。それを、核兵器に対して防衛的なものであるならば、それを持つことに對して憲法は決してその道をふさいではいませんよというふうな解釈をするということは、私は非常にこれは問題が起る。いつもいつもそういう理論づけをあなたはされるのだ。私は申し上げたいわけですね。

もう一つの例を申し上げます。それでは近い将来、革新連合政権が現実に自民党政権に取ってかわった場合、そういう場合もあるのですよ。そういう場合も、もう、一つのスケジュールの上のいう場合も、それは確信しています。それで革新連合政権が、核兵器はいかなるものであっても憲法上持てないという解釈に立った場合、それは憲法解釈を歪曲することになるのでしょうか。

○真田政府委員 それは先ほど申しましたように、およそ憲法に限らず法令というものはいろいろ解釈があり得るわけなんです、仮定の問題ですから断定的なことは差し控えていただければいい、まあおっしゃいましたような解釈をおとりになったからといって、そのときにそれが歪曲だということにきめつけることも私はできないと思います。それは、もし最高裁判所が何らかの事件によって判決すれば、それはいまの憲法システムのもので、それが最終的な憲法解釈になります。それまではいろんな説はあってもいいわけなんです、ただ、私を含めた現在の政府では、先ほど来申し上げておるような解釈をとっておる、こういうふうな御理解願

いたいと思います。

○鈴切委員 いわゆる防衛的なものであれば核兵器を保持することは憲法違反でない、これはもう詭弁ですね、全く詭弁だ。日本の国の憲法の精神からいって、こんな解釈が出ることは自体おかしいのです。結局は、革新連合政権がたとえこれについていかなる兵器も持つことはできないという見解に立ったときは、そのときはそのときだ、こういうわけですね。これじゃ憲法の解釈が余り幅が大きく過ぎて、黒もあれば白もあるんだ、そのときの状況によって憲法解釈をどうでも変えるのだ、こういうことでは、あなた審議になりませんよ、こんなものは。その都度あなたが都合のいいような解釈をしながらこういう問題をなし崩しにしていこうというところについて、私はとても許せません。いいですか。そんな、核兵器を持つ、防衛的な核兵器を持つということを持たぬというこの二つが、正反対の問題が憲法解釈の中に、そういうふうなもので十分に疑問を取り切れないというところであって、これはあなた、何を信じたらいいのですか。結局は最高裁判所のいわれるところからの判断を待たなければならぬ、こういうことですか。

○真田政府委員 純法理的に申しますと、ただいまおっしゃいましたように、最終的には最高裁判所が決めることでございます。何かお聞きしていただきます、都合のいいようにひよこひよここと変えていくんじゃないかというふうな御発言のように聞こえます、承ったのですが、そうじゃございません。政府はもう終始一貫して、先ほど来申し上げている解釈をとっているわけでございます、またそういう学説もあればあります、それからもう一つ、学説もありません。それはもう先生御承知のとおりでございます。

○鈴切委員 私、ただだけない。これは大きく問題は残ったというように感ずるわけですね、それども、それはそれとして……
次に、「防衛力の限界」の中で、憲法上の限界がある、こういうようにこの「日本の防衛」の中に

は書いてあります。保持することができないものの、保持ができるものの定義が非常に明らかでないわけですね。攻撃的な兵器あるいは防衛的な兵器といっても、意図によって変わり得る可能性があるというふうな私は考えるわけであり、それども、その点はどうか、防衛庁の方。
○上野政府委員 お答え申し上げます。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕
憲法第九条の解釈につきましては、ただいま法制局長官から申上げたとおりであります。すなわち、わが国には固有の自衛権がある、自衛のための必要最小限度の実力は持てる、それを超えるものは憲法違反である、それを超えない範囲内であれば核兵器であっても法理的には持てる、現実には持つというところは考えておりません、ということをお申し上げておきます。

それから、ただいま先生の申された意図との関連でございますが、兵器の種類といたしまして、いわゆる憲法で禁じられております、自衛のために必要最小限度の実力、そういう言葉だけではよくわからないから、何かほかにもっと説明のしようがないかという国会の御議論がございまして、そこで、憲法で保持を禁じられておるその必要最小限度の実力、それを言いかえれば、たとえば相手国国土の壊滅的な破壊をもたらすような兵器、侵略的と申しますか、そういう兵器、これを攻撃的というふうな申し上げたこととございまして、けれども、これは防衛的兵器との対比においてそういう攻撃的兵器は持てないという御説明を申し上げたこととございまして、純粹に自衛のためのみに用いられるものではなくて、相手国国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるような兵器、たとえばICBMのようなものは持てません。しか

らば持てる兵器は何か。それは攻撃的兵器という言葉の対比において防衛的兵器という御説明を申し上げたこととございまして、必要最小限度の実力以内のものに明確に当たるもの、全く純防衛的に用いられるものは持てます。
ところが、兵器の性格といえますのは、これは

攻撃的か防衛的かという二つのカテゴリーに分けるのは大変むずかしいわけでございます。この点も、従来、大変長い間にわたって国会の御議論をいただいたわけでございますけれども、そういう区別のあいまいなるものにつきまして、これはどうなんだろうか、その場合に相手国を攻撃侵略する意図さえなければ、そういういわゆる純攻撃的、純防衛的の中間領域の兵器が持てるのか、意図さえなければ無限に持てるのかという御議論があったということがございまして、そのときの御説明として、いや、単に意図さえなければ無限に持てるというものではない、やはりその中間領域に属します兵器の総量と申しましょうか、当該兵器、すなわち中間領域に属します兵器を含むわが国の防衛力の全体が憲法の制約の範囲内にとどまっておることを要するのだということ、これは昭和四十四年四月十日、政府に對します質問主意書の御答弁書の中で申し上げたことがございまして、そのような解釈を現在もとっておるわけでございます。

○鈴切委員 憲法上の要請として、核非核に對しては、これは不問であるというふうなお考え方に防衛庁は立っておりますが、この核非核に對して取り扱いが違うのでしょうか。

○上野政府委員 防衛白書等で防衛庁が部外に公表しております意見は、もちろん政府の意見というところとございまして、その中で取り扱っております憲法上の解釈に基づきますと、核兵器あるいは非核兵器という区別はいたしておりません。これは憲法上の解釈、法理上の解釈ということとでございます。
○鈴切委員 そのところであるという問題が出てくるのです。これをやはり取り扱いが違うと言えは、なおさらこれまで問題が出てくる。取り扱いが違うというところでも問題が出てくる。
そこで、具体的にひとつ聞いていきますけれども、四十五年十月の防衛庁の「日本の防衛」という白書ですね。これについてはここに、「たとえ

艦、ICBM等は保持することはできない。」「こう
いうふうに憲法上の限界として書いてあります。
ところが、その後、ICBMあるいはまたIRB
M、これも持てないというふうなことが次の国防
白書には書いてあります。

そこで、申し上げたいわけでありすけれど
も、ICBMというのは、御存じのとおり約四千
マイル以上の長距離弾道弾であります。それから
またIRBMは大体四千マイルから五百マイル
くらいの距離を飛ぶ弾道弾ですね。これは従来か
ら持てないという御答弁ですけれども、もう一度
確認しておきますが、どうでしょう。

○上野政府委員 憲法上の解釈として持てない
というふうに申し上げておりますし、変わっており
ません。

○鈴木委員 それでは、たとえば五百マイルか
ら五百マイルぐらいのいわゆる中距離弾道弾MR
BM、これはどうでしょう。

○上野政府委員 ICBMとかIRBM、あるいは
はたまた先生お示しのMRBMでございますが
が、こういったようなものは、これはいわば核弾
道ミサイルの定義づけとしてそういう区分がなさ
れておられるわけですが、この核弾道ミサイル
の区分あるいは定義と申しますか、そういうよ
うなもの自体につきまして、これは確立されたも
のはいまありません。射程で区分すればそういう言
い方になりますし、それから発射地点と着弾地点
で区分すれば、たとえば地対地ミサイルとか空対
地ミサイルとか空対空ミサイルとか、いろいろな
区分の仕方がございます。個々の兵器の一事をと
らえまして、これは現在の憲法上認められておる
かないかということは、先ほど来御説明申し上げ
ております自衛のために必要な最小限の範囲内
に明らかにあるもの、あるいは明らかに外に出てい
るもの、そういうものでありますれば、個々の兵器
の名前を挙げて申し上げることは可能でございま
すけれども、そうでない中間領域のものにつきま
しては、これはなかなか申し上げにくい性格の
ものであるということを御理解願いたいと思ひ

ます。

○鈴木委員 御理解願うことはできないのです。
いまあなたが言われたように、ICBMとかIR
BMとかMRBM、これは核弾道だから云々とい
うようなお話があったわけでありすけれども、
だからこそ先ほど私、憲法上の要請として核非核
に對しては取り扱いが違ふかというふうに申し上
げたわけですよ。ところが、あなたはそれは違わ
ないんだ、不問であるというふうに言われたわけ
ですね。となると、核兵器だからだめだとい
うんでなくして、これは、たとえばそれだけの弾
道弾の問題等についても、通常兵器でもそれは持
てないということにならないんですかね。通常兵
器だって持てない。たとえばそれだけの飛ぶもの
に對しては、相手方の、いわゆる敵地に破壊的な、
いわゆる爆弾を持つようなそういうものがあつた
とすれば、これはできないというふうになりませ
んか。

○上野政府委員 ICBMのようなミサイル以外
のものでありまして、他国に侵略的、攻撃的な
脅威を与えるようなもの、また国土の壊滅的な破
壊をするようなものは持てないというところは申し
上げたのでございまして、いま、非核でもって、
たとえばICBM並みの射程を持つもの、そうい
うようなものは憲法上持てないというところは言え
ないのかという御設問でございまして、実はそう
いう兵器はこの地球上に存在しておりますが、その
で、仮定の問題で、これはなかなかお答えしにく
いのでございまして、仮にそういう非核でもってI
CBM並みの地球を半周するような射程のものが
できたとして、それが現憲法上持てるかどうかと
いうことになりまして、どうも存在しないものに
ついての検討ということなので大変お答えしにく
い点を御理解願いたいと思ひます。

これはどうなんですか。あるいは中性子爆弾、こ
れは放射能で相手を殺戮するわけですね。いまア
メリカで大問題になっている中性子爆弾あるいは
巡航ミサイル、高さを計器によって十分にはかり
ながら相手方のところに行く、こういうもの、あ
なた、これまで持てるなんというふうな見解に
立つわけないでしょうね。私は、これはただ単に
一例を申し上げたのですよ。これまで持てるなん
ということをあなたが言ったら、それこそ憲法は
まさしくすべてのものは持てるということになり
ますよ。

○上野政府委員 お答え申し上げます。
従来から政府が御説明申し上げておりますこと
の繰返しを再度お許しをいただきたいのです
が、仮に核兵器であつても純防衛的なものは持て
ます、こういうことは言っております。

そこで、いまお示しのSLBM、これは潜水艦
搭載の弾道弾でございますが、これはその性能が
ICBMと同じようなものから射程のやや短い
のままでのいろいろな種類があるようございませ
ん。先ほど御説明の設問として申し上げました意味で
のICBMと同等の性能を有するような、そうい
うSLBM、潜水艦搭載の弾道弾ミサイルであ
れば、これは憲法上の法理からいって当然持てない
ということは言えます。

それから御設問の巡航ミサイルでございま
すが、これはクルージングミサイルと称するもので
ございまして、これに對します確定された
定義はございません。いろいろな定義がございま
すが、一般的に申しますれば、巡航ミサイルとい
うのは、目標に至る大部分の経路をみずから内
しておる推進装置などの作用によってほぼ一定の
速度で飛んでいくミサイルを言うといつて、これ
は弾道ミサイルと對比して分類されております。
弾道ミサイルと申しますのは、発射後数分の間推
進ロケットでもって打ち上げられまして、後はみ
ずから慣性によって飛んでいくものでございま
すが、巡航ミサイルというものはそれと区分されて
おります。

そういう巡航ミサイルの例として、たとえばハ
ブーンでございますとかスティックスというものが
ございまして。ハブーンというのは米國製でござ
います。スティックスミサイルというのは、中東
戦争で一躍有名になりましたソ連製のミサイルで
ございまして、こういうものも巡航ミサイルとし
て分類されております。ハブーンの射程は、ジェ
ーン年鑑等によりますれば大体数十海里、ステイ
ックスミサイルは二十海里程度と言われておりま
すが、そういうようなものにつきましては、名は
巡航ミサイルでございまして、これは憲法
で禁じられております壊滅的破壊を相手に与える
兵器であるとはどうも考えられないわけござ
います。

私の申し上げたいことは、かように兵器は、た
とえば弾道弾ミサイルといひましても、あるいは
巡航ミサイルといひましても、核兵器といひま
しても、いろいろな区分がございまして、その区分が
ございまして、一概にこれをもって憲法上合憲
かあるいは違憲かというふうに分類することは大
変むずかしい性格のものであるということござ
います。たとえば防衛用の核兵器といひまして
は核地雷とかあるいは弾道弾を迎撃するミサイル、
アンチバリスティックミサイル、ABMというよ
うなものもございまして。このABMはもちろん核で
ございまして。この飛んでくる弾道弾を撃ち落とす
ABMは核でございまして、これは純粹に防衛的
な核兵器という分類をされております。

以上でございまして。

○鈴木委員 あなた、中性子爆弾についての見解
はまだ出ておりませんか。

もう一つ聞きましょう。CBRのCBについて
はどうですか。

○上野政府委員 中性子爆弾の御答弁を落として
申しわけございません。

中性子爆弾というのは、私もその詳細は文献
でうかがい知るほかにいわけございまして、けれど
も、中性子爆弾と申しますのは、破壊力が従来の
原水爆よりはるかに小さい、しかしながら生物

に対する殺傷力、放射能によります殺傷力が在来の原水爆よりも相当高いものであるというふうに言われております。そういう兵器が非人道的兵器であるという批判もあるわけですが、その批判の当否は私も判断する十分な材料は持っておりませんけれども、こういう中性子爆弾といったようなものが一体自衛上持てるのかどうかということも、これまたお答えに苦しみどころでございます。これは破壊力が小さいわけでございますから、いわば相手国国土の壊滅的破壊ということには至らない。もちろん爆心地におきましては破壊するわけですが、その破壊半径が小さいというところでございます。ただ、人体に対する殺傷力が高いということでございます。そういうようなものが一体憲法上どのようなことか、これはまた繰り返になりますが、分類はむずかしいわけでございます。

それから生物兵器、化学兵器、たゞいま御指摘のこれらにつきましても、これが憲法上どうかということになりますと、これまた大変むずかしいわけでございます。毒ガス兵器が憲法の規定からいって、九条からいって全部違反なのかということとはこれはむずかしいわけでございます。と申しますのは、毒ガス兵器というのはちよつと大げさでございますが、その一つに分類をされておる催涙ガスというのがございます。この濃度の薄いと申しますか効果の薄いものは、一般治安用に使われているわけでございます。これは一過性のもの、たとえば目から涙が出る、あるいはくしゃみが出るといったようなことで、相手の威力を損じますけれども、しかしある程度時間がたてばものの体に戻る、後遺症も残らないというような催涙ガスが現在開発されておるようでございますけれども、そういうようなものが、じゃ憲法上どのようなことになりまして、これはそのものの具体的な効能とか用途とか、いろいろ検討しなければならぬものがあると思ひます。

法で禁じられた兵器は何か、これはどうか、あれはどうかという御指摘に対しては、直ちにお答えできかねるものが大変たくさんあるということをお断り願ひたいと思ひます。

○鈴切委員 要するに、憲法上の限界というものがはやなし崩し的になされてきているということとはもう明らかですね。今日まで、しかも真田法制局長官が言われた御答弁の中に、相手方の軍事技術によつていわゆる憲法の自衛力の限界というものはそれに相対するものである、こういう答弁がなされた以上、それはまさしく、これからどんどんと自衛力の限界というものはあるいは装備というものは実際にエスカレートしていくわけですよ。いまあなたがおっしゃったように、たとえば毒ガスの問題、化学兵器の問題についても、催涙ガスだけをおとりになったわけでありましても、毒ガスについては神経剤あるいはびらん剤あるいは窒息剤、血液剤、毒素、こういうような、もうすぐには相手方を殺すことは可能なそういう毒ガスです。そういう毒ガスがある。これについては何とお触れにならないで、催涙ガスだけおとりになるというものは、これはどういうことなんですか。この問題についての憲法上の解釈はどうなんですか。

それからまた、先ほど生物兵器の問題を言われたわけでありましても、あいまにさされましたね。しかし、それはまさしく一九六九年の七月に英国の禁止案が出て、これについては一九七一年の九月、米ソなど東西十二カ国の共同提案により最終条約案がまとまって、同年十二月十六日第二十六回国連総会において全部賛成で通している内容ですね。こういうものまで憲法解釈上持てるというふうなことになるならば、これは憲法というもののついでに崩し、憲法というものの歯どめは全くなくなるわけですからね。そういう点について、この問題を含めて防衛庁の方から、少なくとも防衛庁がお約束をされるいろいろな兵器、こんなのは私が申し上げたのはごく一部分です。しかし、まだまだある問題について、や

はり統一見解を出していただかないと困りますね。その点について、いかがですか。

○上野政府委員 憲法上許されます自衛力の限界というところで先ほど来御説明申し上げているわけでございますけれども、この限界がなし崩し的であるという御指摘、御批判がございました。しかし、私どもはそう考えておりませんで、この国会におきまして、この前の去年の臨時国会におきましても申し上げておることは、少しも前と変わっていないというつもりで申し上げておるわけでございますけれども、たとえば衆議院内閣委員会、昭和三十九年六月二十五日に池田総理大臣が自衛力の限界というものについて申し上げております。

申し上げますと、「この自衛力というものは、やはり国力、国情に沿ひ、また世界の情勢、科学の進歩等を考慮すべきものでございまして、観念的に、あるいはまた数字的にこうだということ、なかなかきめにくい問題でございます。」「ということをお断り申し上げます。そのほかにも、昭和四十二年でございましたが、佐藤総理大臣も同様のことを申し上げております。そのほか、たゞいま例に挙げましたのは総理大臣の発言ということで、たまたま手元にあるものから申し上げたわけでございますけれども、同様の考え方を現在持っておるわけでございます。すなわち、自衛力というものは国力、国情に沿ひ、また世界の情勢、科学の進歩等を考慮して決めるべきものであるということでございます。

兵器の種類はたくさんございます。しかし、これらは日進月歩と言つては言い過ぎかもしれませんが、兵器は年々進歩しておるわけでございます。自衛力というものは、外敵の侵入がありました場合に、これを有効に撃破するためのものでございます。そういう有効に撃破するためには必要なもの、これは殺傷力を伴うものがございます。そういう観点から兵器というものがあつては御理解いただけると思ひます。そういう兵器が有効な性能を持つてゐるものでなければならぬ

ということとは、わが国の防衛という観点から言へば大変重要なことであるということをお断り願ひえと存じますが、さはさりながら、憲法九条という制約があるというところでございまして、その制約を超えるものにつきましては兵器の種類というものは、一概に申し上げることはできません。なかなか大変むずかしい問題であるということでございます。そういう御説明は、ずっと過去二十年近くにおたりましている御説明申し上げることでございまして、何とぞ御理解を賜りたいと思ひます。

○鈴切委員 憲法上の限界というものにおいて、たとえばここにありますようにB52長距離爆撃機あるいは攻撃型空母、ICBMと、こう名前が出てゐるわけですね。名前が出てゐるものについて、私は、こういうものはその一部であるけれども、憲法上における限界であるから、それに対する見解を出せ、こう言つたのに対して、あなたは出せないと言う。これはどういうことですか。

○上野政府委員 たゞいま先生御指摘になりましたB52を持てないということは、三年前ですが、何年前かの防衛白書に書いてあるわけでございますが、B52という例示をすること自体が、現在なら適当でございませうけれども、アメリカはB52を廃止して、新たにB1という爆撃機にかえようという動きもあつてゐます。現在はその計画が中止になりましたが、私の申し上げたいことは、そういう日進月歩の兵器の世の中でございますから、たとえばB52はどうか、あるいは戦時中のB29はどうかと、そういうようなことで事細かにこれを分類していくということは大変困難であるということをお断り願ひたいと思ひます。

○鈴切委員 それは法制局長官、ここに防衛白書がありまして、その中にICBM、攻撃型空母あるいはB52のような長距離爆撃機、これは憲法上の限界というふうにはつきり書いてあるわけですね。それがいま日進月歩によれば、いずれはこういうものは必ずしも憲法上の限界でなくなる、こ

ういう答弁をされたのです。それでいいですか。

○真田政府委員 私が参議院の予算委員会では、実は御質問に対して答えたわけでございますが、その趣旨は、やはり日本を守るためにあるわけでございまして、相手国、外国の軍備が進めば、やはりそれに耐え得る軍備でなければ、軍備と言つてはおかしいのですが、自衛力でなければ役に立たない、そういう意味で申し上げたのでありまして、決して青天井に切りなく伸ばしていいんだというふうに申し上げたものではございません。その後、衆議院の予算委員会でもまた御質問がありまして、それは憲法の枠内での話である、憲法の制約の中において——参議院では実は竹やりと鉄砲の話をしたわけなんです、それからもおわかりになりますように、ICBMが持てるんだ、B52が持てるんだというふうにおとりになるのは、私の真意ではございません。

○鈴切委員 それじゃ先ほどの防衛庁の審議官が言われた、いま現在B52というものについては確かにそれだけども、これから日進月歩になった場合に、それ以上のものが出ればそれに対抗するものを持つと、あなたそういうような意味のことを言われたじゃないですか。それでは、まさしく憲法上の限界というものがなくなるじゃないですか。だから、私はそう申し上げているのです。ですから、少なくともここに書いてあるものを含めて、どういふものがいわゆる憲法上の限界に該当するかということについてきつと出なさいと私は申し上げているのですよ。委員長、それを出させるようにやってくださいよ。さもなければ前に進まないじゃないですか、こういう問題

○上野政府委員 何か先ほどの私の答弁が、B52

だつてそのうち陳腐化するからそれは持てるんだというふうにおとりになったようでございますが、そういうことを申し上げているわけではございません。兵器の進歩の一つの例として申し上げたわけでございます。持てない兵器というのは、そののが防衛白書に書いてございます例は、I

CBMとB52とあと攻撃型空母ですか、そういうようなものは、現在におきましても、またその性格が現在のようないやうな性格の兵器である限り、これは憲法で持てないというところは、私ども十分に承知しておるところでございます。

○鈴切委員 あなた、私の前の質問についてもはっきりした見解が出ていませんね。たとえばCBRの催涙ガスだけをあなたはおとりになりましたけれども、私の申し上げたやつはどうなんですか。それから生物兵器については、これは国連において禁止していますね。こういう問題については、憲法上どうなんですか。

○上野政府委員 非人道的兵器としての生物化学兵器につきましては、これはわが国がたしか入っておりまして禁止されておると思ひますので、そういう条約は誠実に遵守しなければなりませんから、これは持てないという事はあります。ただ、これが憲法上持てないのかという点になりまして、憲法上の解釈としては、自衛のための必要最小限度のものの中かどうかという判断をしなければなりません。そういう見地からいって、これがいま直ちに生物兵器は持てない、化学兵器は持てない、催涙ガスの軽いものは持てるが重いものは持てないのだ、あるいはさらに非人道的なる生物化学兵器、これは持てないのだということとは直ちに言えない。と申しますのは、非人道的なるがゆえに直ちに憲法九条の解釈からいって持てないというふうな法理論はちよつと検討したことがございまして、ただいま御説明はちよつとできかねるわけでございますが、従来憲法九条の範囲外と申しておりますのは、先ほど来申し上げましたような意味での純侵略的と申しますか攻撃的と申しますか、相手国国土の壊滅的破壊のためのみを目的とする兵器ということ、それは明らかに持てないものだというふうに申し上げているわけでございます。

したがいまして、仮にの問題でございしますが、たとえば核兵器におきましてもABMのようなもの、あるいは核地雷のようなもの、こういうようなものは憲法の法理としても持てるわけでございますから、仮にそういう純防衛的な化学兵器とか生物兵器というものがあつたとすれば——あるかどうかは存じませんが、ありとすれば、それは憲法上は持てるということに相なるわけでございます。

○鈴切委員 真田法制局長官にお聞きしますけれども、いわゆる非人道的殺傷兵器、すなわち一瞬にして何万人もの人を殺すことができるいわゆる生物兵器あるいは毒ガスについても、化学兵器においても、催涙ガスというものは別問題ですけれども、それ以外本当に恐るべき兵器ができていくわけですね、これは憲法上防衛のためならば持てるという解釈なんです、それともこういうものは持てないのだというふうな御解釈なんでしょうか、その点はどうかでしようか。

○真田政府委員 個々の兵器についての知識は残念ながら私は持ち合わせておりませんので、一々の種類のBC兵器についてとかくは言えないわけでございますが、ただいま仮定の問題として一瞬にして何万人も殺してしまうというふうな兵器あるいはC兵器はきわめて非人道的なものである、これは憲法以前の問題であるというふうに考えます。つまり、憲法九条云々のうち外であつて、そういうものは持てない。仮にそういう非人道的な兵器が開発されても、そういうものは日本は持てない。

○鈴切委員 防衛庁の審議官の、防衛的なものは持てますよ、という御答弁をするのじやとて納得できませんよ。いま真田長官が言われたように、CBの兵器の中において一瞬にして何万人も殺すような、そういう兵器がいま開発されていくのですよ。そんなものは憲法以前の問題としてこれは持てないのだ、あたりまえだ、こういう考えの方の方が正しいですよ。

それから次に申し上げますけれども、攻撃型航空母艦は持てない、こうなつていますね。それなら、持てる航空母艦というのはいくらなんですか。○上野政府委員 お答え申し上げます。

攻撃型空母という分類、CVAと一般に言われておりますが、こういう分類は最近余り一般的ではございません。CVA、攻撃型空母という分類は、CVSというの是对潜空母、対潜水艦用の空母でございますが、潜水艦掃討専門の空母と対比する意味でCVA、攻撃型空母という分類が一般的であつたのが数年前でございまして、最近では空母はCV、原子力推進のものはそれにNとつけるといふような分類になっております。御指摘の防衛白書に書いてあります攻撃型空母というの

は、そういう分類が一般的であつたときの表現としてそういうものを使つたわけでございます。ただ、そういう分類を現在におきましてそのまま使うといふことは、攻撃型空母といふのは、対地あるいは対艦の攻撃力のある航空機を搭載する空母、代表的な機種は攻撃機でございますが、艦上攻撃機と称するものでございまして、そういうものを主力とする軍用機を搭載しております。まあ攻撃機のほかに対潜機も積んでおりますし、偵察機も積んでおりますし、それから戦闘機、そういう攻撃機を直接する、援護するたの戦艦も積んでおりますが、そういう空母、すなわち攻撃機を主力とする空母を攻撃的空母と言います。そういう空母というのには持てないというふうにしてその防衛白書でも明確に言つておるわけでございます。

そこで、持てる空母はどうかということになります。現在の、空母というのには、先ほど申し上げましたように、CVという分類を持っております。CV、すなわち対潜機能もあわせ持つた航空母艦というところでございまして、そういう意味では、たとえばやや昔の分類にありましてCVSのようなものは持てるのではないかと、これは伊藤防衛局長が先ほどの予算委員会でも御説明申し上げましたし、この御答弁はかつて何回も国会の場で申し上げたことがございます。

○鈴切委員 要するに、対潜哨戒機を積むという事であるならば持つことも可能である、こういうことですか。

○上野政府委員 対潜哨戒機を持つ艦船というものは航空母艦というものは、これは可能であるというふうな考えであります。

○鈴切委員 たゞはその空母に皆さん方が言われている防衛的な、専守防衛的な要撃戦闘機であるE4あるいはまたE15を搭載した場合、これはどうなんですか。

○上野政府委員 いま先生御例示のF4あるいはE15というのは、わが自衛隊がかつて装備し、現に装備し、またこれから装備しようとしておる。そういう種類の航空機というふうな理解いたしますと、そういう制空を主任務とした戦闘機を航空母艦に積む、制空が主であつて対地攻撃力がなない、ないといふ申す方が、それが劣つておる。そういう要撃戦闘機を航空母艦に積むという運用構想は、これは航空母艦の運用としては考えられないわけでございます。したがって、それはいかにかつてという御質問でございますが、ちよつとと答えられます。

○鈴切委員 先ほどあなたは攻撃型航空母艦の中に攻撃機あるいは偵察機、対潜機、戦闘機、こういうふうなことで、これが攻撃型航空母艦というふうにおっしゃつておるわけですか。となりますと、いま私が申し上げたF4あるいはF15、これは皆さん方は防衛的であり、しかも要撃戦闘機であるといふのでしよう。こういうものを載つけないといふ確約はないわけであつて、これは戦闘機でしよう、あるいは対潜機に、P3というのか、わかつてS3を載つた場合、P3Cというのか、S3を載つておられる、それを小型化したR4Eというのを載つて、あるいはまた攻撃機F1、こういうものを載つて、そういうものを載つければ、これは個々には確かにあなたたちが言うように要撃的であり防衛的であるといふても、こういうふうな総合的なものを載つた場合、果たして憲法はそれを許容し得るものであるかという問題についてはどうなんですか。攻撃型航空母艦と同じじゃないですか、そういうものを

をどんどん載つていけば。片一方は、これは専守防衛であり、また要撃機であるといふことだから許されるのだと言つて、実際に航空母艦に載つた場合には同じ役割をするんじゃないのですか。そういう点はどうなんですか。

○上野政府委員 ただいま先生御例示のF15は、これは米空軍が採用した航空機でございます。これを航空母艦に積むということはありません。将来も恐らくないでございます。

それからF4でございますが、航空母艦に積んでおりますF4はございます。ただ、このF4フアントムは、航空母艦に積みます場合は、F4というものは、御承知のように要撃戦闘及び攻撃戦闘能力の両方にすぐれた戦闘機でございます。ただ、現在わが航空自衛隊が保持しておりますF4は、これはそういうものでございせんことは先生御承知のとおりでございますが、現在航空母艦に搭載しておりますF4は、なるほど要撃戦闘機をいたしますけれども、同時に、完全なる対地攻撃機能を保有しております。

そういう意味で、ただいま先生の御指摘の御例示が現実の航空母艦の運用としてあるかといふことになると、これまで繰り返して恐縮でございますが、要撃専用の航空機を航空母艦に積むということは運用上考えられないわけでございます。

○鈴切委員 それでは、憲法が許容する、いわゆる対潜空母といふものは、これは要するにその程度までは持てるのだ、それ以外はもう一切考えられない、こういうことではないですか。

○上野政府委員 航空母艦、CVの保有につきましては、防衛庁は考へておりませんので、検討したことはございせんので、現在持つて考へはないといふことでございます。

○鈴切委員 現在持つて考へないと言つても、どんどん崩しにされるわけでしょう。たとえば空中給油にしたら、空中給油装置はつけないといふのが空中給油装置がついた、あるいは爆撃照準装置について、フアントムは外したけれども、F15はつける、こういうふうな防衛庁はなし崩し

にしてくるわけですよ。既定の事実を押しつけないがら来るわけですよ。そういう考へ方の中に歯どめをしておかなければならない。いまはそういう考へ方がないと言つても、それじや将来はそういう考へ方をする場合もあるんだね。

○上野政府委員 お答え申し上げます。この歯どめでございますが、まず憲法の法理上の解釈として、自衛のために必要最小限度の自衛力を超えるものは憲法上持てないといふこと、これは将来とも貫かれるものでございます。

それから、従来防衛庁は国会の答弁などをないがしろにして、その既成事実を押しつけてきたという御指摘でございますけれども、お言葉を返すやうでまことに恐縮でございますが、私どもの考えの基本は変わっていないといふことをあえて申し上げさせていただきます。

それで、その歯どめといふことになりまして、自衛隊は、これは申すまでもなく国権の最高機関たる国会を頂点とするシビリアンコントロールのもとにあるわけでございまして、防衛庁設置法あるいは自衛隊法の御審議もいただきまして、それから法律事項でないものにつきましては予算といふことで年々御審議をいただいております。どうも、どうも御審議をいただくの、幾らで、どうも数量を買つて、どうも配備するのだといふことまで事細かく御審議をいただいております。また、内閣レベルには国防会議といふものもございまして、そういう大きなシビリアンコントロールという、日本国憲法のこれこそ大原則でございますが、そのもとにおきまして、自衛隊はその年々におきまして現在に至る整備を認められてまいつたといふふうに私も理解しております。それでございまして、今後ともそういうシビリアンコントロールの枠内に自衛隊はあり続けるであろうといふことを申し上げたいと存じます。

○鈴切委員 ちょうど時間が中途半端で、これから事前協議もやりたいわけですから、あと何分もございせんので、切りのいいところで質問を終えておきます。

○梅野委員長 梅野泰二君。以上です。

○梅野委員 大分時間が遅くなつて恐縮ですが、質問をさせていただきます。

私はまず、第二次大戦中に、国民徴用令その他で朝鮮から樺太に強制連行された朝鮮人が多数あるわけです。それが現在のお樺太、サハリンに残留している。もうすでに戦争が終わつて三十年以上たつわけですが、この人たちは切実に祖国への帰還あるいは日本への帰還を願ひながら、それがどうしてもかなえられない。かなりの人がそうした望郷の思いを抱きながら異郷の地で死んでいくわけですよ。残つてゐる人たちも、このままでは同じ運命をたどらざるを得ないのではないかと、そういう悲痛な気持ちを抱いてゐるわけでありまして、この問題は実は国会でも二、三回取り上げられたことがあるわけでありまして、国民の多くはこの事実をほとんど知らない、私自身も実は最近知つたのであります。この問題は、実は事情を聞けば聞くだけ、どうして今日までこうした状態であつておかれたのか、やりきれない気持ちがあります。戦後は終わったといふ言葉がありますけれども、この朝鮮人の人たちは、戦後が終わつたどころか、戦争がまだ終わつていない。こういう状態に置かれたのは、日本政府の無責任さ、それに加えて国際政治の残酷さがあるのではないかと。この問題、何とか解決しなさいといふ。私は、いまなお、サハリンに残つてゐるこの朝鮮人ですね、これに帰還の望みを与える、生きる希望を与えるといふことは、日本政府だけではなくて、私は、日本の政治家すべての政治責任だといふふうに考へております。そういう立場から御質問申し上げます。

そこでこの人たちの実態を一体政府はどの程度把握しておられるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○大森政府委員 ただいま間もなく主管の局長が参りますので、その間、とりあえず私の承知して

いるところでお答え申し上げます。

○樺太に在住している朝鮮人の人数につきましては、正確にはその実態を承知いたしておりません。ただし、帰還促進団体関係者が数年前に述べておられるところによりますと、樺太在住朝鮮人の方々は、約四万人と推定され、またその国籍別比率は、北朝鮮籍の方六五%、ソ連籍の方二五%、無国籍の方一〇%と見られるようにございます。

○樺野委員 この人たちの中で、帰還を希望している人がある。その人数はどう把握しておられますか。

○大森政府委員 政府といたしましては、かねてからソ連邦政府に対しては、帰還希望者の実情調査を要請してきておりますけれども、現在までのところ、帰還を希望している方の人数等については、その実態を把握し得る状態にはなっておりません。ただし、昭和四十四年に韓国政府から日本政府に対して、約七千名を記載しました帰還希望者名簿が提出されております。これによりますと、うち千五百名が日本への永住を希望しているというところになっているわけでございます。

○樺野委員 日本政府としては、要するに正確な実態を把握しておられないわけですが、それにしても、いま挙げられた数字でも七千名いる。そこで、この人たちに對して帰還ができるように、いままで日本政府としてはどういう手だてを講じてこられたのですか。

○中江政府委員 この問題は、先生も御承知のように、日本とソ連との間で直接日本の問題として取り上げるという形ではございませんで、御指摘のように、かつて日本人であった人、その人の取り扱いについて、どちらかと言うと人道的な配慮というものをお願いしていく、こういう形でございます。そういう観点から、機会あるごとにソ連と日本との間でこの問題を取り上げまして、何とか好意的な配慮が得られないものかというところで、最近でも五回にわたりました外務大臣あるいは総理大臣レベルでソ連側に申し入れる

ということを続けているわけでございます。

○樺野委員 いま、人道的立場でとおっしゃいましたが、もちろんこれは人道問題であります。日本政府としては、人道以上の立場以上の法律的問題は政治的責任を感じておられるのですか、おられないのですか。

○中江政府委員 これは非常に客観的な国際法上の理屈の問題としては、なかなかむずかしい問題でございますけれども、その経緯から見まして、日本政府としては、この人たちのためにソ連との間で取り上げるだけのことはしなければならぬ立場であるという点では、それなりの考え方というものが基づいてやっています、こういうことでございます。

○樺野委員 政府の言い分は、要するに、この人たちの国籍がない。つまり実態は、戦時中に朝鮮から強制連行と言っているでしよう、それをしたときには日本国籍であった。それがサンフランシスコ条約によって日本国籍を失った。だから日本政府としては、言ってみれば人道上の問題として取り上げられない、こういうのじゃないですか、いかがですか。

○中江政府委員 先ほど私が、国際法上の冷たい理論からいいますと、日本として、国際法上の権利としてどうするということではできないという点は、いま先生のおっしゃいましたような経緯があった結果としてそうなっている。同時に、そういう経過から見まして、日本政府としては本件をソ連政府に対して、人道上、道義上の問題として取り上げていい立場にある、こういう認識になる、こういうふうな思いです。

○樺野委員 そこで、国際法上どうだとおっしゃいますか。そここの説明をしてください。

○中江政府委員 これは、先生がいまおっしゃいましたように、平和条約の発効に伴いまして、日本の国籍を失ったわけでございますので、自国民の取り扱いあるいは処遇に関する問題としては取り上げ得なくなっている、このことを言っている

るわけでございます。

○樺野委員 きょうは、法律論争は別にやる気はありませんが、ただ確認しておきたいのですが、平和条約の二条(四)項は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」ということですね。しかしこの条項には、国籍をどうするということは全く触れられていないですね。こういう場合に、領土の帰属関係が変更された、そのときに、一体国籍がどうなるのかというの、国際法上確立された一般原則はありますか。そこで条約に明文があれば、原則はありませぬ。そこで条約に明文がなければ、もちろんその条約に従う、明文がなければその条約の趣旨に従って決定されるべきだ。だから本件のような場合には、平和条約の二条(四)項がなぜできたのかという趣旨に従って決定すべきだといふのが国際法学界の通説だと私は思っています。これは、日本が朝鮮に対して持っていた主権を放棄する、これは、そもそも日本が日韓併合でいやおうなしに朝鮮の国家主権を奪った、と同時に、朝鮮人は日本国籍を強制された、戦争に負けた、ですからこれは当然に朝鮮に主権を返さなければいかぬわけですね。この場合に朝鮮半島に住んでいた人たちは、あるいは日本国内に、内地にいた人たちは、祖国の主権が回復すると同時に、自分たちが日本国籍を喪失して韓国籍または朝鮮民主主義人民共和国籍、どちらかでも取得できることですから、これは何の支障もないですね。この平和条約の二条(四)項というのは、そういう事態を今度想定していたと思うのです。そういう場合には、領土主権を失った、同時に日本国籍もなくなると同時に祖国の国籍を取得する、こういう解釈が妥当なところではないのですか。しかし樺太に残された人たちは、同時に祖国の国籍も取得できないという国際関係に置かれていたわけですね。これは日本国籍を失って、朝鮮、韓国籍を持つということとは朝鮮人たちの利益のためにあるわけだ。しかし樺太に残された人たちの実態から見れば、日本国

籍を失うということは直ちに無国籍になる、大変不利な状態に置かれるわけですね。この実態を考えますと、この平和条約で日本国籍を失ったのだから日本政府としてはあきらかに知らぬという態度はやはりとるべきじゃない、少なくとも日本国籍を捨てて、祖国の国籍を取得できる、その間日本国籍であった方が有利だというなら日本国籍があるというふうに取り扱うのが私は至当だと思っております。世界人権宣言でもそうですね。大体国籍というものはそういうものなんですね。すべて人は国籍を持つ権利を有する、これは権利です。「何人も、ほしいままに、その国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない」。自分の意思に反して国籍を奪われることはないのです。自分の国籍をどうするかは権利なのです。強制されることのないというのが世界人権宣言ですね。こういうことから考えても、日本政府の解釈というのは余りに形式的だ。

確かにこの問題については、最高裁の判例があることは存じています。しかし、最高裁の判例も、いま言いましたように一般の場合、朝鮮半島に住んでいた、あるいは日本内地にいたという人の場合ならそれでいいでしよう。しかし、その最高裁の判例を樺太に残された朝鮮人に適用するとすれば、これはそういうものだと最高裁の判決が読めるとすれば、最高裁の判決が間違っている、日本政府はこの国籍問題について誤った見解を持っていると思いますが、いかがですか。

○大森政府委員 政府といたしましては、サンフランシスコ平和条約第二条で朝鮮の独立を承認し、朝鮮の領土並びに朝鮮人に対する主権を放棄したわけでございます。その結果、いわゆる日韓併合後日本の国内法上朝鮮人としての法的地位を持っていた者は、居住地のいかんを問わず朝鮮国家の構成員となり、同時に日本国籍を喪失したもので、かように一貫して解してきています。

○樺野委員 その一貫してとってきた解釈が間違っているのではないかと申し上げているのです

よ。そういう解釈は、この問題だけではなく、たとえばこれもいま裁判になっている台湾人の元日本兵士の補償問題がありますね。これは法務委員会が社会党の横山議員が取り上げているのです。やはりこの国籍問題が根にある。

この問題をいつまでも論争しても始まりませんが、それでは一体、この約四万人と推定される人たちが、どういう理由で樺太に連れてこられたのか。国民徴用令そのほか、いろいろあると思うのですが、簡単にいいですから、当時の事情をおっしゃってください。

○中江政府委員 実は引き揚げ業務その他を主管しておられます厚生省の方でその間のいきさつについては御承知かと思つて、いまちよつと伺いましたが、お見えになつてゐる方は調べたものを手元にお持ちでないかと言つておられました。

て、当時日本人であつた、いま日本の国籍を失つた朝鮮半島出身の方々が樺太にどういふふうな事情で行かれたかといふことにつきまして、私も聞き及んでおりますところは、その大部分はいま先生が申されたような事情であつたといふことに聞いておりますが、正確な資料は私も持つておらない、こういうことでございます。

○樺野委員 私が知る範囲では、昭和十四年から十七年までの間は自由募集、形はそういう形、昭和十七年から十九年までは官あつせんという名前と呼ばれてゐる、十九年以降は国家総動員法による国民徴用令、こういうことですね。しかし、名前はいろいろあります、自由募集なんという自分積極的に希望して行つたように聞かせるかもしれないけれども、実態は無理やり持つていかれたといふことなんです。日本の戦争目的遂行のために庭先からいきなり連れていかれたのです。樺太に行つて何をしたら、炭鉱で強制労働をさせられた。それで戦争が終わつた、日本人なら当然祖国に帰れる、この人たちはいまの国籍も絡んで帰れない。日本政府はそれに対して何にもしようとしなかつた。今日、三十年以上たつてゐるのです。外務大臣、法律的な責任はともかく、こ

れは大変な政治的責任、人道的責任があると私は思いますね。何としてもこの人たちを帰すことを日本政府はしなければいけません。法律的責任はともかく、そういう政治的責任があるといふふうにお考えになりませんか。

○園田国務大臣 先ほど事務当局から人道的見地からと言いましたが、人道的、さらに法律的以上の道義的責任、政治責任があつて、こういう方々の過去の経緯からしても、政府はあらゆる努力をして、こういう方々の御希望に沿うようにしなければならぬと考えております。

○樺野委員 五十年の暮れあたりから手続的に何とか帰れるようにといふことが少しでも行われるようになった。その実情がわかりますか。説明してください。

○中江政府委員 現在までに帰還を希望して入国許可申請を行つた者は、外務省で把握してあります限りで百三十七世帯四百三十八名、こういうことでございます。そのうち日本に永住を希望する者が百三十三世帯三百九十二名、その中で現在までに入国許可を付与された者が百三十三世帯三百七十八名、そのうち本邦永住希望者は九世帯三十五名、韓国帰還希望者は百四世帯三百四十三名。そのほかに現在入国許可申請を審査中の者は二十四世帯六十名、本邦永住希望者が五世帯十一名、韓国帰還希望者が十九世帯四十九名。実際に帰還した者は三名、韓国に帰つた者が一名、本邦に永住しております者が二名、したがって、わが方の入国許可を得たけれども、まだ帰つてない者は三百七十五名、こういうふうに入外務省では把握しております。

○樺野委員 つまり七千人いるという帰還希望者のうちで、入国許可申請の手続をとることができた人が四百三十八名しかない。帰つてきた人は三名、たつた三名しかないのです。そこで、入国許可を得たが帰還できない人といふのが三百七十五名いるのです。大部分は皆そうなんです。これは一体どういう事情なんですか。

○中江政府委員 わが方で入国はできるというところまでは手続が進んでおりますけれども、ソ連の方から出国できない、こういうことだと思ひます。

○樺野委員 なぜ出国できないのか。その辺を外務省としてはソ連政府と折衝しているのか。そもそもこの入国許可について、まだ許可を審査中の人もおるしするのですが、何か条件をつけているのですか。入国許可の条件はどういうものがあるのですか。

○山野説明員 お答えをいたします。

現在まで査証発給の事前協議のために申請を審査しておりますが、入管当局で申請に基づいて内容を見ましたところ、大きく分けまして二つの申請目的になつております。一つは、日本を経由して韓国へ帰りたい、いわゆる通過査証の申請、それが一つでございます。それから第二が、日本に帰りたい、いわば居住申請、これとなつております。現在までのところ、私どもの手元に参りました申請の内容はすべてその二つになつております。

まず第一の通過につきましましては、現在までのところ、許可を与へました者に対しては特定査証三十日を付与しております。それから居住につきましましては、やはり特定査証一カ年を付与しております。条件はいま申し上げました一応三十日、一年という時間的な条件がついておるといふことです。それから居住の場合には戦前サハリンに参ります前に日本に居住しておつたことがあるといふことを確認した上で許可しております。

以上でございます。

○樺野委員 時間も余りありませんから、この辺はまた追つて詳しくお聞きしたいんですが、これは五十一年の一月二十二日の参議院決算委員会、当時の稲葉法務大臣それから宮澤外務大臣、答えられてゐるんですが、要するに日本に帰つて、それからすぐ韓国だといふんではなく、もしすぐに帰れないようならともかく日本にいらつしやい、こういうことではないと無理だろう、そういう

うことを言つておられる。どうも、いま法務省がやつておられるこの条件のつけ方などを見てみますと、私は大変きつたい感じがする。大体五十年暮れからやつとこここの程度のことが始まつたという、しかし戦争が終わつてからも三十年たつてゐるんですね。なぜ五十年の暮れからかと言へば、やれマスコミが騒ぎ出した、あるいは国相手のこの事件についての裁判が起つた、それが契機でしょう。そこで、なかなか国際関係のむずかしさがあることはわかりませんが、まず日本政府の方、その国際関係の壁はあるけれども、この人たちが帰れるような援助といひますかお世話、そういうことをしなければいけません。恐らく七千人のうち百三十七世帯四百三十八名しか入国許可申請がされてないといふのは、やりにくい事情があるからなんです。それに対して一体日本政府は、外務省、法務省は、この人たちに對して、いまの入国許可関係についてどういふ指導といひますか、お世話をしたんですか。あなた方は、どうぞ勝手におやりください、ちゃんとこの手続がそろつた人はそれなりに許可手続のことは考えますよといふんじやなかつたんですか。どの程度のお世話をしたんですか。こういうことが手続がとれるといふことをこの人たちにどういふ形で伝えてきたんですか、その点いかがですか。

○中江政府委員 外務省といひましては、入国管理の担当官庁であります法務省と協議をいたしながら、いまおっしゃいましたように、申請するならば勝手に申請しろという態度ではなくて、そういう声がナホトカの総領事館なりモスクワの大使館にいろいろの形で手紙が参りましたり、その他、人を介して照会があつたりいたします。そのたびごとにソ連から出国できるということについてどういふ状況になつてゐるかといふことを一方で調べますと同時に、そういうふうに出国ができるための条件をわが方で整えられる分はできるだけ努力しよう、そういう側面につきまして、指導と言つて大それておられるかもしれませんが、情報を提供いたしまして実現ができるように

ということ便宜を図っているというのが現状でございませう。その場合の具体的な入国の手続その他につきましても、これは入管の方が詳しく御承知なわけでございます。

○山野説明員 たいまアジヤ局長から御説明がありましたように、本件につきましては、入管当局としては外務省とも十分連絡協議をいたしております。現在までのところ、先ほど御説明申し上げましたように、具体的に査証付与の申請がありましては、その申請に基づいて処理しております現状でございます。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕
いま申し上げましたように、査証の申請内容は二つに分かれておりまして、私どもはその申請目的の線に沿って、その処理を図っておるわけでございます。

○吉江説明員 結局、これは日本人の場合だと厚生省の援護局がこういうことは、言ってみれば手をとって足をとって親切にしてくれるわけですね。ところが、そういうことをやってくれる政府機関がないところ、一つの問題があると思はれます。そこで、厚生省きよう来ていただいておりますが、この問題、厚生省援護局はどういうかわかりを持っておられますか。

○吉江説明員 厚生省といましては、もちろん日本人の引き揚げられる方に対する援護ということが中心になるわけですが、このよう日本人の方と一緒に帰ってこられる場合には、その方の経済状態その他を見まして、具体的には船運賃の負担、そこらのことはやらせていただいております。日本人妻と一緒に帰ってこられる方については、そのようなことをやらせていただいております。

それから、いわゆる韓国籍の方で、お帰りになりました日本に一定期間御滞在ということになりました。その方の生活状態が悪い、経済状態が悪いという場合には、私どもは実質的には生活保護

制度の適用ということでは滞在中のお世話を見させていただいていこうという状況でございます。

○梅野委員 その日本人妻と一緒に場合とおっしゃるけれども、要するに、日本人とそういう点で関係のない、いま無国籍の人たち、この人たちは、厚生省援護局はめんどろを見ないのですか、それはどうなんですか。

○吉江説明員 私どもは、いまのところ、そのようないわゆる外国人と申しましようか、その方に対しては特段の引き揚げ援護措置ということとはやっております。

○梅野委員 その問題でしてね、先ほどから申し上げておるとおり、単なる外国人じゃないでしよう。これは事情があるのですよ。いま国籍を失ったというのは、まだいろいろ申し上げたいが、きょうはくどくど申し上げませんが、御存じだと思ふのです。最初にお話がありましたように、ソ連籍が二五%、北朝鮮籍が六五%、無国籍一〇%というの、結局自分たちの生まれたところ、いまの韓国へ帰りたい、そのためには北朝鮮籍、ソ連籍を取ると、なかなかそうはいかない。樺太の事情を考えれば、それはいろいろな面でソ連籍、北朝鮮籍を取った方がいでしょう。しかし、それも取らないで、なおかつ無国籍のままでは、なかなか続けるというの、ただ帰りたい、帰還したい、こういうことでは、そのときに、連れていかれた事情から言っても、ただ外国人だということでは、厚生省援護局が済まされるのか。そういう人たちに對して、日本人のように援護をしてはいかぬという何か法令上の制約でもございませうか。

○吉江説明員 私どもは確かに引き揚げ援護を担当する部局でございますが、これはいわゆる日本に引き揚げられる方、要するにお帰りになる方、韓国出身の方でございます。恐らくお帰りの先は本来韓国ということになるのじゃないかと思ふのですが、私どもは日本に引き揚げられる日本人の方を対象にして従来からずっと仕事をやってきておるといふ経緯があるわけでございます。

ただ、先ほど来先生御指摘のように、この方たちが向こうへ行かれ、あるいは戦後向こうにとどまられ、そして今回日本にお帰りになるというところにつきましても、それはいろいろ深い事情もございまして、そこでもありましようから、私どもはそういう方に対する援護の施策をもし展開するとすれば、これは新しい問題になるわけでございます。すので、十分検討して対処してまいりたい、かように考えております。

○梅野委員 厚生省援護局が、この人たちはめんどろを見てあげたくても日本国籍がないのだからと申す、日本国籍以外には法律上そういうふうになつていないのです、とおっしゃった。しかしその根拠として、私、厚生省が御持ちになったものを見ましても、日本国籍でなければいかぬなんて、どこにも書いてないのです。ですから、この人たちの特殊事情を考えれば、日本人と同じように未帰還者としての実態を調査する、そういう人たちの資料を作成したりする、それは調査課の仕事でしよう、この人たちに對していろいろな援護をやるというの、これは援護課の人たちがやればよろしい。

そこで厚生省の援護局が主幹になつてこの人たちの帰還をどうするかということ企画していただく、その主力になつていただいて、外交交渉は外務省にやっていたら、入管の手続は法務省にやつてもよろしい、こういうふうにしなせんと、たまたまこういう手続を知った人、そういう事情にあった人だけしかこれはやれないことになる。だから、七千人もいるというのに、五十年の暮れから現在までわずかに百三十七世帯しかないですね。

○梅野委員 ざいお願ひしたいと思ひます。帰還を積極的に進めることについても、もちろん韓国政府に異論のあらうはずはございませぬし、確かに日韓、日ソ、韓ソという非常に微妙複雑な国際関係が絡むわけですが、しかし、ソ連政府といえども、今日時点になればそれこそもう人道上の立場から御協力願ふると私は確信しているのですが、ひとつ日本政府の方がいさ少し熱意を示して実態を訴えていただくように、またそういうことので

ら厚生省援護局が乗り出していただきたいというふうに考えております。

○園田國務大臣、たいま梅野先生から仰せられたとおり、これはきわめて責任の重いことであり、残つておられる方々の心情を思うとせつないものがございませう。梅野先生がしばしばこの問題を熱心にやっておられると聞いておりましたので、モスコイではいま先生のおっしゃったような気持ちで私はグロムイコ大臣に熱心に、激しく要請をいたしました。しかし、ソ連のこれに對する態度その他は先生よく御承知のとおりでありまして、何と返答したかということではこの問題を取り上げることは、むしろ現在の状況で残つておられる方がお帰りになることを妨げるようなことになりまうので、この点は御理解を願つて、相手が何と返答したかということでは申しませんけれども、私としてはいろいろ手段を講じ、また理屈に合わないところもございませうから、ソ連に對する要請、折衝、こういうことは粘り強く熱心に続けていくと同時に、先ほど仰せられました受け入れ体制の問題についても理屈だけでは通らぬ点がたくさんございませうから、一遍法務大臣、厚生大臣とも相談をして、何とかいい方法がないか研究してみたいと思ひます。

○梅野委員 ざいお願ひしたいと思ひます。帰還を積極的に進めることについても、もちろん韓国政府に異論のあらうはずはございませぬし、確かに日韓、日ソ、韓ソという非常に微妙複雑な国際関係が絡むわけですが、しかし、ソ連政府といえども、今日時点になればそれこそもう人道上の立場から御協力願ふると私は確信しているのですが、ひとつ日本政府の方がいさ少し熱意を示して実態を訴えていただくように、またそういうことので

きるような組織体制というのですか、先ほど来大變前向きな回答をいただいているわけですが、これをお願いいたしまして、この問題についてはこれで質問を終わらせていただきますと思います。そこで、遅くなつて恐縮ですが、竹島の問題について少しお尋ねをしておきたいと思ひます。

竹島が日本の固有の領土だという点は全く疑問の余地がないわけでありまして、私は島根選出でございますから、地元の問題としても特に強い関心を持っておるわけですが、竹島が固有の領土だというのは北方四島と同じです。しかも、北方四島がいまソ連に占有されている。そこで、ソ連が北方四島について領有権を主張している根拠よりも、竹島について韓国が領有権を主張する根拠の方が私ははるかに薄弱だと思ひます。とにかく戦争が終つてから数年たった昭和二十七年、竹島は無人島だということで、言つてみればそれを奇貨としてやにわに上陸して、以来占拠をして領有を主張する、これは私に言わせれば大變不法なことだと思ひます。

北方四島の領有権に関する日本政府の態度というは大變強い、毅然たる態度だ。北方四島問題が片づかなければ日ソ条約は締結しないとまで言つておる。ところが、竹島についてはきわめて弱腰といひますか熱意がない、天と地ほどの差があるように私は思ひます。なるほど竹島というものは豆粒のような島でしよう。二十三万平方メートルで無人島。ですから、これは大變重要なもので、特に領海法なり二百海里が出てきまふ、そういうことを考えただけでも、豆粒みたいな島だから問題にならないというのでは決して済まされな問題があると思ひます。竹島は日韓条約締結のときに本島は片づけなければいけなかつた問題だと思ひますが、そのときの交換公文があるけれども、この交換公文というのは大變なしり抜けで、竹島問題について解決するに何の役にも立たない、そういうものになつております。これが今日、竹島問題をにっちもさつちもいかなくしている最大の原因だと思ひます。

それはそれとして、昨年の四月六日に、島根の漁業団体の代表が福田総理に会つたときに、福田総理は、これは大變重要な問題だから、秋に開かれる日韓閣僚會議に議題として取り上げよう、こういう約束をされたのです。ですから、地元の漁業団体の代表は大變期待を持って帰つた。ところが、日韓閣僚會議は昨年の秋に開かれたので、正式議題にはならなかつた。個別的に當時の鳩山外務大臣と朴東鎮外務大臣が會つて一応主張を言ひ合つたという程度で終つておるわけですね。いま竹島には韓国の旗が立つております。領有権を示しておる。警備隊がいてトーチカがある、こういう状況になつておるわけですね。また、昨年十月ころには韓国の漁民が住民票を竹島に移したというふうな問題があつて、大變刺激的な状況があつた。

そこで竹島の現況はどうなつてゐるのか、保安庁の方も来ておられますから、最近の状況を御説明願ひたい。

○久世説明員 海上保安庁は外務省の要請によりまして、巡視船によつて竹島の調査を行つておるわけでございますが、最近行ひましたのは、先生も御承知のとおり昨年の八月三十一日でございます。第八管区海上保安本部の巡視船「くすりゆ」によりまして海上から調査したわけでございます。距岸大体三百メートルから七百メートルまで近づきまして、いろいろ双眼鏡あるいは肉眼等によりまして調査を行つたわけでございます。當時は、概略申し上げますと、やはり先生御存じのとおり、竹島には大きな島が二つございまして、東島には灯台、見張り所、小屋あるいは宿舎、そういうものがございまして、なお銃座が一基新設されたというふうな状況でございました。なお、西島にも小屋が一むねございまして、先ほど先生のお話がありましたように、東島にはやはり韓国の警備員と思はれる者が十三名視認されたというふうな状況でございます。

○梶野委員 竹島周辺は日本海有数の好漁場ですが、前国会で私がお尋ねしたときの水産庁の答弁

では、竹島周辺二百海里内の漁獲高は年間一万トンぐらゐで、金額にして約二十七億円ぐらゐだという御説明だった。昨年の実績がもしわかつていたら言つていただきた。それと、周辺の日本漁船の操業状態はいまどういふふうになつてゐるのか、特別の紛争などはないのか、そこら辺いかがでしよう。

○上田説明員 竹島周辺におきまふところの五十一年の操業状況でございますけれども、漁獲実績は推定で、中型、小型イカ釣り漁業によるところのイカが約一万二千七百トン、沖合い底びき網漁業によりましてところのニギス、ヒラメ、カレイ等の漁獲量が約五百トン、カニかご漁業によりましてところのベニズワイガニが約三千二百トン、合計いたしまして約一万六千四百トンというふうになつておりました。同島周辺は日本海における重要な漁場となつております。

操業実態でございますけれども、竹島周辺三海里以内においては、日本漁船は操業いたしておりません。

以上でございます。

○梶野委員 竹島は、日本側も日本固有の領土だということ、一応領海十二海里を引いたことになつてゐます。そこで、韓国の領海十二海里法が国会を通過して、この四月ごろまでは領海施行宣言がやられるのじゃないか、こういうふうな聞いておるのですが、そうした場合に、対馬海峡などは大統領令で特定水域にして三海里にするということも言われております。竹島について同じような特定海域にするという報道もなされたり、いや、そうじゃないのだと言つたり、この辺がはつきりしない。

また、昨年の九月二十五日の朝日新聞なのですが、昨年九月二十四日にこの問題について日本政府と協議を始める方針だということを韓国政府筋が明らかにしたのだということが書かれてゐるのですが、そこら辺の状況をちよつと御説明いたしたいと思ひます。

○中江政府委員 韓国が近く領海十二海里という

ものを実際に韓国の国内法制上採用することになつてゐる、そしてその具体的な線引き、その他については四月ごろに大統領令が何かで明らかにすることになつてゐるという情報は、いま先生のおつしやつたとおりに私も承知しております。ただ、具体的にどういふ線引きになるのかという点は、私もまだ承知しておりません。

漁業問題に關しましては、十二海里の領海の話が出たときもそうであり、それ以前の二百海里がだんだん世界の趨勢になつたときにも言つておることでございますけれども、日韓漁業協定が現在有効に実施されておりました、この漁業協定に基づく漁業秩序というものを維持してまいりたい。海洋法の制度がどういふふうな発展してまいりまして、漁業についてはこの漁業協定のもとの操業秩序を維持してまいりたいというところは、韓国が何度か言つておることでございます。日本といひましたけれども、御承知のように、西側といひますか、日韓漁業協定あるいは日中漁業協定が現在支配しております水域につきましては、いまの秩序が維持、継続されることが望ましいという態度で臨んでゐるということでございます。今度の領海十二海里によつて、先ほど来問題提起のございまして日本のあの周辺での漁場について直接何らか大きな秩序変更があるかという点については、韓国はそれは考へていないやうだといふ程度の認識は持つてゐる、こういうことでございます。

○梶野委員 それは漁業協定だと三海里ですね。ですから、領海十二海里法になつても、漁業の關係ではいままでどおり双方三海里、大体これだけけるというふうなことで、つまり、いままでは三海里までは竹島周辺でも自由に日本の漁船が入れた。十二海里領海法が施行されると十二海里からは入れないやうになるのか、そこら辺のところですね。

○中江政府委員 一般論と竹島周辺とは趣が違ふと思ひますが、一般論といたしましては、領海の幅員の拡大は主權行為でございます。その

国の一方的な主権発動に基づく管轄権の拡大という点にございまして、三海里が十二海里になりますと、この十二海里はいま国際法上一応有効なものというふうには確立されてきておりますので、十二海里に領海が拡大されますと、その部分は領海として、いままでのような三海里までであったときとの幅の九海里については領海の制度のもとに服することになる、これは当然のことだろうと思ひます。

竹島につきましては、いまでもあるいは将来でもそうでございますけれども、日本は日本固有の領土でございますので、三海里時代には三海里、十二海里になりますと十二海里を日本の領海として制度上は実施して公布していくべき性質のものという事になりますし、韓国は韓国で、韓国の立場に基づいて領海ということになりますと、恐らく十二海里になるうかと思ひます。その間入るのか入れないかという問題につきましましては、日本の立場に立ちますれば入るも入らないも自分の領域ということですが、先ほど来のお話にありましますように、実際に韓国が不法占拠をしていて、その不法占拠をしていて韓国の範囲内に力でもって押しつけて入るという事は、いまのところ日本はいたしませんし、将来ともそういう方法をとるべきでない。したがって、そのところは話し合いによつて解決していかねければならぬ。これは、紛争であることは間違いないわけですので、紛争は平和的に解決する。この基本方針に基づいて解決しようとするために、なかなか時間がかかっておりますけれども、日本の立場を捨てるとかあるいは自分で制限するとか、そういうことは一切いたしません。しかし、実際の不法占拠の態様というのは、いままでどおりでございますので、領海が十二海里になりますれば、その十二海里について相争う、こういうことになるうかと思ひます。

○樺野委員 領有権の帰属はともかくとして、その周辺の漁船の操業の安全あるいは現実に入つて、そこで魚をとるといふ、いまも十二海里の中

に入つてゐると思ひますが、さしあたり四月時点になれば、これ現実的にどうなるかということになってきますので、この辺は、ひとつ事前に詰めていただきまして、いきなり十二海里領海設定された。いままでどおり日本漁船が入つた。大変な紛争が起るということのないように対処していただきたいと思ひます。

そこで、この領有権を含めての竹島問題ですが、外務大臣がかわられまして、竹島問題については一体どういふふうに対処なさうとしてゐるのか、その基本姿勢をひとつ伺つていただきたくと思ひます。

○園田国務大臣 いまお答えしましたとおり、この問題は、話し合いで解決をする、こうなつておりますが、だんだん延びてきまして、そのうちに実績を積まれて非常に困ることになるわけでありま。

そこで、国際司法裁判所に出て、ここで結末つけようということですが、これは、相手国が承認をしなければできないわけでございますから、これもできないでおるわけでございますが、先般韓国の外務大臣と会つたときにも、とにかくこれは話をつけようじゃないか。しかし、これも時期もあることだから、とりあえずいろいろあの上で実績を積むようなことは差し控えてもらいたい、こういうことを申し入れておきました。が、私としては、北方四島問題その他の問題で国民の総意のもとに熱心にやつてゐる時期でありますのに、こういうところをいかにいかにしておいては理屈が通らぬわけでありましますから、しかも北方四島も当然であります。竹島は全く鼻先にある島でありますので、時期を見、いろいろ準備をしつつ、一度はびしと話ををつけたいと思ひます。

○樺野委員 ことしもまた九月に、ソウルで、第十回の日韓定期閣僚会議が開催されるというふうなうわさをされてゐるわけでありまします。私は、この日韓閣僚会議というものは、いままでの経過から見てみますと、どうも臭い物にはふたをする、

金大中事件などがそうであります。そういうやらなければいかぬ問題はやらないうで、いわゆる日韓癒着をますます深めていくような、そういう役割りしか果たさなくなつてゐるのじゃないかというふうな思ひです。ですから、そういう会議ならば、この際、日韓閣僚会議を続けるということもはやめるべきじゃないのか、こう考えます。しかし、そのことはきょうはともかくとしまして、仮にこの九月に、予想されるように第十回の日韓閣僚会議が開かれた場合に、この竹島問題というのを正式議題として取り上げる、こういう方向でやつていただけるのかどうか、この点を大臣にお伺ひします。

○園田国務大臣 いままで定期閣僚会議でこれが議題になつたことはありません。正直に言つて、いろいろ事務当局の意見も聞いておりますが、これは主張すべきだという意見もあるし、これを議題にすると、かえつていろいろ問題が起るという話がありますけれども、私としては、これを黙つて見ておる手はない、黙つて見ておつたら然認という形になつてきますから、今度の閣僚会議では私は議題として主張するつもりであります。

○樺野委員 どうも大変長時間ありがとうございます。まだ少し時間がありますが、一番最後です。これで終わらしていただきます。

○村田委員長代理 以上で樺野委員二君の質問は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時十七分散会

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案

（国家公務員法の一部改正）
第一条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第百八条の二第三項ただし書中「管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員」を「重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員」に改める。

第百八条の三第六項中「次項」を「第八項」に、「こえない」を「超えなない」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「行なわなければ」を「行われなければ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

（地方公務員法の一部改正）
第二条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項ただし書中「管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員」を「重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体と

の關係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員」に改める。

第五十三條第六項中「次項」を「第八項」に、「こゝを」を「超えない」に、「行なわれなければ」を「行われなければ」に、「行なわれなければ」を「行われなければ」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の前になされた国家公務員法第八條の三第六項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三條第六項の規定による登録の取消しの効力については、なお従前の例による。

理由

国家公務員及び地方公務員の労使關係の改善に資するため、国家公務員法及び地方公務員法について、管理職員等を定める規定を整備するとともに、職員団体の登録の取消しは、取消訴訟の出訴期間中又はその訴訟が裁判所に係属している間は、その効力を生じないものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律

法律

（目的）

第一条 この法律は、職員団体等が財産を所有

し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、職員団体等に法律上の能力を与えることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「職員団体等」とは、国家公務員職員団体、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。

2 この法律において、「国家公務員職員団体」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）にいう職員団体（国家公務員法第八條の三の規定により登録されているものを除く。）をいう。

3 この法律において、「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）にいう職員団体（同法第五十三條の規定により登録されているものを除く。）をいう。

4 この法律において、「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体の連合団体（国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体であるものを除く。）

二 国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国家公務員法第八條の二第一項の職員（以下「非現業の一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二條第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの

（法人格の取得等）

第三条 規約について認証機関の認証を受けた職員団体等は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

2 職員団体等に関して登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもちて第三者に対抗することができない。

（認証の申請）

第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令（第九條第一号又は第五号の職員団体等に係る事項については人事院規則とし、同条第二号又は第六号の職員団体等に係る事項については最高裁判所規則とする。以下同じ。）で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

（認証）

第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等とその旨を通知しなければならない。

一 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

イ 名称

ロ 目的及び業務

ハ 主たる事務所の所在地

ニ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項

ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項

ヘ 理事その他の役員に関する事項

ト 業務執行、会議及び投票に関する事項

チ 経費及び会計に関する事項

リ 規約の変更に関する事項

ヌ 解散に関する事項

二 規約の変更、役員選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員

の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員

の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続が定められていることをもつて足りる。

三 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）若しくは監査法人又は信託業法（大正十一年法律第六十五号）第五條第一項第六号の業務を営む信託会社の監査証明とともに少なくとも毎年一回構成員に公表されることとされていること。

（認証の拒否）
第六条 認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該職員団体等が、第八條の規定により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは、認証を拒否しなければならない。

（規約の変更の届出）

第七条 職員団体等は、第五條の規定により認証を受けた規約の記載事項に変更があつたときは、命令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認証機関に届け出なければならない。

（認証の取消し）

第八条 認証機関は、次の各号の一に該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五條の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職

九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

法第四十六條第一項第四号及び」と、「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」とあるのは「職員団体等」に対する法人格の付与に関する法律（昭和五

の下に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律による法人である職員団体等」を加える。

(所得税法の一部改正)

3 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

職員団体等(法人であるものに
限る。)

職員団体等に対する法人
格の付与に関する法
律(昭和五十三年法律
第 号)

(法人税法の一部改正)

4 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

職員団体等(法人であるものに
限る。)

職員団体等に対する法人
格の付与に関する法
律(昭和五十三年法律
第 号)

理 由

国家公務員及び地方公務員の労使関係の改善に資するため、国家公務員法又は地方公務員法に規定する手続によつては法人格を取得することができない職員団体等に対して法人格を付与する制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。